（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会との意見交換会

日　時：令和８年１０月１４日（水）１５：３０～１７：３０
場　所：ブリランテ武蔵野　２階エメラルドＡＢ

議　事　次　第

司会：関東地方整備局 企画部
技術開発調整官

１．開　　会

２．挨　　拶

○ 関東地方整備局長
○ （一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会　会長

３．情 報 提 供

◇ ＰＣ建協からの報告
◇ 関東地方整備局の取り組みについて

４．意 見 交 換

◇ （一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会　提案テーマ
（１）年度工事量の安定的な確保
（２）働き方改革の推進
（３）生産性向上の推進
（４）ＰＣ橋の長期保全の推進
（５）優れた機能性と構造デザイン性を有するプレキャストPC建築の推進
◇ 自由討議

５．閉　　会

○ （一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会　副会長
○ 関東地方整備局　副局長

配 付 資 料 一 覧

・次第、配付資料一覧、出席者名簿、配席表、進行表

＜関東地方整備局＞

・関東地方整備局の取り組みについて	整備局資料－１
・（参考資料）関東地方整備局の取り組みについて	整備局資料－参考資料
・関東地方整備局の主なＰＣ上部発注予定箇所	整備局資料－２
・令和８年度　回答	整備局資料－３

＜（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会＞

・関東地方整備局とＰＣ建協との意見交換会会議資料	協会資料－１

＜別冊配布＞

- ● ＰＣ建設業協会のご案内
- ● ＰＣプレス vol.４１

（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会との意見交換会　出席者

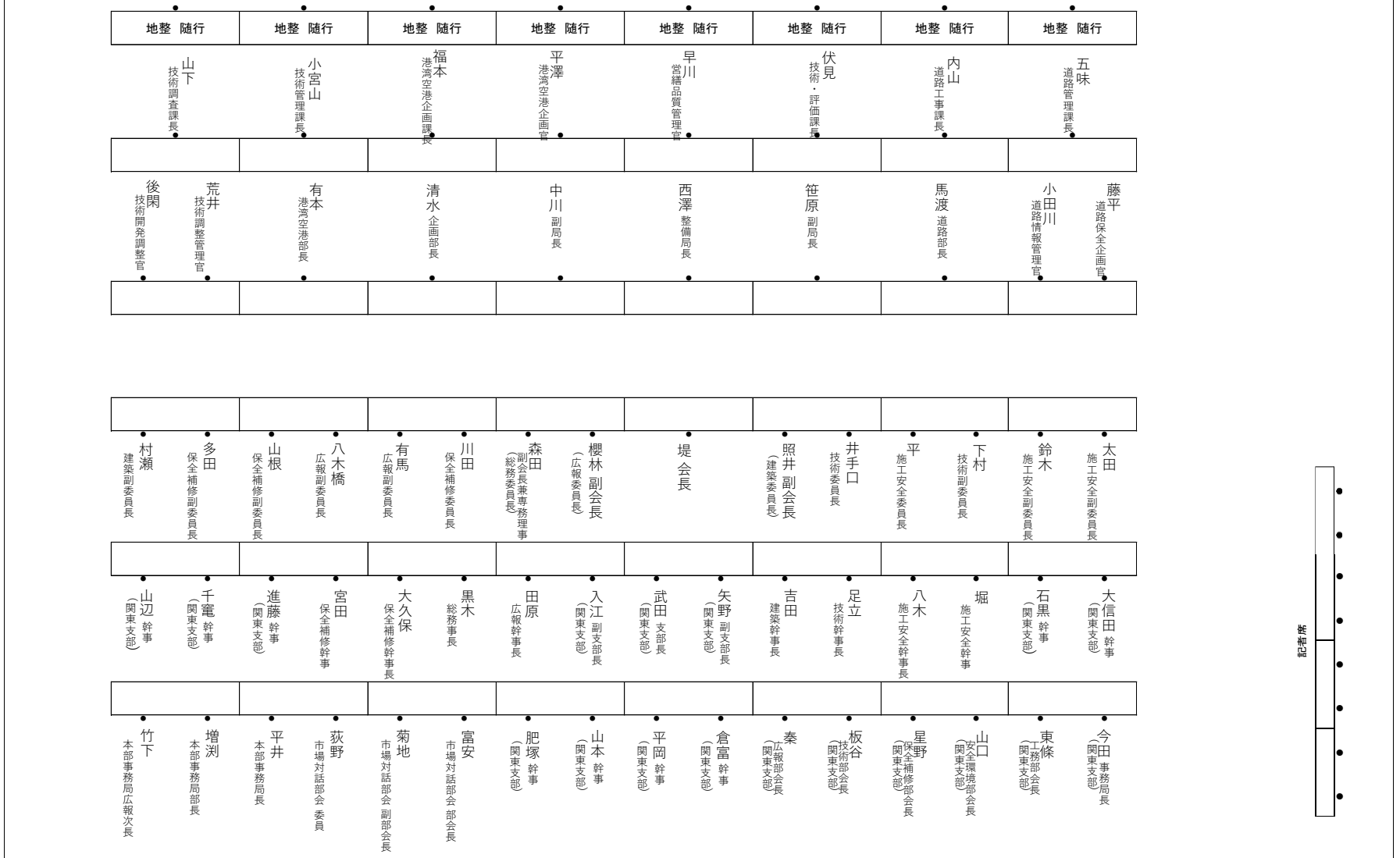
令和8年10月14日

■一般社団法人　PC建協	
会長	堤　　忠　彦
副会長　広報委員長	櫻　林　美津雄
副会長　建築委員長	照　井　　満
副会長兼専務理事　総務委員長	森　田　康　夫
理事・技術委員長	井手口　哲　朗
理事・施工安全委員長	平　　喜　彦
理事・保全補修委員長	川　田　琢　哉
理事・広報委員会副委員長	有　馬　浩　史
理事・広報委員会副委員長	八木橋　浩　隆
理事・技術委員会副委員長	下　村　　匠
理事・保全補修委員会副委員長	多　田　幸　夫
理事・保全補修委員会副委員長	山　根　隆　志
理事・施工安全委員会副委員長	鈴　木　洋　一
理事・施工安全委員会副委員長	太　田　和　宏
理事・建築委員会副委員長	村　瀬　大一郎
運営委員・総務幹事長	黒　木　信　秀
運営委員・広報幹事長	田　原　道　和
運営委員・技術幹事長	足　立　伸　朗
運営委員・保全補修幹事長	大久保　　孝
運営委員・施工安全幹事長	八　木　洋　介
運営委員・建築幹事長	吉　田　新　吾
運営委員・保全補修幹事	宮　田　　明
運営委員・施工安全幹事会幹事	堀　　重　伸
市場対話部会　部会長	富　安　　誠
市場対話部会　副部会長	菊　地　一　義
市場対話部会　委員	荻　野　重　治
事務局長	平　井　　尚
事務局　部長	増　渕　康　之
事務局　広報次長	竹　下　慎　也
関東支部　支部長	武　田　哲　郎
関東支部　副支部長	矢　野　安　則
関東支部　副支部長	入　江　友　規
関東支部　幹事	石　黒　忠　史
関東支部　幹事	進　藤　明　彦
関東支部　幹事	大信田　秀　治
関東支部　幹事	千　竈　康士郎
関東支部　幹事	山　辺　　猛
関東支部　幹事	平　岡　浩　志
関東支部　幹事	山　本　恭　透
関東支部　監査役	倉　富　芳　朗
関東支部　監査役	肥　塚　秀　明
関東支部　広報部会長	秦　　洋　二
関東支部　技術部会長	板　谷　城　宏
関東支部　保全補修部会長	星　野　展　洋
関東支部　工務部会長	東　條　義　一
関東支部　安全環境部会長	山　口　和　彦
関東支部　事務局長	今　田　元　雄

■関東地方整備局	
局長	西澤　賢太郎
副局長	中川　研造
副局長	笹原　顕雄
企画部長	清水　将之
道路部長	馬渡　真吾
港湾空港部長	有本　彰男
企画部　技術調整管理官	荒井　満
企画部　技術開発調整官	後閑　浩幸
道路部　道路情報管理官	小田川　豊
道路部　道路保全企画官	藤平　忠晴
港湾空港部　港湾空港企画官	平澤　興
営繕部　営繕品質管理官	早川　忍
企画部　技術管理課長	小宮山　隆
企画部　技術調査課長	山下　敦馬
道路部　道路工事課長	内山　淳二
道路部　道路管理課長	五味　康真
港湾空港部　港湾事業企画課長	福本　裕哉
営繕部　技術・評価課長	伏見　和幸

（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会との意見交換会

令和8年10月14日（水）15:30～17:30　於:ブリランテ武蔵野 5 階エメラルドAB



令和8年度　（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会との意見交換会（進行表）

令和8年10月14日（水）15：30～17：30　　於：ブリランテ武蔵野　2階エメラルドAB

時　間	内　容		発言者	配付資料
15:30　～	**開会**		（司会 ： 後閑技術開発調整官）	
～　15:40　（10分）	**挨拶**	関東地方整備局	関東地整　西澤局長	
		（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会	ＰＣ建協　堤会長	
15:40　～　15:41　（1分）	**資料確認**			
≪情報提供≫				
15:41　～　15:51　（10分）	**PC建協からの報告**			
		受注額の推移・実態調査の結果・安全への取組み・災害対策体制	ＰＣ建協　森田副会長兼専務理事	協会資料－1
15:51　～　16:01　（10分）	**関東地方整備局の取り組み**			
		関東地方整備局の取組について	関東地整 企画部　小宮山技術管理課長	整備局資料－1
		関東地方整備局の主なPC上部発注予定箇所について	関東地整 道路部　内山道路工事課長	整備局資料－2
≪意見交換≫				
〔協会側テーマ〕				
16:01　～　17:06　（65分）	**(1)年度工事量の安定的な確保** 1）年度工事量の安定的・持続的な確保 2）次世代に夢をつなげる新規プロジェクトの創生		協会提案説明：田原広報幹事長 回答者：道路部　内山道路工事課長	協会資料－1 整備局資料－3
	(2)働き方改革の推進 1）柔軟な完全週休二日の推進 2）総労働時間の削減 3）書中における作業条件の改善 4）技能労働者の処遇改善		協会提案説明：八木施工安全幹事長 回答者：（１）企画部　小宮山技術管理課長 （２）企画部　山下技術調査課長 （３）企画部　小宮山技術管理課長 （４）企画部　小宮山技術管理課長	
	(3)生産性向上の推進 1）プレキャスト化の推進 2）ICT活用の推進（BIM／CIM活用） 3）ICT活用の推進（新技術促進）		協会提案説明：足立技術幹事長 回答者：（１）道路部　内山道路工事課長 （２）企画部　小宮山技術管理課長 （３）企画部　小宮山技術管理課長	
	(4)PC橋の長期保全の推進 1）詳細調査・施工計画付工事の推進 2）地方自治体への支援要請		協会提案説明：大久保保全補修幹事長 回答者：道路部　藤平道路保全企画官	
	(5)優れた機能性と構造デザイン性を有するプレキャストPC建築の推進 1）官庁営繕・土木営繕にプレキャストPC造を推進 2）プレキャストPC造の採用を加速させる選定フローの採用		協会提案説明：吉田建築幹事長 回答者：営繕部　伏見技術・評価課長	
〔自由討議〕				
17:06　～　17:21　（15分）	**自由討議 「PC橋における技術と品質の継承に向けて」**		（質疑：適宜発言）	
≪閉会≫				
17:21　～　17:29　（8分）	**挨拶**	（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会	PC建協　照井副会長	
		関東地方整備局	関東地整　中川副局長	
17:29　～　17:30　（1分）	**開会**		（司会 ： 後閑技術開発調整官）	

関東地方整備局の取組について

令和 8年 10月 14日

国土交通省　関東地方整備局

目 次

1. 令和8年度　予算の概要

2. 令和9年度　国土交通省予算概算要求

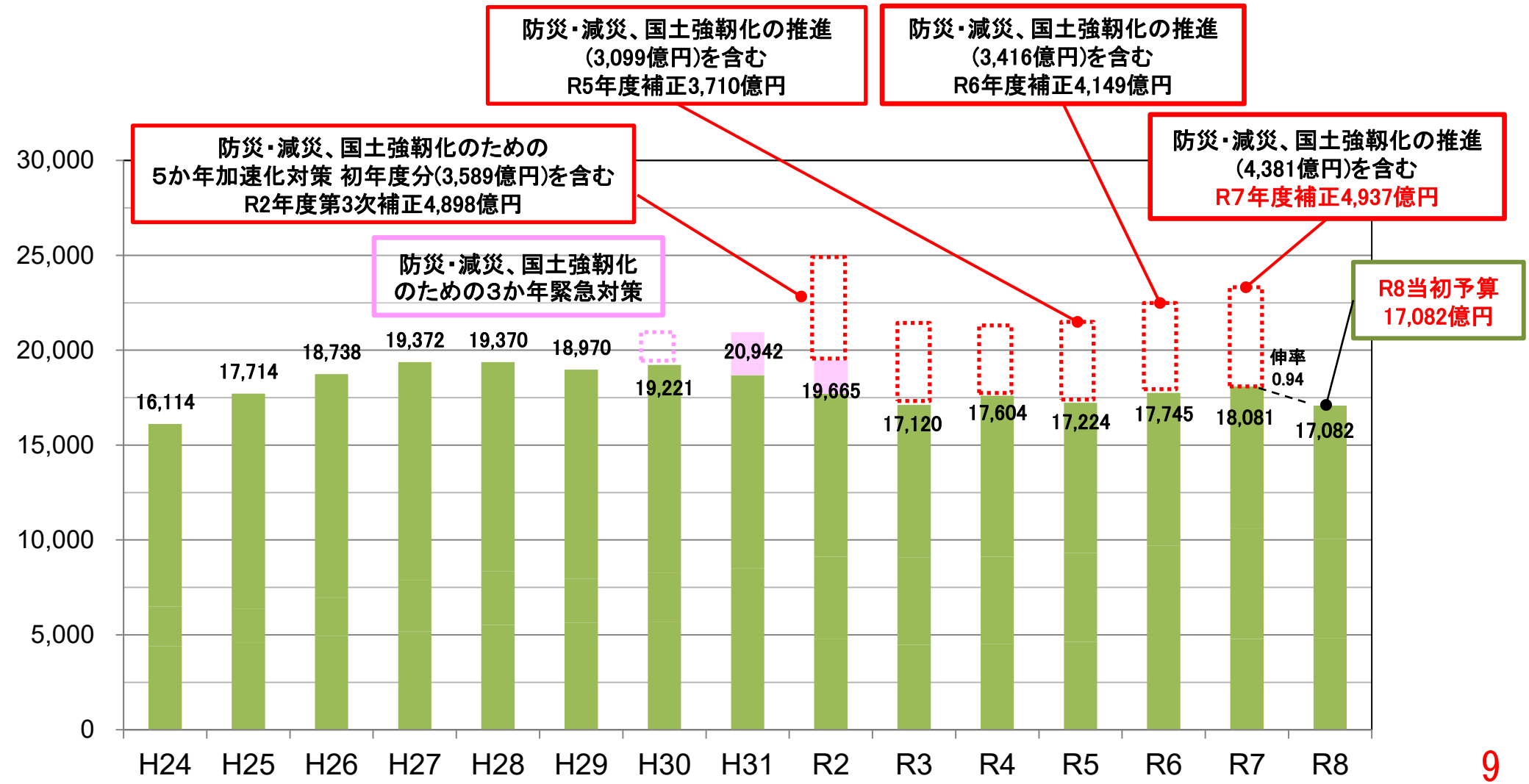
3. 関東地方整備局における2026年度の取組み等

１．令和８年度　予算の概要

関東地方整備局の予算推移

○令和7年度補正予算は、防災・減災、国土強靭化の推進（4,381億円）を含め、4,937億円。

○令和8年度当初予算は、**1兆7,082億円（対前年度比0.94）**。

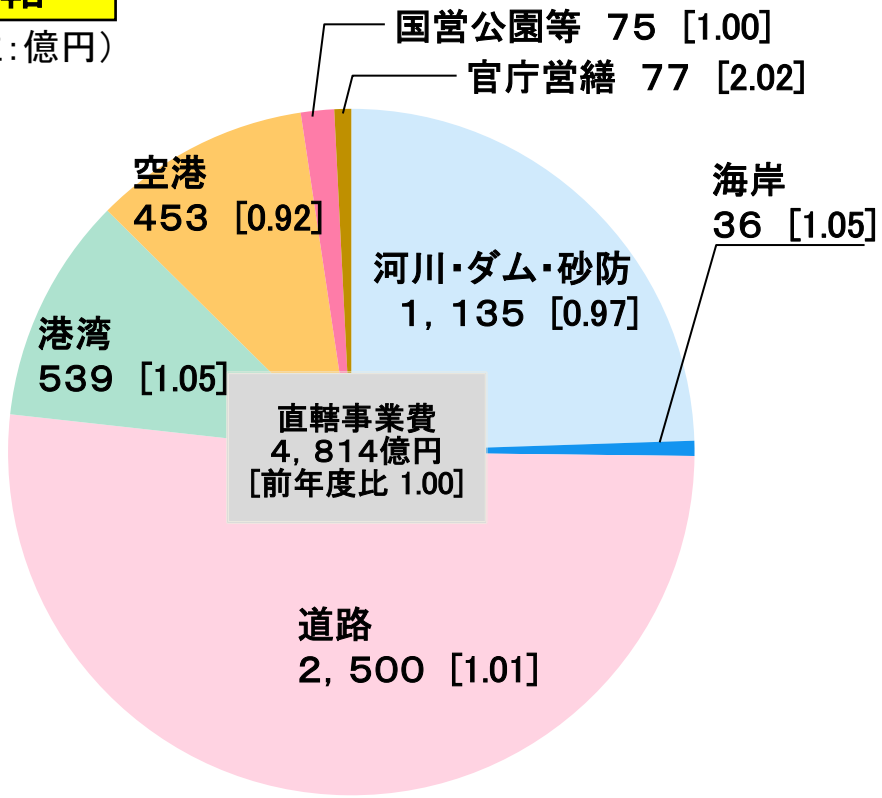


関東地方整備局の令和8年度予算

○令和8年度の当初予算は**1兆7,082億円（前年度比0.94）**。

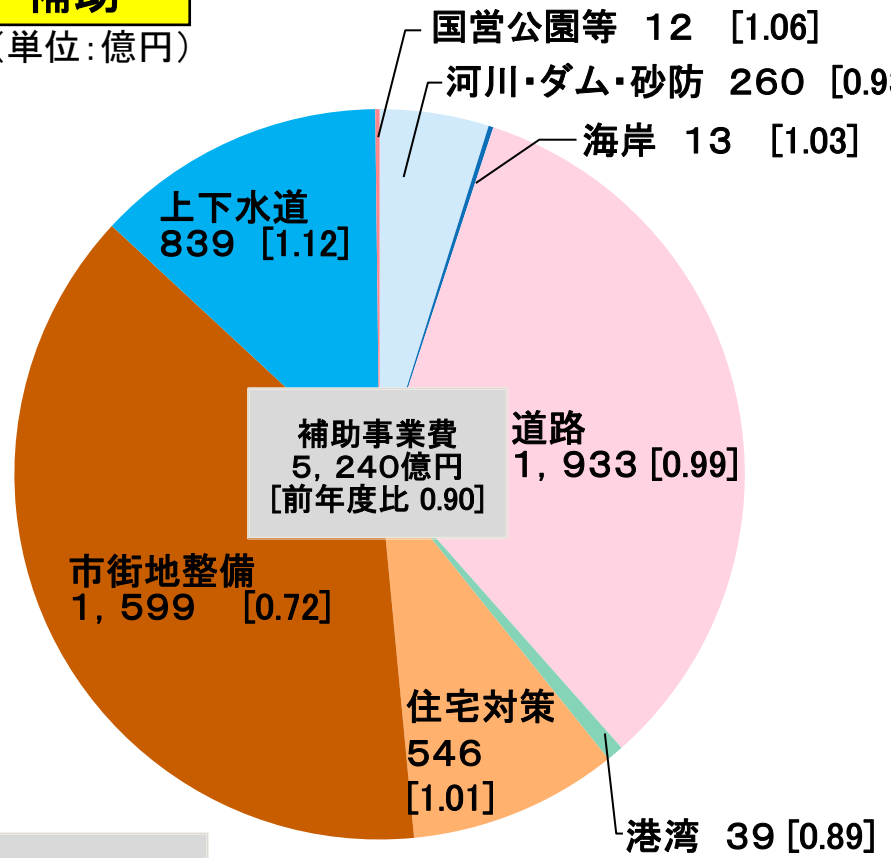
直轄

（単位：億円）



補助

（単位：億円）



社会資本総合整備事業費
（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）
7，028億円
[前年度比 0.94]

※［ 括弧書き ］は、対前年度比
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

2. 令和9年度　国土交通省予算概算要求

令和9年度　国土交通省 予算概算要求額

国土交通省

1. 国費総額

〈 対 R8当初＋R7補正※ 〉（ 対 R8当初 ）

(1) 一般会計　　8兆7，694億円〈1．35倍〉（1.44倍）

（うち、『「強く豊かな日本」投資枠』　1兆5，508億円）

公共事業関係費	7兆6，761億円	**〈1．38倍〉**（1.45倍）
○一般公共事業費	7兆6，323億円	
○災害復旧等	438億円	
非公共事業	1兆　933億円	**〈1．18倍〉**（1.40倍）
○その他施設費	876億円	
○行政経費	1兆　57億円	

※R7補正から、事項要求を行うものや災害復旧等を除く恒常的な経費

(2) 東日本大震災復興特別会計　　359億円（1．03倍）

2. 財政投融資　　2兆　134億円（1．47倍）

○　上記の他、下記項目について事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
- 第１次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費（『「強く豊かな日本」投資枠』）
- 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
- 戦略産業クラスター等の形成に資するインフラ整備等の推進に必要な経費（『「強く豊かな日本」投資枠』）

第1次国土強靭化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日 閣議決定

第１章　基本的な考え方

○防災・減災、国土強靭化の取組の切れ目ない推進

○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）

○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）

○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）
- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用の推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）
- 地方創生の取組と国土強靭化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靭化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靭化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）
- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第２章　計画期間　令和8年度から令和12年度までの5年間

第３章　計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靭化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	・個別避難計画作成 ・情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ➡ 60施策	・迅速な航路啓開のための体制の整備 ・衛星通信システムに関する制度整備等 ➡ 109施策	・マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ・矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 ➡ 56施策	・病院におけるBCPの策定 ・災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 ➡ 65施策	・地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ・「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ➡ 72施策

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

第４章　推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

1　施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靭化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換　等 ➡ 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化　等 ➡ 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築　等 ➡ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靭化施策の推進 ○ 国土強靭化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化　等 ➡ 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備　等 ➡ 16施策（29指標）

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靭化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2　対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。（Ⅰ．防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ．ライフラインの強靭化：おおむね10.6兆円、Ⅲ．デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ．官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ．地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第５章　フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）

○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信

○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携

○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

３．関東地方整備局における2026年度の取組み等

働き方改革・担い手確保に向けた関東地方整備局の取組方針

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2026年度は下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01 受注機会の確保

① R7補正・R8当初予算による計画的な工事発注
② 入札・契約、総合評価の工夫
【1】 受注機会の確保
－直轄実績を持たない企業の新規参入促進≪拡充≫
－一括審査方式を積極実施
－航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入≪新規 R8.8～≫
【2】 適切な競争環境の確保
－技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4⇒8年に延長
－企業の工事成績の差異を適正に評価
－業務成績評点の評価区分の細分化≪新規 R8.8～≫
【3】 企業の技術者運用の柔軟化
－参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式
－女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用

02 担い手確保の取り組み強化

① 多様な働き方の実現に向けた支援
② 安全管理推進技術者等認定制度
③ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動
④ 学校関係者等に向けた現場見学機会の提供
⑤ 総合評価の工夫
－若手／女性技術者の活用に対する加点評価
－熟練技術者の活用に対する加点評価
≪新規 R8.8～≫
－WLB認定企業の加点評価の実施

03 現場の環境改善・効率化の推進

① 国と県・政令市の工事関係書類の統一化と工事書類スリム化の徹底
② 適切な設計変更の徹底（ガイドライン（総合版）の周知徹底）
③ 快適トイレの費用計上の拡充
④ 猛暑対策の強化
－猛暑期間を休工可能とする工事発注
－現場環境改善費における熱中症対策等への充当を強化
－猛暑対策の工夫を行う試行工事の実施（総合評価において猛暑対策の提案を評価）
⑤i-Construction2.0の推進
－小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージの充実
－総合評価にICT施工StageⅡを追加
≪新規 R8.8～≫

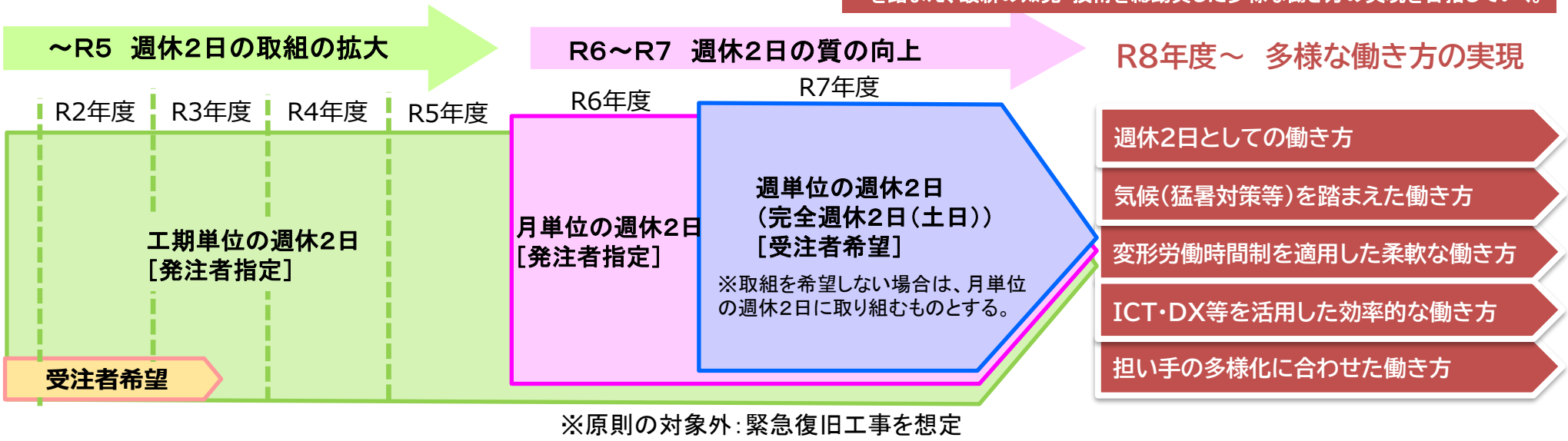
04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

①発注者協議会でのマネジメント強化
－取組推進のための指標設定（第三次・関東ブロック独自指標）
－「公共工事発注者の心得」の策定
－自治体の取組み好事例の水平展開

02. ①これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援

これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援

・直轄工事における試行を通じて建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
・他方、地域の実情や現場の状況等により多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。



※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

R7年度の週休２日補正係数（現場閉所）

工期単位（4週8休）	月単位	週単位（完全週休2日（土日））
補正無し	労務費：1．02 共通仮設費：1．01 現場管理費：1．02	労務費：1．02 共通仮設費：1．02 現場管理費：1．03

R8年度は週休２日制適用工事の試行完了に伴い補正係数は廃止

週休２日に係る工事成績評点（現場閉所）

R6年度	R7年度	R8年度
加点：土日を休日とする週休2日を実施した場合は加点 減点：明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点：なし 減点：明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点・減点なし （週休2日制適用工事の試行完了）

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

令和7年12月23日公表）

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注
- 猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
- 発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注
- 猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
- 宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- 特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避
- 現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- 早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－4とセット）
- 1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（1－6）適切な設計図書の作成

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

（2－1）i-Construction 2.0の推進
- 施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）作業環境の改善
- 個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
- 技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
- 技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費
- 現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- 実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費
- 維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- 施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
- 「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- 日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- 1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

○ 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
○ より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

従　来

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6\cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9\cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

＋

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定後

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

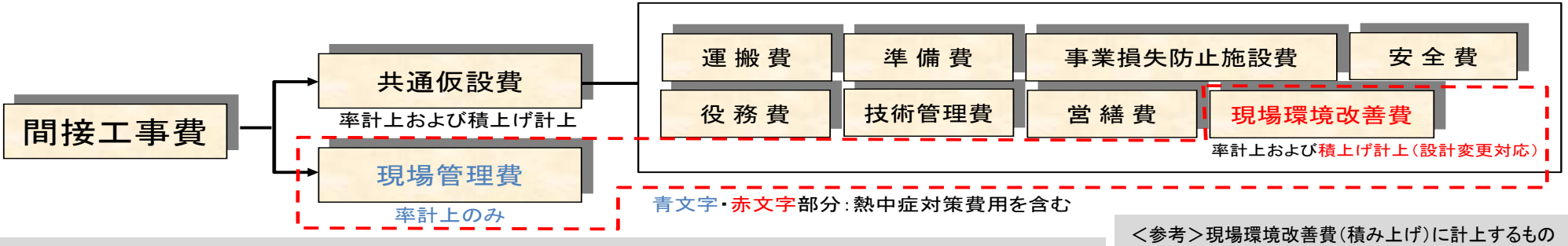
計上費目ごとに1内容ずつの**合計4つ**の内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9\cdot Pi^{-0.175}$	$i=32.5\cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

＋

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の**100%**を上限とする。

関東地方整備局発注工事の熱中症対策に係る積算等における運用について



＜参考＞現場管理費（率計上）に含むもの
労務管理費、安全訓練等費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、工事登録等費用、動力・用水光熱費、公共事業労務費調査費用、雑費

＜参考＞現場環境改善費（積み上げ）に計上するもの
・熱中症対策・防寒対策に関する費用
・巨額となるなど現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用

現場管理費における熱中症対策費用（率計上）

令和元年度～

【対象費用】

主に作業員個人に対する熱中症対策費用
（例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等）

【計上方法】

現場管理費の率計上（真夏日の日数に応じて補正（※1））

※1：現場管理費＝対象純工事費×（（現場管理費率×地域補正係数）
＋熱中症対策に資する現場管理費の補正）
熱中症対策に資する現場管理費の補正
＝真夏日率×1．2（真夏日補正係数）
真夏日率＝基準日（※2）から工期末までの真夏日（※3）÷工期（※4）

※2：受発注者協議により定める（工事着手日を基本とする）
※3：日最高気温が30度（℃）以上、またはWBGTが日最高25度（℃）以上の日（休工日は含まない）
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、またはWBGTが25度（℃）以上の日とする。
※4：工事着手日から工事完成日までの期間（休工日も含む）
ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

現場環境改善費における熱中症対策費用（積み上げ計上（設計変更対応））

令和7年度～（令和8年度～ 拡充）

【対象費用】

主に現場の施設や設備による避暑熱中症対策（・防寒対策）費用
（例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等）

【計上方法】

対策の妥当性（※5）を確認の上、現場環境改善費の積み上げ計上（※6）

※5：**対策の妥当性とは、定量的な冷却効果の評価ではなく、過度に高価な製品や過剰な数量とならないよう配慮することを指すものであり、見積書にて確認する（請求書や領収書までは求めない）。**

※6：**令和8年4月1日以降**に入札書提出期限日が設定されている工事は、**率計上額の100%を上限**に**設計変更にて**積上げ計上
令和7年4月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事は、**率計上額の50%を上限**に**設計変更にて**積上げ計上
令和7年3月31日以前に入札書提出期限日が設定されている工事は、率計上（安全関係_避暑（熱中症予防）・防寒対策に含む）

＜留意事項＞
積み上げ計上にあたっては、共通仮設費に含まれる安全費や営繕費、現場管理費に計上される現場労働者に係る費用と重複がないことを確認すること。

【参考】関東地方整備局発注工事の熱中症対策に係る積算等における運用について

現場環境改善費における熱中症対策費用（積み上げ計上（設計変更対応））

【計上例】

＜R8基準（率計上分の100%）＞

例：道路改良工事
（工事費計：218,317千円、対象額（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）：約117,130千円、施工地域：市街地以外）
⇒ 現場環境改善費：890千円（率計上分）
⇒ 避暑熱中症対策費用【積上げ計上】上限額：890千円

例：河川工事（築堤・護岸）
（工事費計：173,316千円、対象額（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）：約94,039千円、施工地域：市街地以外）
⇒ 現場環境改善費：752千円（率計上分）
⇒ 避暑熱中症対策費用【積上げ計上】上限額：752千円

対象額が5億円以上で積上げ計上上限額は固定額となる。
率計上分上限額（市街地）：6,900千円（率計上分）
避暑熱中症対策費用【積上げ計上】上限額：6,900千円
率計上分上限額（市街地以外）：2,850千円（率計上分）
避暑熱中症対策費用【積上げ計上】上限額：2,850千円

【例示】現場環境改善費における熱中症対策費用（積み上げ計上（設計変更対応））

②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上<令和7年度基準より>

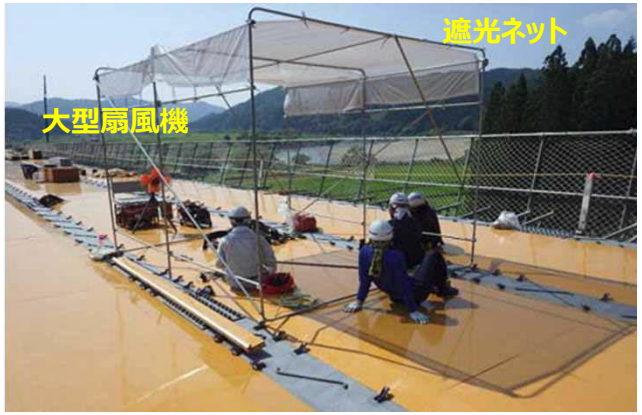
・現場環境改善に要する費用として、現場環境改善費（率）の50%を上限に積上げ計上。

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用　※R8基準より100%を上限

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置
（車内にクーラーや温冷庫を設置）





現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機



【例示】現場管理費における熱中症対策費用（率計上）

○工事積算における熱中症対策に関する対応としては、①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行、②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上があるが、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行<H31年度より試行>
・工事現場の安全（熱中症）対策に要する費用として計上。
主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンと
クーリングベルト



熱中症対策キット



（１－２）猛暑期間を休工可能とする工事発注 （実施中4工事）

令和8年7月30日　記者発表資料

《猛暑期間を休工可能とする試行の概要》

【本試行の目的】

本工事は、猛暑期間を休工可能とする工事発注の実装に向け、猛暑期間を休工した場合の効果や課題等を検証するための試行工事です。

猛暑期間を休工とした場合、工程調整、資機材の管理方法、技能労働者の再確保、休工期間中の経費の取扱いなどの課題が想定されることから、これらについて検討を行う必要があります。

このため、本工事では、発注者が猛暑期間をあらかじめ指定し、当該期間を避けた工期設定を行うことで、受注者が計画的に休工しやすい環境を整備します。その上で、想定される課題の解消状況や休工の効果等を検証し、猛暑期間を休工可能とする工事発注の実装に向けた基礎資料を収集することを目的としています。

【休工期間の取扱い】

○工事公告時に、あらかじめ猛暑期間を避けた工期設定（準休工期間の設定）を行い、受注者は当該期間内において任意に休工期間を設定できるものとしています。
※休工期間を設定する場合、最低２週間程度の休工を必須としています。
※猛暑対策が不要と判断できる場合には、休工期間を設定しないこともできます。

○休工期間を変更する場合は、協議を行うものとし、設計変更の対象とします。

（参考）建設工事における猛暑対策サポートパッケージおよび事例集 https://www.mlit.go.jp/about/nettyuu.html

【効果等の検証】

本試行においては、取組の効果等の検証を行うため、受注者に対し、アンケート調査を行う予定です。

《令和８年度の猛暑期間を対象としている試行工事一覧》

	①	②	③	④
事務所	宇都宮国道事務所	高崎河川国道事務所	高崎河川国道事務所	大宮国道事務所
区分	分任官	分任官	分任官	分任官
工事種別	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事
工事件名	Ｒ７小山出張所管内路面補修工事	Ｒ７国道５０号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その１工事	Ｒ７国道５０号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その２工事	Ｒ７熊谷国道出張所管内舗装修繕他工事
受注者	昭和建設（株）	沼田土建（株）	岩上建設（株）	北川ヒューテック（株）
公告日 開札日	R8.1.19 R8.3.2	R8.2.6 R8.3.18	R8.2.6 R8.3.18	R8.1.30 R8.3.12
契約日 履行期間	R8.3.16 R8.12.25	R8.3.31 R9.1.8	R8.3.30 R8.12.11	R8.3.31 R9.2.24
準休工期間 （官工程）	R8.8.1 R8.8.31	R8.7.1 R8.8.31	R8.7.1 R8.8.31	R8.7.1 R8.8.31
休工期間 （実施工程）	R8.8.1 R8.8.31	R8.8.8 R8.8.30	R8.8.8 R8.8.23	R8.8.8 R8.8.23

（1－4）猛暑時間の施工回避　江戸川河川事務所

令和8年6月30日　記者発表資料

猛暑対策サマータイムチャレンジはじめます！

江戸川河川事務所

～建設業界全体で働きやすい環境を整備し、魅力のある業界として担い手の確保を目指す～

熱中症リスクの低減および作業効率の向上、建設業界における働き方改革の推進等を目的に、事業者の協力の下、地域の理解が得られた現場において、「サマータイム導入工事」の実施　6/24時点取組工事等11件（9社）

工事名	工事種別	取組内容 ※現場条件、天候によっては変更の場合あり	会社名
江戸川水閘門改築（1期）工事	河川工事	作業時間7:30～13:30（7/13～8/7）	（株）大林組
R7・8・9江戸川上流左岸河川維持工事	河川維持	4週10休以上の導入（6/1～10/31）	松浦建設（株）
R8・9運河河川維持工事	河川維持	作業時間6:00～15:00（6/1～9/30　休憩2時間）	戸邊建設（株）
R8・9江戸川河口河川維持工事	河川維持	作業時間8:00～17:00（7/1～7/31　休憩2時間）	名倉建設(株)
R7・8松戸管内河川維持工事	河川維持	作業時間7:00～16:00（7/1～7/31）	金杉建設（株）
R8三郷・吉川河川維持工事	河川維持	作業時間8:00～18:00（7/1～7/31　休憩2時間）	金杉建設（株）
R7・8中川下流河川維持工事	河川維持	作業時間8:00～12:00（5/7～9/30）	（株）ケイミックス
R8江戸川上流流量観測業務	測量	作業時間6:30～15:00（6/1～9/30）	国内調査測量（株）
R8江戸川下流流量観測業務	測量	作業時間6:30～15:00（6/1～9/30）	国内調査測量（株）
R8水文観測施設保守点検業務	役務	作業時間7:30～16:00（7/1～8/31、休憩時間2時間＋適宜休憩）	（株）拓和
R7江戸川河川流量観測装置設置工事	通信設備	作業時間8:00～16:00（7/1～8/28、休憩時間1時間15分＋適宜休憩）	（株）YDKテクノロジーズ



※江戸川河川事務所「猛暑対策ロゴマーク」を作成

【取組事例】

江戸川水閘門改築（Ⅰ期）工事

※熱中症の発生数が多い15時台より前に作業完了

	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
通常の作業時間			←	作業時間の前倒し				昼休憩					
取組時の作業時間					適宜こまめに休息					← 13時半作業終了			

R8・9運河河川維持工事

	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
通常の作業時間		← 作業時間の前倒						昼休憩					
取組時の作業時間						休息		昼休憩		休息	← 15時作業終了		

総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行（案）

令和8年4月28日　本省記者発表資料

令和7年12月公表の猛暑対策サポートパッケージに位置づけた「技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進」について、総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行を実施予定であり、その旨を記載。

■総合評価落札方式のタイプ

技術提案評価型S型

技術提案内容	施工上の特定の課題等に対する工夫等
評価方法	技術提案を点数評価
	企業・技術者の能力等（実績）を点数評価

- **猛暑対策に関する技術提案テーマを設定、評価**
- 技術提案は下記により評価
  「具体的な方法・工夫」
  「効果（時間）等」（**定量的**指標）
- **分任官工事**等、猛暑対策の効果が大きいと想定される工事で実施
- 技術提案内容は精算時の費用計上の対象外
- 提案時に示した効果が達成できなかった場合は工事成績で減点 ※冷夏等の場合は、その限りではない

■技術提案のイメージ（定量的に評価）

○・猛暑下での施工の効率化に関する工夫
　・それにより短縮する猛暑下での施工時間

○・猛暑下での施工現場の省人化に関する工夫
　・それにより短縮する猛暑下での施工時間　等

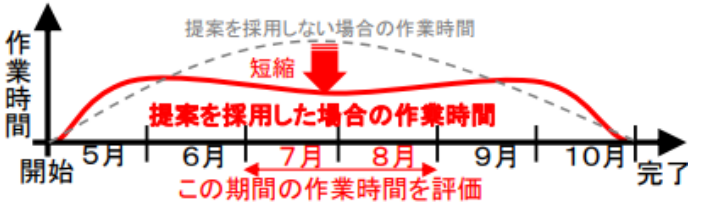
※効果は客観的なデータに基づくものとし、その算出根拠が提示されない場合は評価しない

猛暑下での省人化の工夫イメージ



遠隔化により猛暑下での施工時間を短縮

施工時間短縮イメージ



03. ④猛暑対策の強化　猛暑対策の工夫を行う試行工事の実施（総合評価において猛暑対策の提案を評価）

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

令和8年8月17日　記者発表資料

猛暑対策の取組を評価する試行工事を発注します。

～関東地方整備局で初めて猛暑対策の技術提案を求めます～

関東地方整備局発注の「Ｒ８江戸川右岸篠崎地先高規格堤防関連整備工事」において、関東地方整備局で初めて技術提案評価型Ｓ型で猛暑対策に資する技術提案テーマを設定し、競争参加者から、施工方法・施工計画の工夫による猛暑下での作業人員の縮減に関する技術提案を求めて評価する試行を実施します。

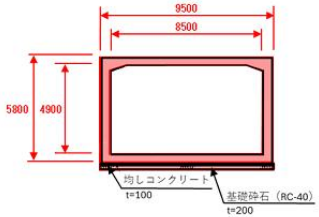
試行工事の概要

・工 事 名：Ｒ８江戸川右岸篠崎地先高規格堤防関連整備工事
・入札方式：一般競争入札方式　技術提案評価Ｓ型（ＷＴＯ）施工体制確認型
・工事種別：一般土木（経営事項評価点数 1200 点以上）
・工事場所：東京都江戸川区篠崎地先
・工　　期：契約締結の翌日から令和 11 年 2 月 28 日
・工事概要：ボックスカルバート工　L=約 250m

位置図



横断面



現地状況



公告：R8.8.17　　開札：R8.11.20

総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行概要（技術提案の評価のポイント）

○評価項目

本工事（Ｒ８江戸川右岸篠崎地先高規格堤防関連整備工事）の施工にあたっては、現場打ちによるボックスカルバート施工をするものです。

２ケ年に渡って猛暑期間（７月～８月）での施工が生じることが見込まれるため、猛暑下での作業に対して現場作業人員の縮減対策の実施が必要となります。

以上のことから、カルバート工に関する**「猛暑期間での施工の効率化・省人化に関する工夫による作業員の猛暑下での作業人員の縮減に関する施工計画」**を評価項目として求めるものです。

なお、施工時間の変更、勤務日数の変更、変形労働時間制の活用による労働時間配分等は提案の対象外とします。

○評価基準

猛暑期間(７月～８月)に縮減可能な作業員の屋外作業人数の縮減率※により評価します。

提案を実施しない場合の作業員の屋外作業人数も明示するものとし、提案による効果との比較が行えるようにすることとします。

提案による効果は客観的なデータに基づくものとし、算出根拠が提示されない場合は評価しません。

○評価方法

評価方法は、縮減率※により評価する数値方式とし、提出された提案のうち効果が最大の提案を満点（３０点）とし、最低限の要求要件を満たす効果の数値を８点として評価します。

その他の競争参加者が提案した効果に応じて、それぞれの数値に応じ按分し評価し、最低限の要求要件に満たない提案は加点評価しません。

なお、最低限の要求要件は、縮減率※５％とします。

○その他

落札者が技術提案で記載した提案内容は、精算時の費用計上の対象外となります。

※縮減率：「提案を実施しない場合の作業人数」の総計人数と、提案による「縮減される人数」の総計人数の割合
総計人数とは、カルバート工に関する猛暑期間（R9・R10 の７～８月の４カ月間）の屋外作業人数。

03. ④熱中症特設サイトをリニューアル

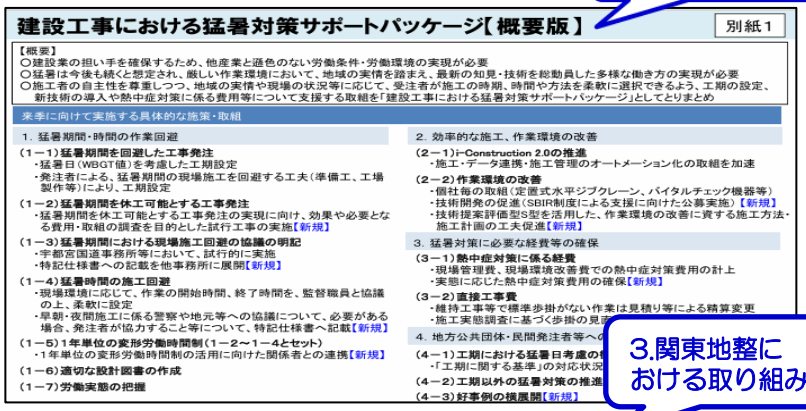
○この夏の猛暑も一層厳しさを増してきそうな7月13日に、関東地整のHP「熱中症特設サイト」をリニューアル。
○熱中症対策等の情報について、スマホでも確認しやすい項目立てや構成にしております。
○今後も引き続き、関係法令、関東地整の各現場の取組や対策事例など最新の情報を適宜更新していきます。



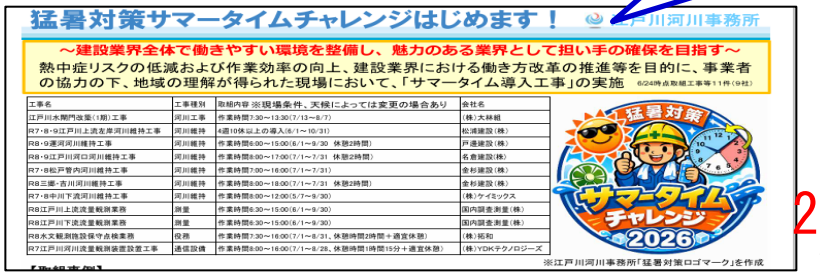
出典：環境省「熱中症予防行動ポスター」



1.熱中症対策の基礎知識



3.関東地整における取り組み



3.関東地整における取り組み

■熟練技術者の活用に対する加点評価

令和8年8月1日以降の公告案件より適用予定《新規》

工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・技能の承継を促すため、監理技術者経験をもつ熟練技術者の活用を評価。

■熟練技術者の活用■

【評価項目・基準・方法】

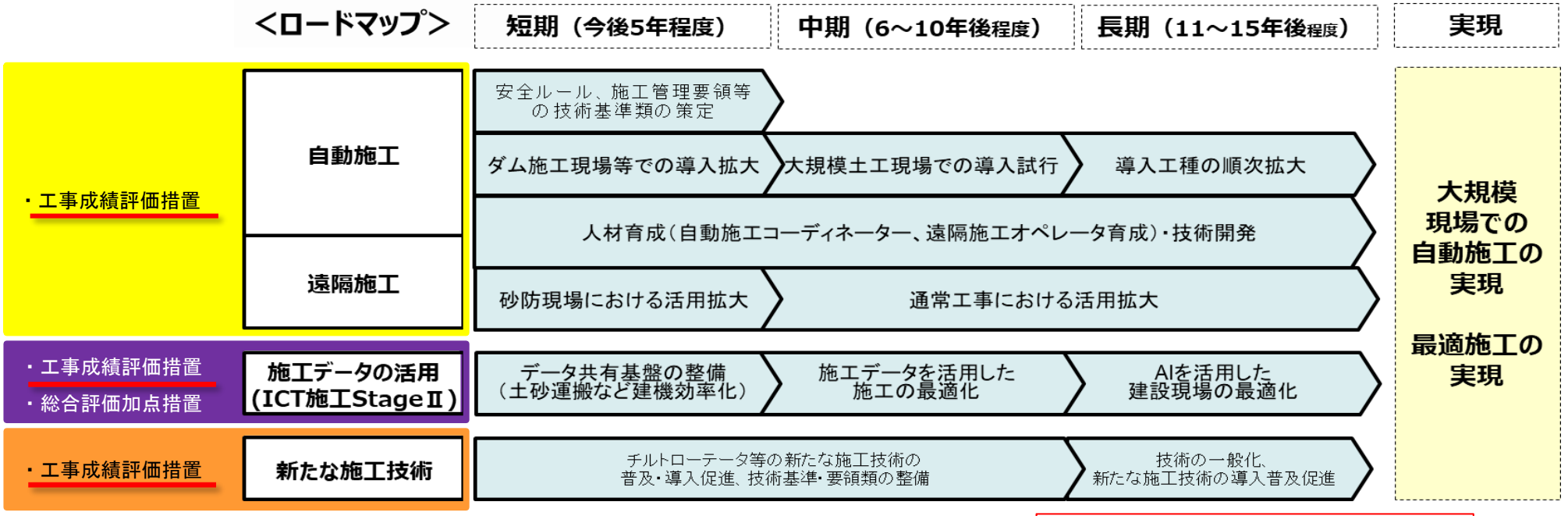
当該評価項目を適用できる総合評価方式	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型
当該評価項目を適用する工事種別	全ての工種
評価対象工事種別	―
評価対象機関	―
評価対象期間	―

分類	評価項目	評価内容	評価基準
自由設定項目	熟練技術者の活用	主任（監理）技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、**年齢５５歳以上**の**監理技術者経験者**を活用する場合に評価する	活用する：1点
			活用しない：0点

〇熟練技術者の途中交代を可能とする（ただし、同等以上の技術者を配置すること）。
〇加点を受けたにも関わらず、受注者の責により活用しなかった場合、成績評定を３点減ずる。

総合評価にICT施工StageⅡを追加

「i-Construction2.0」施工のオートメーション化の推進を目的とし、ロードマップに示されている項目について、対象となる技術を工事で活用する際に、工事成績評価時または総合評価時※に評価措置を行う。※令和8年8月1日以降公告工事に設定可能



措置状況（2025年度(R7年度)～）

［関東独自］ 工事成績評価措置

	2025年度(R7度年度)	2026年度(R8年度)
自動施工 遠隔施工	工事成績評価措置（R7実施工事対象）	工事成績評価措置（R8実施工事対象）
施工データの活用 （ICT施工StageⅡ）	工事成績評価措置（R7実施工事対象）	工事成績評価措置（R8実施工事対象） 総合評価（８月～）
新たな施工技術 （チルトローテータ等）		工事成績評価措置（R8実施工事対象）追加

中東情勢を踏まえた単品スライド条項の適切な運用について

- 国土交通省不動産・建設経済局長より、中東情勢の影響でエネルギーコストや原材料費が高騰し、企業の収益悪化が懸念されることから、取引価格を適切に反映した請負代金の設定や実態を踏まえた適切な工期の確保などの措置を講じるよう公共工事発注機関に対して要請
- 受注者の不安の解消に向けて、スライド条項の適切な運用等について、関東地方整備局では工事発注事務所及び受注者に対し説明会を実施。引き続き、受注者からの協議の申出等があった場合、適切に丁寧な対応を図る

「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」令和4 年7 月に改正された内容について、再度、事務所及び建設業団体(加盟各社)へWEB説明

説明会実施状況

4/23(木)10:30～11:30
工事発注事務所へのWEB説明会

約100名参加

4/28(火)13:30～14:30
建設業団体(加盟各社)へのWEB説明会

約660名、289団体参加

※参加できなかった方向けに録画データを別途共有

単品スライド条項通知の改定概要について(R4.6.17付け課長通知)

国土交通省

《令和4年6月以前の運用ルール》

○工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「搬入した月、又は購入した翌月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。

《令和4年6月以前の運用ルールに加えて追加する新たな運用ルール》

① 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。

② 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工場への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。

③ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

（参考）直轄工事におけるスライド条項について

価格変動が・・・

●通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担

●通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド（第１～４項）	単品スライド（第５項）	インフレスライド（第６項）
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の１．５%	対象工事費の１．０% （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の１．０% （30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「１%」を採用。単品スライドと同様の考え）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能
	令和6年度適用件数【関東地整】	適用件数　２件	適用件数　７件	適用件数　１２７件

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

国土交通省

令和8年6月16日　本省記者発表資料

○ 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
○ 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

当初契約

工事実施地区での通常の流通価格により資材を調達



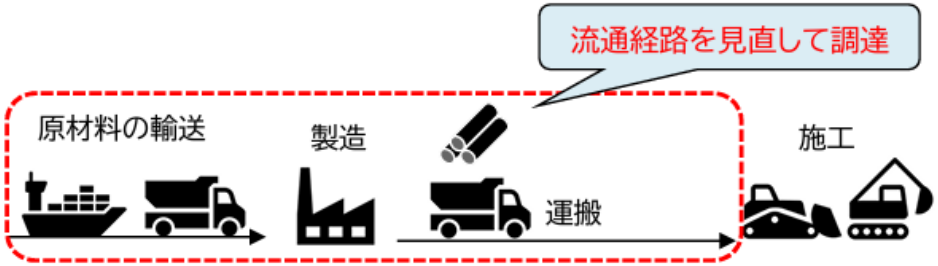
設計変更（ケース①）

代替資材を調達
→ 代替資材で設計変更



設計変更（ケース②）

設計図書どおりの資材を流通経路を見直して調達
→ 調達地区の価格（運搬費も考慮）で設計変更



設計変更（ケース③）

設計図書どおりの資材を調達
（ただし、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格）
→ 実際の調達価格で設計変更



32

直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載について

国土交通省

令和8年4月1日以降公告する案件の取り扱い

○ 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。

○ これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）（以下、「入契法」といいます。）第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。

○ ただし、**当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費**について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。

① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。

② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

○ **上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。**

（工事費内訳書（土木工事）への記載イメージ）

費　目	工　種	種　別	細　別	規　格	単位	員　数	単価	金　額

（直接工事費のうち、材料費　＊＊＊＊（一部のみ計上）　円）
（直接工事費のうち、労務費　算出不能　円）
（現場管理費のうち、法定福利費　＊＊＊＊円）
（現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金　＊＊＊＊円）
（工事原価のうち、　安全衛生経費　＊＊＊＊円）

○「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。
○ すべてを計上できない場合、「算出不能」「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和８年度　業団体との意見交換会

【参考資料】令和8年度 業団体との意見交換会

参考資料目次

Ⅰ.働き方改革・担い手確保に向けた関東地方整備局の取組方針 ・・・ P1

01. 受注機会の確保

●入札・契約、総合評価の工夫 ・・・ P2
●直轄実績を持たない企業の新規参入促進 ・・・ P6
●一括審査方式を積極実施 ・・・ P8
●航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入 ・・・ P9
●技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を延長 ・・・ P10
●企業の工事成績の差異を適正に評価 ・・・ P11
●業務成績評点の評価区分の細分化 ・・・ P12
●参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式 ・・・ P13
●女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用改善 ・・・ P14

02. 担い手確保の取り組み強化

●安全管理推進技術者等認定制度 ・・・ P15
●建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動 ・・・ P16
●学校関係者等に向けた現場見学機会の提供 ・・・ P17
●若手／女性技術者の活用に対する加点評価 ・・・ P18
●WLB認定企業の加点評価対象工事の拡大 ・・・ P20

03. 現場の環境改善・効率化の推進

●国と県・政令市の工事関係書類の統一化 ・・・ P21
●工事書類スリム化の徹底 ・・・ P22
●適切な設計変更のさらなる徹底 ・・・ P23
●快適トイレの費用計上の拡充 ・・・ P24
●猛暑対策の強化 ・・・ P26
●i-Construction2.0の推進 ・・・ P29

04. 自治体等への第三者担い手三法の浸透

●発注者協議会でのマネジメント強化 ・・・ P32

Ⅱ.その他

●TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築 ・・・ P34
●中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコストと等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適切な工期の確保について（要請） ・・・ P39
●【参考資料】建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント （厚生労働省） ・・・ P42
●令和8年度 国土交通省 土木工事の積算基準等の改定 ・・・ P45
●公共工事の品質確保の促進に関する法律 ・・・ P64

働き方改革・担い手確保に向けた関東地方整備局の取組方針

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2026年度は下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01 受注機会の確保

① R7補正・R8当初予算による計画的な工事発注
② 入札・契約、総合評価の工夫
【1】 受注機会の確保
－直轄実績を持たない企業の新規参入促進≪拡充≫
－一括審査方式を積極実施
－航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入≪新規 R8.8～≫
【2】 適切な競争環境の確保
－技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4⇒8年に延長
－企業の工事成績の差異を適正に評価
－業務成績評点の評価区分の細分化≪新規 R8.8～≫
【3】 企業の技術者運用の柔軟化
－参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式
－女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用

02 担い手確保の取り組み強化

① 多様な働き方の実現に向けた支援
② 安全管理推進技術者等認定制度
③ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動
④ 学校関係者等に向けた現場見学機会の提供
⑤ 総合評価の工夫
－若手／女性技術者の活用に対する加点評価
－熟練技術者の活用に対する加点評価
≪新規 R8.8～≫
－WLB認定企業の加点評価の実施

03 現場の環境改善・効率化の推進

① 国と県・政令市の工事関係書類の統一化と工事書類スリム化の徹底
② 適切な設計変更の徹底（ガイドライン（総合版）の周知徹底）
③ 快適トイレの費用計上の拡充
④ 猛暑対策の強化
－猛暑期間を休工可能とする工事発注
－現場環境改善費における熱中症対策等への充当を強化
－猛暑対策の工夫を行う試行工事の実施（総合評価において猛暑対策の提案を評価）
⑤i-Construction2.0の推進
－小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージの充実
－総合評価にICT施工StageⅡを追加
≪新規 R8.8～≫

04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

①発注者協議会でのマネジメント強化
－取組推進のための指標設定（第三次・関東ブロック独自指標）
－「公共工事発注者の心得」の策定
－自治体の取組み好事例の水平展開

1. 共通

変更内容	分類	適用時期
○入札契約の運用方針 一般競争入札（政府調達協定対象）対象金額を8.1億円以上から9.0億円以上に見直し。	見直し	R8.4.1 以降の契約案件

2. 港湾空港関係以外

変更内容	分類	適用時期
○熟練技術者の評価 工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・技能の承継を促すため、監理技術者経験をもつ熟練技術者の活用を評価する。 **【配点表】**	新規	R8.8.1 以降の公告案件
○公募型指名競争入札方式に適用する総合評価方式の適用 ①営繕関係工事の不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための営繕評価型を新設。 （対象工種：暖冷房、電気設備、建築、機械設備、受変電設備） ②技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種において、自治体実績チャレンジⅡ型（配点20点）の適用。 （対象工種：一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修） **【配点表（公募型指名競争入札方式に適用する総合評価方式）】**	①新規 ②見直し	R8.8.1 以降の公告案件

	評価項目		企業実績評価型		①営繕評価型		②自治体実績チャレンジⅡ型	
			評価点	選択	評価点	選択	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	4点	○	4点	◎	3点	◎
		工事成績（都県・政令市の成績も評価）					3点	◎
	地域精通度・地域貢献度	近隣の施工実績					2点	◎
		緊急時の施工体制	2点	◎	2点	◎	2点	◎
		災害協定の有無※1	2点	◎			2点	◎
		災害活動実績の有無※2	4点	○			2点	◎
		災害時の基礎的事業継続力の認定の有無			2点	◎	2点	◎
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無		2点	◎	2点	◎	4点	◎
計			10点		10点		20点	

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局（発注担当事務所）の災害協定と同等に評価する。
※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局（発注担当事務所）の災害活動実績と同等に評価する。

2. 港湾空港関係以外

<table>
<tr><th>変更内容</th><th>分類</th><th>適用時期</th></tr>
<tr><td>

○ICT施工StageⅡの実施

建設機械の位置情報や稼働状況、施工履歴などをリアルタイムに集約・活用し、現場のデジタル化と見える化を進めることで、資機材配置や作業工程を最適化し効率化と省人化を図るICT施工StageⅡの実施を評価する。

【配点表】

<table>
<tr><th>分類</th><th>細目</th><th>評価内容</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">自由設定項目</td><td rowspan="2">ＩＣＴ施工StageⅡの実施</td><td rowspan="2">当該工事においてＩＣＴ施工StageⅡにかかる実施計画書を作成し、実施する場合に評価</td><td>実施する：1点</td></tr>
<tr><td>実施しない：0点</td></tr>
</table>

○「ICT舗装工」もしくは「ICT舗装工（修繕工）」を実施する工事において、「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、選択不可
○加点を受けたにも関わらず、受注者の責により実施しなかった場合、成績評定を3点減ずる。

</td><td>新規</td><td>R8.8.1
以降の公告案件</td></tr>
</table>

3. 港湾空港関係

<table>
<tr><th>変更内容</th><th>分類</th><th>適用時期</th></tr>
<tr><td>

○「地元企業」活用評価の試行

工事の一定の割合を分担する下請企業品質確保の更なる向上に向け、一次下請予定企業の「下請表彰実績」を評価する。

【配点】

<table>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th>評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td>地域貢献度・地域精通度等</td><td>一次下請予定企業の過去4年間の下請としての表彰実績</td><td>下請表彰実績あり</td><td>1.0</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>下請表彰実績なし</td><td>0.0</td></tr>
</table>

</td><td>新規</td><td>R8.4.1
以降の公告案件</td></tr>
<tr><td>

○地元企業活用評価型JV工事の試行

地元企業が参入しづらい、工事規模が大きな港湾関係の工事において、地元企業がJVとして参入できるよう「地元企業活用評価」を新設する。

【配点】

<table>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th>評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td>地域貢献度・地域精通度等</td><td>地元中小企業の事業者が構成員として参加</td><td>地元中小企業の事業者が構成員として参加あり</td><td>1.0</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>上記以外での参加</td><td>0.0</td></tr>
</table>

</td><td>新規</td><td>R8.4.1
以降の公告案件</td></tr>
<tr><td>

○施工実績の緩和(1):競争参加資格要件の設定

発注件数の減少に伴い過去15年間の施工実績などの要件が満たされず、入札に参加できない状況を踏まえ、「ブロック製作工事」を対象に、資格要件における施工実績を有する期間の撤廃。（総合評価における施工実績期間の評価は継続。）。

</td><td>見直し</td><td>R8.4.1
以降の公告案件</td></tr>
</table>

○R8年度も政府全体で総合評価賃上げ加点の制度が継続
○国土交通省発注工事・建設コンサル業務等では、これまでの賃上げ目標を継続

		～R8.3	R8.4～
賃上げ目標	大企業	3%以上	変更なし※1
	中小企業等	1.5%以上	変更なし
総合評価における加点割合 加算点（工事）・技術点（業務）		5%程度 （一般的な工事の場合、３～４点の加点）	3%程度※2 （一般的な工事の場合、２点の加点）

※1 政府全体では大企業が加点対象から除外されるが、国土交通省発注工事・建設コンサル業務等においては、競争の公平性の観点から引き続き大企業を加点対象とする
※2 加点割合はこれまで同様に下限値を採用 【参考】政府全体で加点割合は加算点(工事)・技術点(業務)の3～5%（R7年度までは5～10%）

1. 共通

《4月見直し》

変更内容	分類	適用時期
○入札契約の運用方針 一般競争入札（政府調達協定対象）対象金額を8.1億円以上から9.0億円以上に見直し。	見直し	R8.4.1 以降の契約案件
○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 【適用対象】 総合評価落札方式で発注する全ての工事 【開始時期】 令和8年4月1日以降に公告する工事より ■総合評価方式別の加点措置 ⇒加算点の合計の３％以上の整数となるよう配点を設定 ①技術提案評価型Ｓ型等 加算点：60点 ⇒ 加算点（60）＋賃上げ（2）＋ＷＬＢ（1or0.5）＝63（or62.5） （賃上げの配点割合：2/63 ⇒ 3.2%） ②施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型 加算点：40点 ⇒ 加算点（40）＋賃上げ（2）＋ＷＬＢ（1or0.5）＝43（or42.5） （賃上げの配点割合：2/43 ⇒ 4.7%） 加算点：30点 ⇒ 加算点（30）＋賃上げ（1）＋ＷＬＢ（1or0.5）＝32（or31.5） （賃上げの配点割合：1/32 ⇒ 3.1%） 加算点：20点 ⇒ 加算点（20）＋賃上げ（1）＋ＷＬＢ（0.5）＝21.5 （賃上げの配点割合：1/21.5 ⇒ 4.7%） ③企業実績評価型（フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札） 従来の加算点：10点 ⇒ 加算点（10）＋賃上げ（1）＋ＷＬＢ（0.5）＝11.5 （賃上げの配点割合：1/11.5 ⇒ 8.7%）	見直し	R8.4.1 以降の公示案件

【配点の変更】

技術点	賃上げ加点（現行）	賃上げ加点（変更）	該当する評価方式
60点	4点	2点	技術提案評価型Ｓ型
40点	3点	2点	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型 標準タイプ等
30点	2点	1点	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型 技術者の同種工事実績２段階評価
20点	2点	1点	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型 企業の技術力のみを評価する評価方式
10点	1点	1点	施工能力評価型Ⅱ型 企業実績評価型

■直轄実績を持たない企業の新規参入促進【工事】
自治体実績チャレンジⅡ型（担い手の中長期的な育成・確保）

《拡 充》

【目的】　地元企業の新規参入を促すため、新規契約の有無、地域精通度・地域貢献度の評価をより重視した評価方式。

【概要】
1．企業の技術力のみを評価
2．工事成績の評価　：「企業」において、国成績と都県・政令指定都市の工事成績を同等に評価
3．地域貢献度の評価：「災害協定の有無」及び「災害活動実績の有無」において、国の実績と都県・政令指定都市の実績を同等に評価

【対象工事】
〇工事種別：一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修
〇施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型
〇工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
〇工事難易度：Ⅰ～Ⅱ程度を想定

【適用契約方式】　〇一般競争入札方式のほか、公募型指名競争入札においても適用可。

【配点表】

	評価項目		評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	3点	◎
		工事成績（都県・政令市の成績も評価）	3点	◎
		本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎
	地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無※1	2点	◎
		④災害活動実績の有無※2	2点	◎
		⑤災害時の基礎的事業継続力の認定の有無	2点	◎
計			20点	

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局（発注担当事務所）の災害協定と同等に評価する。
※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局（発注担当事務所）の災害活動実績と同等に評価する。

01. ②入札・契約、総合評価の工夫　受注機会の確保

■直轄実績を持たない企業の新規参入促進【業務】

実施能力評価拡大型（新規契約の有無を評価）　《継続》

【趣旨】関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行

【対象】総合評価落札方式（簡易型1：1）で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を選択することができる。

【概要】企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を拡げることを期待し、試行開始。【R4.8～】

新規参入者の参入を更に促す取組として、**「新規契約の有無」を評価**。【R7.8～】

業務対象

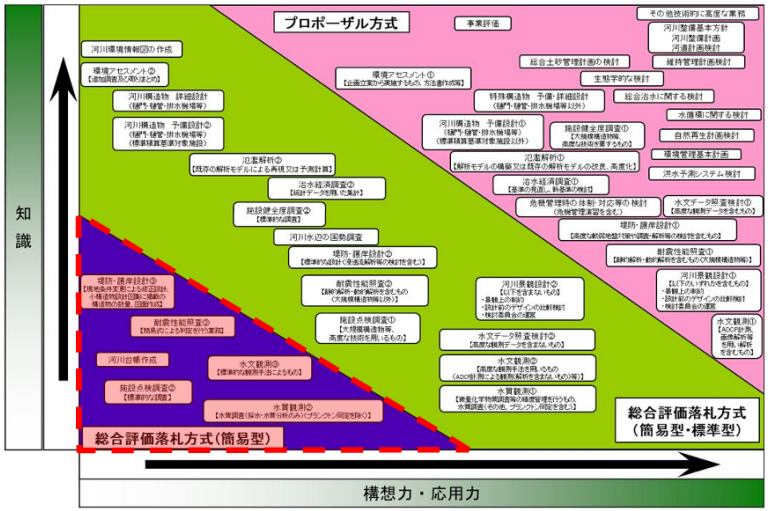
○実施能力評価拡大型の試行対象

土木コン、測量、地質の3業種における総合評価（簡易型1：1）のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において下記事項を参考に選択する。

・不調・不落が多い業務

・地域の担い手確保が必要な業務

発注方式選定表



※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会　業務・マネジメント部会（令和4年度第1回）資料から加筆修正。関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式（簡易型）で運用

見直し案

・参加表明書、技術提案書の提出は同時提出。

・企業・技術者の実績評価を緩和（成績・表彰の評価を省略）

・「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の項目については、「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化。

・「企業の資格・実績」に**「新規契約の有無」の項目を追加。**

※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式（簡易型1:1）「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目		配点
入札参加者を指名するための基準／技術点を算出するための基準	【企業の評価】	
	資格・実績　技術部門登録	3
	資格・実績　同種・類似業務の実績	9
	資格・実績　地理的条件	10
	資格・実績　地域貢献度（災害活動実績）	2
	資格・実績　地域貢献度（災害協定）	1
	小計	25
	【管理（主任）技術者の評価】	
	資格・実績	15
	小計	
	【工程計画・技術的課題】	60
	配点の合計	100

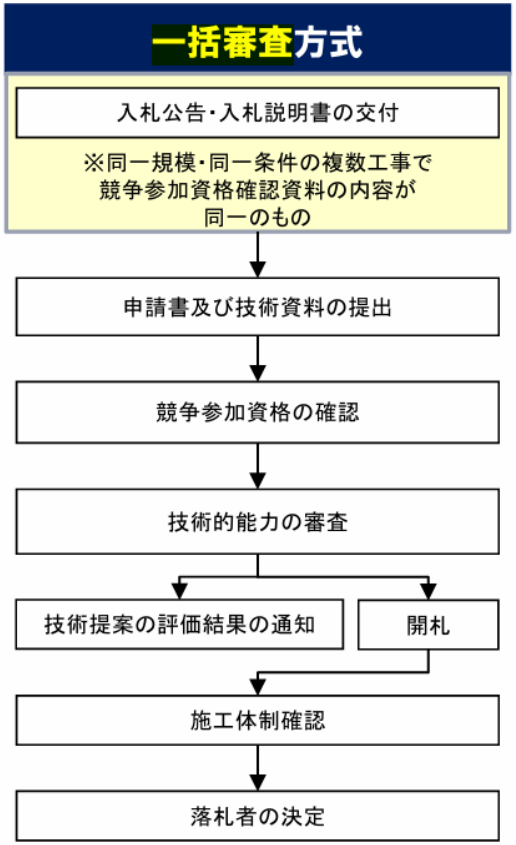
新規評価基準（案）の例

評価項目		配点
入札参加者を指名するための基準／技術点を算出するための基準	【企業の評価】	
	資格・実績　技術部門登録	3
	資格・実績　同種・類似業務の実績	4
	資格・実績　地理的条件	10
	資格・実績　地域貢献度（災害活動実績）	2
	資格・実績　地域貢献度（災害協定）	1
	資格・実績　新規契約の有無	5
	小計	25
	【管理（主任）技術者の評価】	
	資格・実績	15
	小計	
	【工程計画・技術的課題】	60
	配点の合計	100

■一括審査方式を積極実施

《継続》

【概要】
受発注者双方の事務負担の低減を図るため、同一時期に調達を行う「同一規模」、「同一条件」の複数工事について、 競争参加資格確認資料の内容を同一のものとし、あらかじめ定めた順番で開札して落札者を決定する。
なお、申請できる配置予定技術者は1名とする。



【適用条件】

以下の条件をすべて（施工能力評価型Ⅱ型※では①～⑥まで）満たす2以上の工事とする。なお、適用にあたっては、競争性の確保に十分留意が必要。

①支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官）が同一の工事
②工事の目的・内容が同種であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
③業種区分及び等級が同じ工事
④施工地域が近接する工事（①が同じ地域内とする）
⑤入札契約手続きのスケジュールを同一に行うこととしている工事
⑥複数の競争参加者が見込まれる工事
⑦施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
⑧工事技術的難易度評価表の大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

※施工能力評価型Ⅱ型での適用
・施工能力評価型Ⅰ型の対象工事のうち、次のイ）及びロ）の条件（港湾空港関係においてはロ）の条件）を満たすことから、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続きを実施する工事において適用可。
イ）1件につき予定価格が3億円未満の工事
ロ）施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

■航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入

《新規》

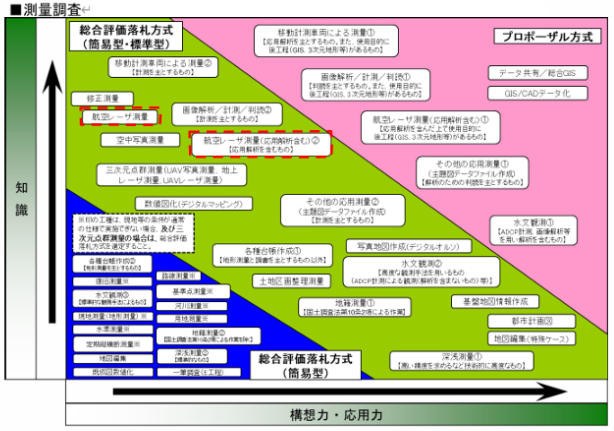
地域企業の受注機会の拡大（地域企業参加型JV評価の導入）【R8.8～】

【趣旨】担い手確保・育成
【対象】総合評価落札方式（簡易型・標準型）を採用し、航空レーザ測量を実施する業務
【概要】地域企業（本店）と設計共同体（JV）を構成した参加表明者の評価において加点を行う。【R8.8～】

○　地域の守り手である地域企業の受注実績の拡大と技術力向上・育成、担い手確保を目的に、航空レーザ測量を実施する業務について、地域企業※と設計共同体を構成（地域企業参加型JV）した場合に評価を行う試行を導入する。
○　一定地域内における地域企業※の「本店」の有無を評価する「地域要件の設定（地域精通度）」を試行

※設計共同体（JV）の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員に限る。

地域企業参加型JVの対象業務



○想定する航空レーザ測量業務における設計共同体

参加表明者
JV（測量・測量）

A社
（測量）
＜代表者＞
航空レーザ測量

＋

B社
（測量）
＜構成員※：地域企業＞
補備測量等

※設計共同体（JV）の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員

（参考）再委託と設計共同体の違い

○再委託（下請け）の場合

A社 ―― **B社**（再委託）

※B社は国等の発注する業務でも実績として認められない

○設計共同体（JV）の場合

A社（代表者） ＋ **B社**（構成員）

※B社が担当した業務内容は国等の発注する業務の業務実績として認められる

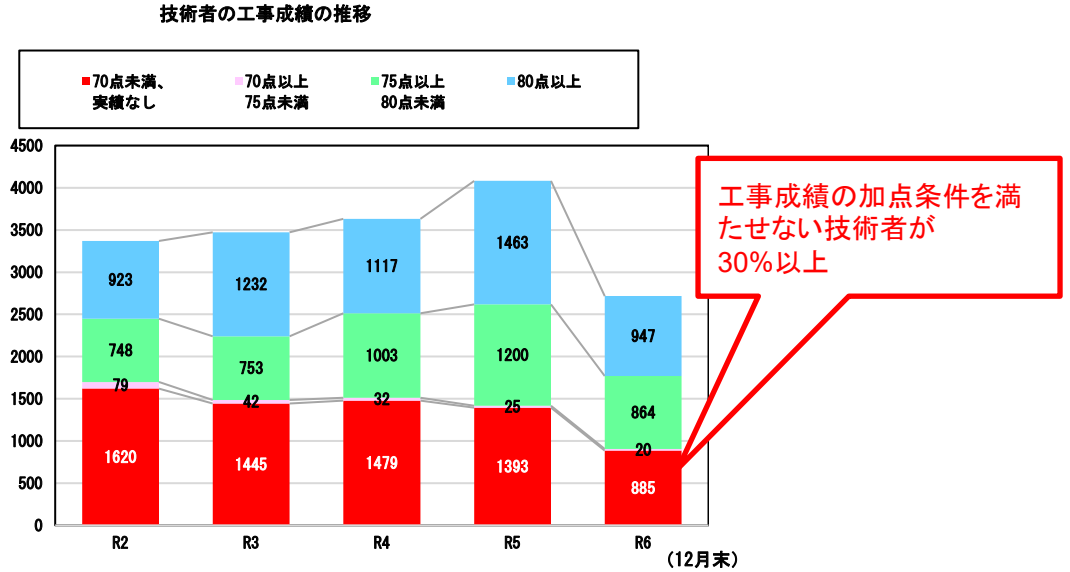
地域企業参加型JVでは、
地域企業の活用が図られ技術力向上に繋がる

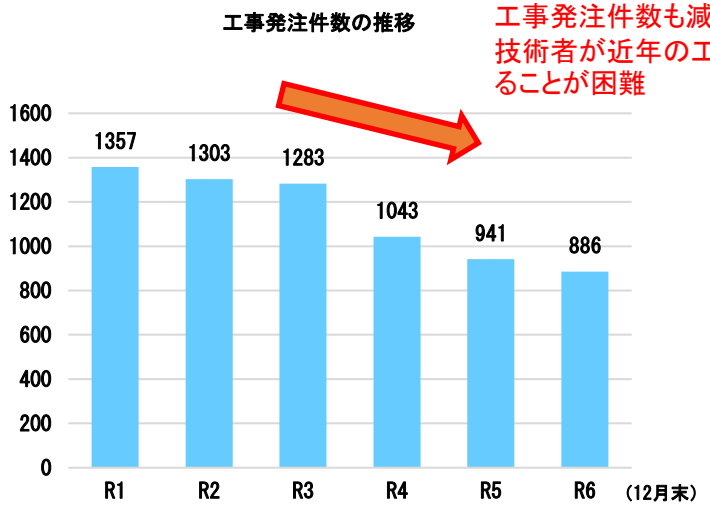
01. ②入札・契約、総合評価の工夫 適切な競争環境の確保

■技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を延長

《継続》

○近年、工事発注件数は徐々に減少傾向であり、入札参加する技術者の工事成績の加点条件を満たせない技術者の割合が30%以上存在しており、内訳としては、**過去４年間の評価対象期間を満たせない**ケースがほとんどである。
○適切な競争環境を確保するため、技術者の工事成績評価期間を**4年間→8年間に見直す。**





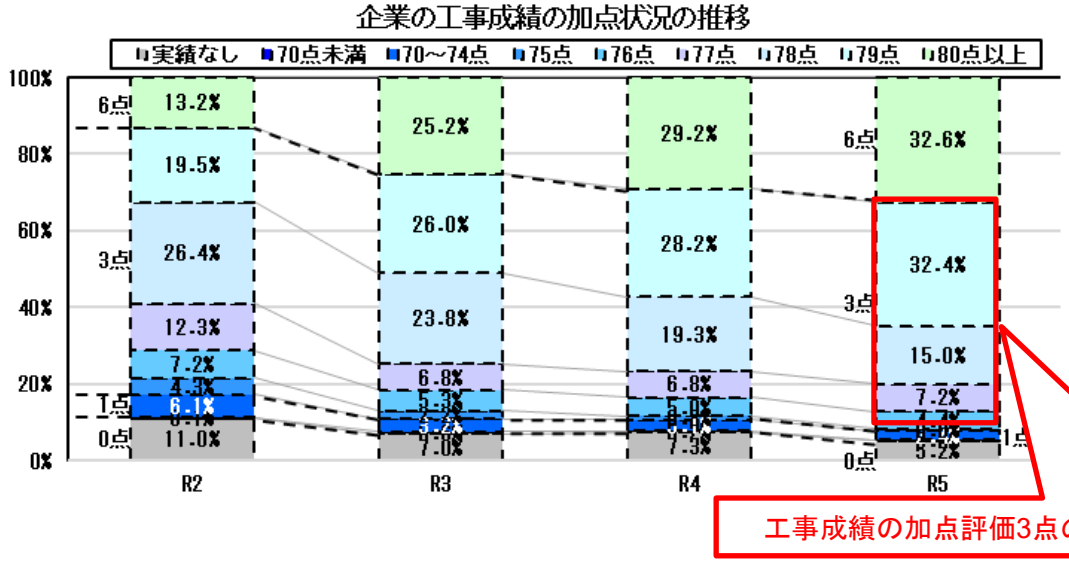
項目	細目	評価項目	標準タイプ（施工能力評価型）	
			評価点	選択
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績 （資格要件で求めた実績） ・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の過去８年間の施工実績 ・対象の都県・政令市発注工事の過去８年間の施工実績	6	必須

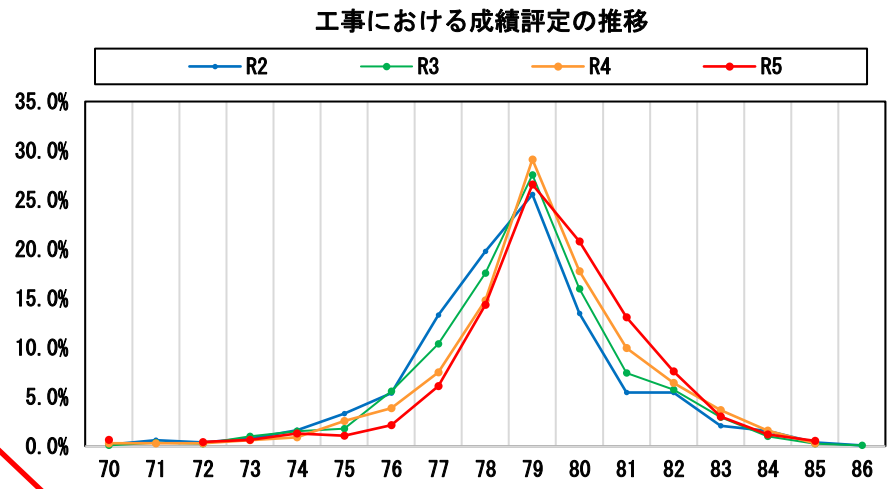
45

■企業の工事成績の差異を適正に評価

《継続》

○総合評価における企業の工事成績の加点状況の推移として、3点（**成績評定点75点～79点**）となる割合が多数を占める。また、平均点80点以上の6点（満点）となる企業も、工事成績評定の高得点化の推移により割合が増加。
○適切な競争環境を確保するため、工事成績評価を**細分化する。**





工事成績の加点評価3点の企業が60%

項目	細目	評価項目	標準タイプ（施工能力評価型）	
			評価基準	選択
企業の技術力	企業の施工能力	工事成績 ・関東地整発注工事の当該工事種別での過去３年間の工事成績評定点の平均点を評価 ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去３年間の工事成績評定点（同一機関：２件）の平均点	80点以上：6点 79点：5点 78点：4点 77点：3点 76点：2点 70点以上76点未満：1点 70点未満、実績なし：0点	必須

■業務成績評点の評価区分の細分化

令和8年8月1日以降の公告案件より適用予定

【趣旨】 業務成績評価区分の適正化
【対象】 プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務
【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化を図る【R3.8～】
業務成績評定点（3業種別）平均の推移を踏まえ、評価区分を細分し、適正化を図る。【R8.8～】

土木コンサルタント・地質・測量

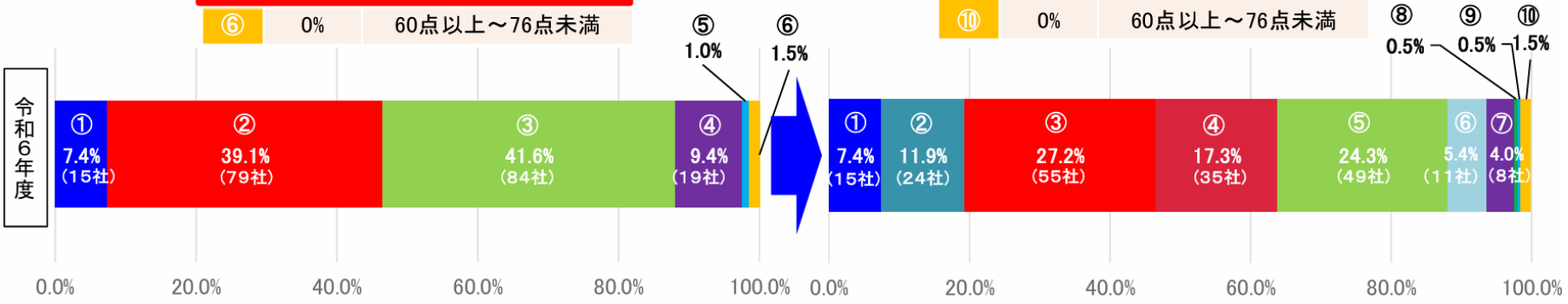
令和8年7月まで

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

評価区分を0.5点で分割

令和8年8月から適用

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	90%	79.5点以上～80点未満
③	80%	79点以上～79.5点未満
④	70%	78.5点以上～79点未満
⑤	60%	78点以上～78.5点未満
⑥	50%	77.5点以上～78点未満
⑦	40%	77点以上～77.5点未満
⑧	30%	76.5点以上～77点未満
⑨	20%	76点以上～76.5点未満
⑩	0%	60点以上～76点未満



※グラフは、R6年度基準の発注における参加表明者（企業）の過去2ヵ年平均業務評定点(R4,R5年度完了業務のデータ)の配点ウェイト別分布図

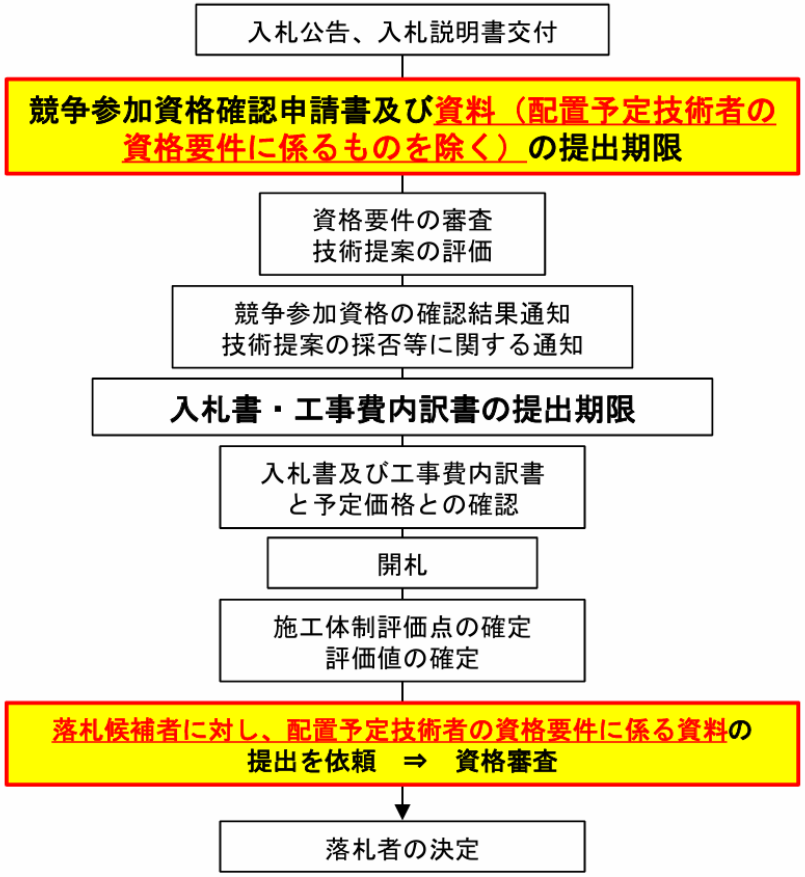
《継続》

■参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式（受発注者双方の事務負担軽減）

【概要】
配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。

【対象工事】　○技術提案評価型S型（WTO）（段階的選抜方式を除く）

【手続きフロー】

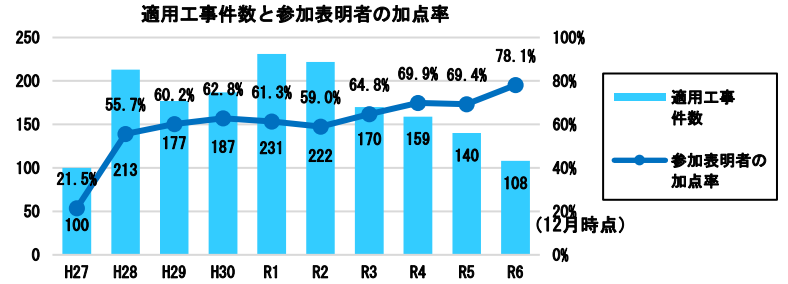


01. ②総合評価の工夫　企業の技術者運用の柔軟化

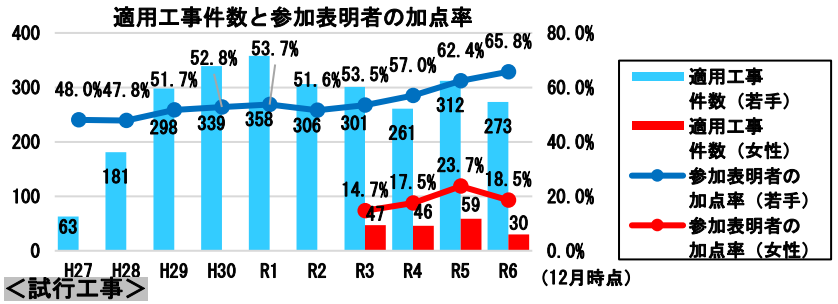
■女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用改善　《継続》

○建設業において極めて少ない、女性技術者単独の評価は、適用数、参加者表明者の加点率も低い。
適用数、参加証明者の加点率が年々、上昇している若手技術者評価と統合し、総合評価として適用しやすくすることで、女性活躍、担い手確保として、女性技術者の活用を推進させる。

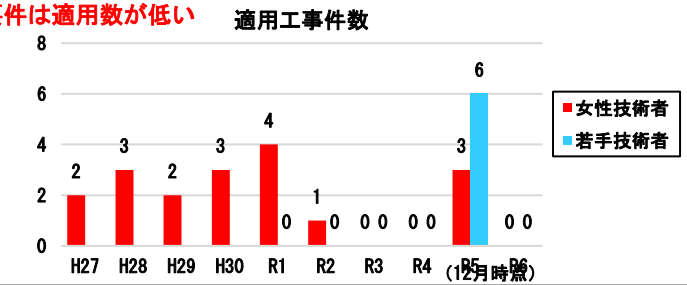
＜試行工事＞
【若手技術者活用評価型】　→　若手技術者の加点率が年々、上昇



自由設定項目
【「若手技術者（３５歳以下）の活用及び資格」「女性技術者の活用」】
→　若手技術者の適用・加点率が上昇しつつも、女性技術者は低い



＜試行工事＞
【女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事】
→　資格要件は適用数が低い



○自由設定項目

・若手技術者と女性技術者の評価を統合。
※評価を統合した事により、**交代要件も若手・女性技術者、いずれかの配置**に変更

《見直し》

企業の技術力

自由設定項目【最大6点（地域密着型は5点 or 7点）】　★:R8重点施策項目
①工事成績優秀企業認定
②優良下請表彰企業の活用
③ICT施工技術の活用（「ICT舗装工」、「ICT舗装工（修繕工）」）
※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、必須項目
④ICT施工StageⅡの実施
※「ICT舗装工」もしくは「ICT舗装工（修繕工）」を実施する工事において、「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、選択不可
⑤ISO認証取得状況
★ ⑥難工事施工実績【必須】
⑦難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰 等
⑧インフラDX大賞 【最大2点】
⑨登録基幹技能者等の活用
⑩災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定
★ ⑪若手技術者（35歳以下）または女性技術者の活用及び資格 【最大2点】
⑫熟練技術者の活用
⑬「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事（段階的選抜方式（一般土木A等級）で必須）
⑭本発注工事の工事種別における新規契約の有無
⑮その他自由項目
※⑧、⑪の配点は最大2点とし、それ以外の項目の配点は1点とする。

技術者の技術力

《4月見直し》

自由設定項目【最大4点《最大2点》※1】　※1「配置予定技術者の能力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時
①資格（As舗装工事は、必須項目）
②過去の同種工事の工事経験
③継続教育（CPD）の取組状況※2
④難工事施工実績
⑤難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献表彰等
⑥高度マネジメント経験（段階的選抜方式で選択）
⑦40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置※2
⑧定期的な実務指導の実施※2
⑨その他自由項目　※1各項目の配点は1点とする。　※2工事種別：舗装工事（アスファルト・コンクリート）の追加

02. ②安全管理推進技術者等認定制度

【目　的】

関東地方整備局（港湾・空港部、営繕部関係を除く）が発注する工事にて、無事故で完成させた安全管理担当者※を、「安全管理推進技術者」として認定することにより、技術者としての実績を評価し、今後担当する工事にて、安全管理をより一層推進する技術者として広く活躍されることを期待するもの。
また、当該技術者が直轄工事を無事故で完成させる毎に認定し、５工事連続で無事故完成者については、「優秀安全管理推進技術者」として認定する。

※安全管理担当者とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した方。現場代理人、または、主任（監理）技術者が兼務の場合も認定。

【適　用】

- 認定技術者は、「優秀安全管理推進技術者認定ロゴマークまたは安全管理推進技術者認定ロゴマーク」を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール等）することができる。
- 総合評価におけるインセンティブ付与は当面行わない。「優秀安全管理推進技術者」は企業からの申請が必要
- 本認定は、令和７年４月１日以降に入札公告を行う工事より適用する。



安全管理推進技術者ロゴマーク



優秀安全管理推進技術者ロゴマーク

※ロゴマークは、本局若手職員の応募作品の中から、投票により本デザインに決定。

02. ③建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動

【宇都宮国道事務所】とちぎ建設業魅力向上連絡協議会の概要

■これまでの経緯

令和7年 3月 3日 準備会開催
令和7年 5月19日 令和7年度第1回 開催
令和7年10月 1日 令和7年度第2回 開催
令和8年 3月30日 令和7年度第3回 書面開催

■協議会概要

日時 ： 令和８年５月１５日（金） １３時３０分～１４時３０分

出席 ： 座　　長　宇都宮大学地域デザイン科学部
社会基盤デザイン学科　長田 哲平　准教授
関係団体　栃木県建設業協会 会長
足利大学　工学部　創生学科　講師
宇都宮工業高校　環境土木科　科長
行政機関　栃木県県土整備部 技術管理課長
国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長
宇都宮国道事務所長
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ 鬼怒川ダム総合管理事務所、利根川上流河川事務所、
日光砂防事務所、下館河川事務所

○議　事
１）今後取組む行事について意見交換
２）その他、持続的な担い手確保に寄与する取り組みについて
３）今後の予定について　等

■令和８年度第１回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会 開会

開会状況



産学官で連携して取り組む候補行事 「宇都宮国道主催イベント」の昨年度事例



【昨年度イベントチラシ】



【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会サイン】



【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会展示ブース（昨年度）】

議　事　概　要

＜今年度取り組む行事について＞

○「宇都宮大学現場見学会」（令和8年9月開催予定）
宇都宮大学生１年生を対象とした現場見学会を実施

○「宇都宮国道事務所主催イベント」
（令和8年秋～冬頃開催予定）

○「建FES GO！」（令和**8年11月7**日開催予定）
栃木県建設業協会青年経営者連合会が企画運営するイベントに参加

○「とちぎ建設業合同企業等説明会」
（**令和9年3月開催予定**）
高校生・大学生を対象とした企業等説明会に参加



＜その他＞
建設業の魅力向上に資する取り組みについて議論

＜今後の予定＞
今年度も継続的に産学官で連携して建設業の魅力発信を実施していくことで合意

02. ④学校関係者等に向けた現場見学機会の提供（関東地整HP）

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

○ 将来的な担い手確保を目的に、若年層にインフラ関係の仕事をＰＲするため、学校関係者向けの現場見学ホームページを開設　https://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/chiiki00000138.html
○普段は見ることができない施工中のリアルな現場などを体験していただき、国の職員や現場で活躍している技術者から、わかりやすく説明



未来創造の最前線へ！～関東の現場見学～

※R８.８末時点

１都８県全５４※の現場（河川、道路、営繕、港湾）を紹介

No	所在地	現場(施設)	概要	受付期間	備考	詳細
茨城01	久慈郡 大子町	久慈川緊急治水対策事業 久慈川に架かる橋梁上部工事	【今しか見ることができない「はし」を見よう！】 「はし」について説明します。 “今”しか見ることができない、橋梁上部の工事現場を是非体感してください！	～R8.11	小学生以上 20人程度	[PDF：757KB]
茨城03	石岡市	霞ヶ浦導水事業 （導水路（トンネル）工事）	【今しか見ることができない機場（ポンプ場）の工事現場を見よう！】 “今”しか見ることができない、約30km先の那珂川へ送水するための機場（ポンプ場）の工事現場を是非体感してください！	～R9.2	小学生以上 20人程度	[PDF：685KB]

詳細ページへ

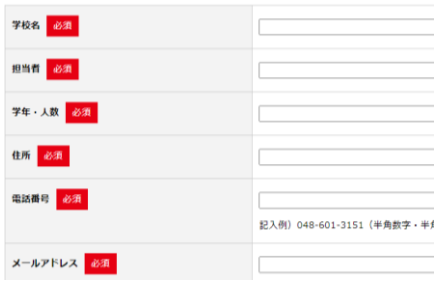
希望現場を選択しフォームから申込み

申し込み方法

「現場一覧」から希望する現場を選択し、申込みフォームに必要事項を入力してください。

▶申込みフォーム







詳細ページ（例）



02. ⑤総合評価の工夫　若手／女性技術者の活用に対する加点評価

《継続》

【目的】
1．若手技術者および女性技術者の活用を促す方式
2．地域インフラを支える企業を確保するための方式

【概要】
1．若手技術者および女性技術者の活用
：主任（監理）技術者以外に35歳以下の若手技術者または女性技術者を配置及び有資格者※1を評価対象　（※1　主任技術者又は監理技術者となりえる国家資格）

2．工事成績　：都県・政令指定都市の工事成績※2も評価対象にできる
（※2「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」、「橋梁補修」の4工事種別を対象）

3．優良工事表彰の評価　：評価対象としない。

4．配置予定技術者の技術力：若手技術者の育成指導を評価

【対象工事】〇工事種別：全て　〇工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)　〇施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

【配点表】

◎:必須　〇:選択

	評価項目		標準タイプ		地域密着工事型	
企業の技術力	同種工事の施工実績		5点	◎	2点	〇
	工事成績		5点	◎	3点	◎
	若手技術者または女性技術者の活用		3点	◎	3点	◎
	若手技術者または女性技術者の資格		2点	◎	2点	◎
	地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績	－	－	2点	◎
		②緊急時の施工体制	－	－	2点	◎
		③災害協定の有無	－	－	2点	◎
		④災害活動実績の有無	－	－	2点	◎
	自由設定項目	①工事成績優秀企業認定 ②優良下請企業の活用 ③ICT施工技術の活用 ④ICT施工StageⅡの実施 ⑤ISO認証取得状況 ⑥難工事施工実績 ⑦難工事功労表彰等 ⑧インフラDX大賞 ⑨登録基幹技能者の活用 ⑩BCPの認定 ⑪熟練技術者の活用 ⑫本発注工事の工事種別における新規契約の有無 ⑬自由項目	5点	〇 (⑤は◎)	2or4点	〇 (⑤は◎)
計			20点		20点	

	評価項目	標準タイプ		地域密着工事型	
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験	5点 《2点》※1	◎	5点 《2点》※1	◎
	同種工事の工事成績	6点 《3点》※1	◎	6点 《3点》※1	◎
	優秀工事技術者表彰	3点 《2点》※1	◎	3点 《2点》※1	◎
	若手技術者の育成指導	2点 《1点》※1	◎	2点 《1点》※1	◎
	自由設定項目	4点 《2点》※1	〇	4点 《2点》※1	〇
計		20点 《10点》※1		20点 《10点》※1	

※1「配置予定技術者の技術力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする。

■若手技術者の活用を評価【業務】

《継続》

【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式（簡易型）で発注する業務

【概要】公共工事に関する調査及び設計の担い手を育成・確保をするために、技術者に若手を配置した場合に加点評価

技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。【H27.8～】

若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げて運用を開始【H30.8～】

若手技術者評価の配点を高く見直しし、若手技術者のインセンティブを拡大。【R5.8～】

若手技術者の対象年齢を段階的に評価【R7.8～】

現行評価基準（総合評価落札方式（簡易型1：1）の例）

評価項目		判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	業務経験	若手技術者（40歳以下または35歳以下）の活用について、以下の項目で評価する。	
		①管理（主任）技術者に若手技術者（40歳以下または35歳以下）を配置する場合	8
		②上記以外	0

新規評価基準（総合評価落札方式（簡易型1：1）の例）

評価項目		判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	業務経験	若手技術者（40歳以下または35歳以下）の活用について、以下の順位で評価する。	
		①管理（主任）技術者に若手技術者（35歳以下）を配置する場合	8
		②管理（主任）技術者に若手技術者（40歳以下※）を配置する場合 ※①を除く	5
		③上記以外	0

02. ⑤総合評価の工夫 WLB認定企業の加点評価の実施

■ＷＬＢ関連認定企業の評価の実施【工事・業務】

《継続》

〇現在、一般土木Ｂ等級、建築Ｂ等級以上の工事においてワークライフバランス認定企業の加点評価を実施しているところ。
〇令和７年度からは、工事等の調達案件の全てを評価対象とする。
〇女性活躍推進法の他、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業を加点対象。
〇一般事業主行動計画の策定を加点対象から除外。
〇配点…一般土木Ｂ等級、建築Ｂ等級以上の工事：１点
上記以外の工事等：０．５点

評価基準	配点
次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	一般土木B等級、建築B等級以上の工事 1点
	上記以外の工事 0．5点
	全ての業務 0．5点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27 年法律第64 号）第9条もしくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15 年法律第120 号）第13 条又は第15 条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45 年法律第98 号）第15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

■国と県・政令市の工事関係書類の統一化

○ 関東の１４機関（１都８県５政令市）のうち１１県市は、書類の記載内容を統一。（下記表は統一の状況）
○ 残り3都県市についても、引き続き地域の実情等を考慮のうえ同様に取り組んでまいります。

令和７年度における「工事関係書類の統一化」の対象書類について

R8．3．31時点

様式番号	書類名称等	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	山梨県	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市
様式-1	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等通知書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
様式-2	請負代金内訳書	―	○	○	○	―	○	○	○	○	○	―
様式-3	工程表、変更工程表	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○
様式-5	請求書(前払金, 中間前払金, 指定部分完済払金, 部分払金, 完成代金) 請求内訳書（部分払、国際部分払、指定部分払）	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-6	ＶＥ提案書(契約後VE時)	○	―	○	○	―	―	○	○	○	○	○
様式-7	品質証明員通知書	―	○	―	―	○	○	○	○	△	―	―
様式-9	工事打合せ簿(指示, 協議, 承諾, 提出, 報告, 通知)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-10	材料確認書	―	―	○	―	○	―	―	―	○	○	△
様式-11	段階確認書	○	―	○	○	○	○	○	○	○	―	○
様式-12	確認・立会依頼書	○	○	―	―	○	―	○	○	○	―	○
様式-13	工事事故速報	―	―	○	―	○	○	○	―	△	―	―
様式-14	工事履行報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-15	認定請求書	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-16	指定部分完成通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	―
様式-17	指定部分引渡書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	―
様式-18	工事出来高内訳書	○	○	○	○	―	○	○	○	○	○	―
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△
様式-21	修補完了届	○	○	○	―	○	○	○	○	○	○	―
様式-22	部分使用承諾書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-23	工期延期届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-24	支給品受領書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
様式-25	支給品精算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
様式-26	建設機械使用実績報告書	―	―	○	○	○	○	○	○	―	―	―
様式-27	建設機械借用・返納書	―	―	○	○	○	○	○	○	―	―	―
様式-28	現場発生品調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―	○
様式-29	完成通知書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-30	引渡書	△	○	○	○	○	○	―	○	△	△	△
様式-31	出来形管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-32	品質管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-33	品質証明書	―	○	―	―	○	○	○	○	△	―	―
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
		76%	**100%**	**100%**	**100%**	**100%**	**100%**	90%	97%	73%	71%	79%

【凡例】
○：統一化済み
△：統一化に向け引き続き調整
―：自治体では作成義務無し

：統一化100%の自治体
：統一化100%未満の自治体

■工事書類スリム化の徹底（土木工事電子書類スリム化ガイド改定）

○働き方改革等推進の観点が求められる中、関係団体への意見照会も実施し、「土木工事電子書類スリム化ガイド（初版）」を令和3年9月に作成。
○現在、2024問題を見据えた働き方改革の更なる推進が必要であることから更新。

■目的

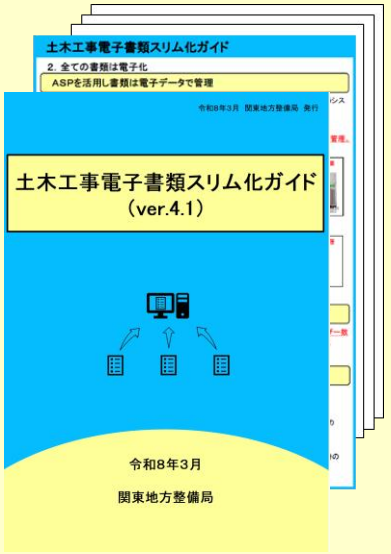
・工事書類を必要最小限に簡素化（スリム化）を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■スリム化ガイドのポイント

✔ 工事着手前の設計審査会において、発注者から受注者へスリム化ガイドの説明を実施する。
✔ スリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合は、スリム化ガイドを発注者等へ提示し共通認識を得る。
✔ 設計審査会（工事着手前）の開催、設計図書修正（構造計算を伴うものや大幅な修正）に係る費用計上や、改善要望の多かった「ワンデーレスポンス」、「設計図書の照査」、「施工体制台帳」「工事打合せ簿」「ウィークリースタンス」等についても、引き続き周知徹底を図ります。
✔ コリンズ（CORINS）登録・・・「登録内容確認システム」の活用による運用方法の見直し。
✔ 週間工程表・・・工場製作中などで現場作業が無い場合は作成不要とする旨を追記。
✔ 産業廃棄物管理表（マニフェスト）・・・マニフェストは電子マニフェストでも可であることを明記。

■最新の主な更新内容（R3作成以降、関係業団体との意見交換や受注者へのアンケート等実施し4回改訂）

✔施工体制台帳①・・・施工体制台帳に添付を必要とする書類で、雇用関係を証明できる資料名を修正。
✔施工体制台帳③・・・施工体系図の様式例を追記。



※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html

03. ②適切な設計変更の徹底（ガイドライン（総合版）の周知徹底）

○ Ｒ６品確法の改正を機に、工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）をリニューアル（R7.3）。
○ 本ガイドラインは関東地方整備局ＨＰに掲載し、関係業団体、受発注者等に対し、本ガイドラインに留意するように周知徹底を図る。
（掲載箇所）https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html

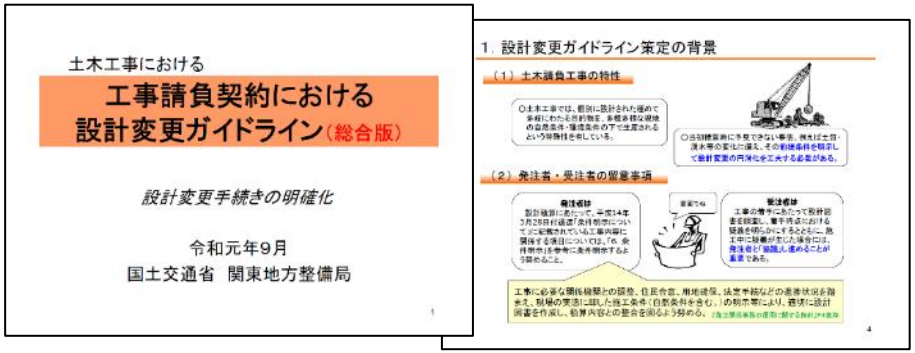
■主な改定内容

①R6改正品確法を踏まえた見直し
・設計変更ガイドラインの位置付けを明確化
・適切な設計変更の必要性を明記

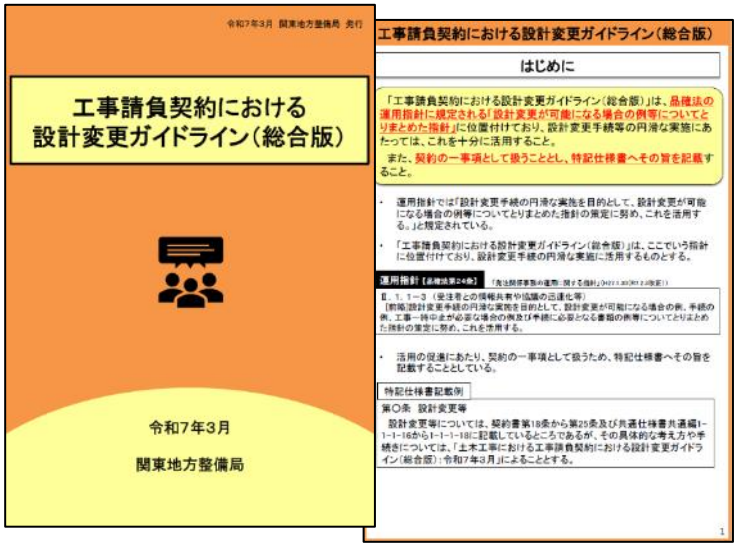
②適切な設計変更にあたり、押さえておくべきポイントを明記
・設計変更の定義を明記
・押さえておくべきポイントを明確化

③「工事一時中止等に係るガイドライン（案）」の見直し
・「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について（令和2年2月13日付　通知）」の内容を踏まえ見直し
・「工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて」を廃止し、「工事一時中止等に係るガイドライン（案）」に反映

④「受発注者間のコミュニケーション」の見直し
・「工事現場環境改善（ウィークリースタンス）」を追加



R7.3リニューアル



03. ③快適トイレの費用計上の拡充

○ 平成28年度より、直轄工事において快適トイレの原則化を実施。
○ 最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。
（設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定）

快適トイレの標準仕様

1．快適トイレに求める機能

①洋式（洋風）便器
②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
③臭い逆流防止機能
④容易に開かない施錠機能
⑤照明設備
⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を５kg以上とする）

2．付属品として備えるもの

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
⑩鏡と手洗器
⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

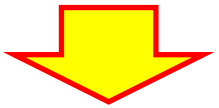
3．推奨する仕様、付属品

⑫便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
⑬擬音装置（機能を含む）
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R2年度
快適トイレ	円/基・月	51,000
ハウス型トイレ	円/基・月	102,000

※男女別で１台ずつ計２台まで計上可



	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	57,000

※設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定
※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円／基・月上限まで計上可能。

03. ③快適トイレの費用計上の拡充

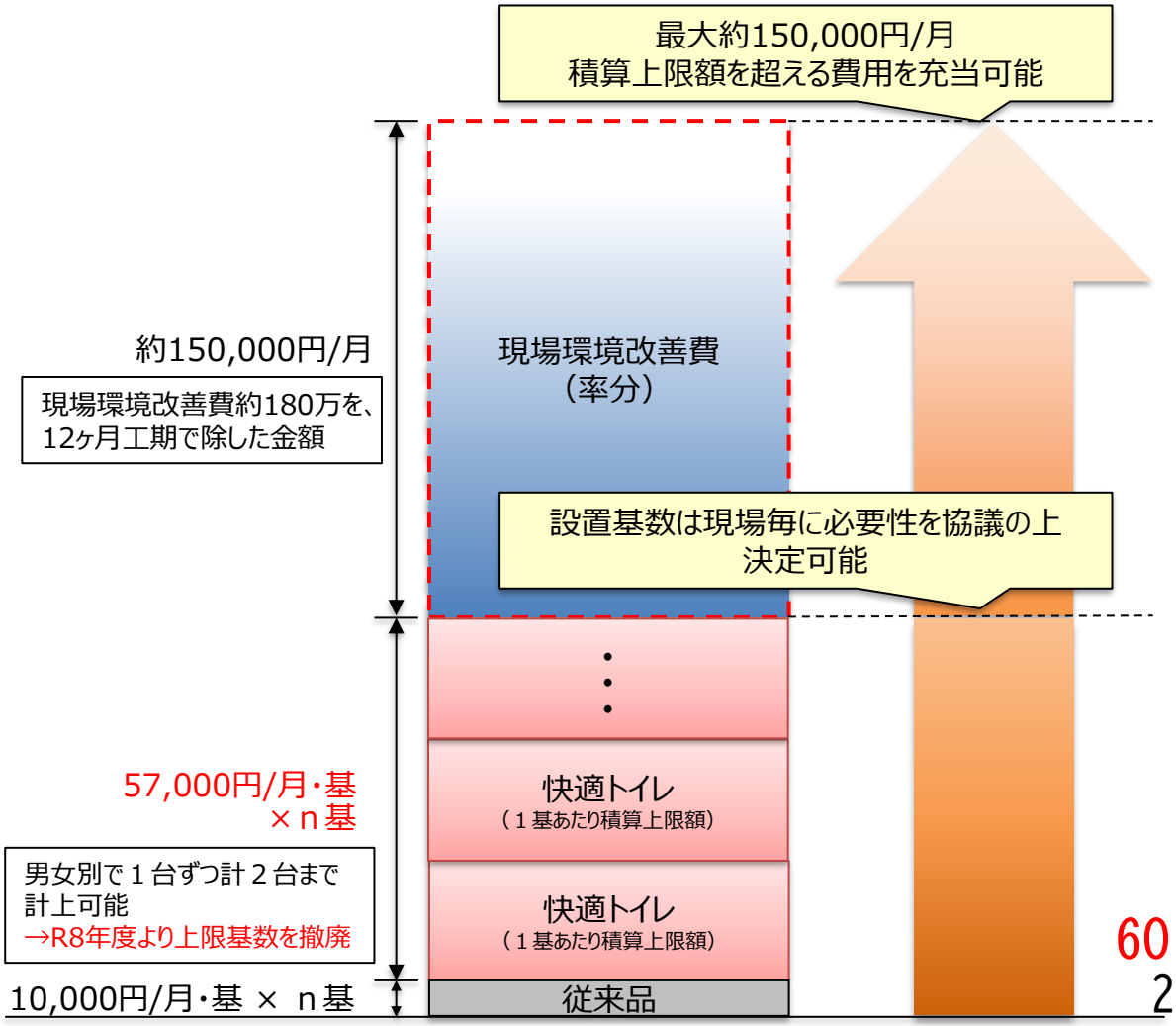
○ 担い手確保の観点から、更なる現場環境改善を図るため、快適トイレの「質の向上」に取り組む。
○ 快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率分）を充当する場合には、費用に応じて実施費目数の変更を協議することが可能。（別途、積上計上はしない。）

工事発注
当初の現場環境改善費は、計上費目ごとに１つを選択（合計４つ）

契約後、受注者が快適トイレの質の向上について、実施の意向があれば、受注者において快適トイレの仕様を決定し、発注者へ協議。
現場環境改善費の選択費目を、営繕関係を「4.衛生設備・厚生施設の充実等」に変更するとともに、費用に応じて、実施費目数の変更を協議。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ＩＣＴ設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舎の充実 3.現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） **4.衛生設備・厚生施設の充実等**
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策等
地域連携	1.広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2.見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3.社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4.現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

（例）直接工事費１億円（現場環境改善費約180万円）　12ヶ月の工期



建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注
- 猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
- 発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注
- 猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
- 宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- 特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避
- 現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- 早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－4とセット）
- 1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（1－6）適切な設計図書の作成

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

（2－1）i-Construction 2.0の推進
- 施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）作業環境の改善
- 個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
- 技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
- 技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費
- 現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- 実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費
- 維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- 施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
- 「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

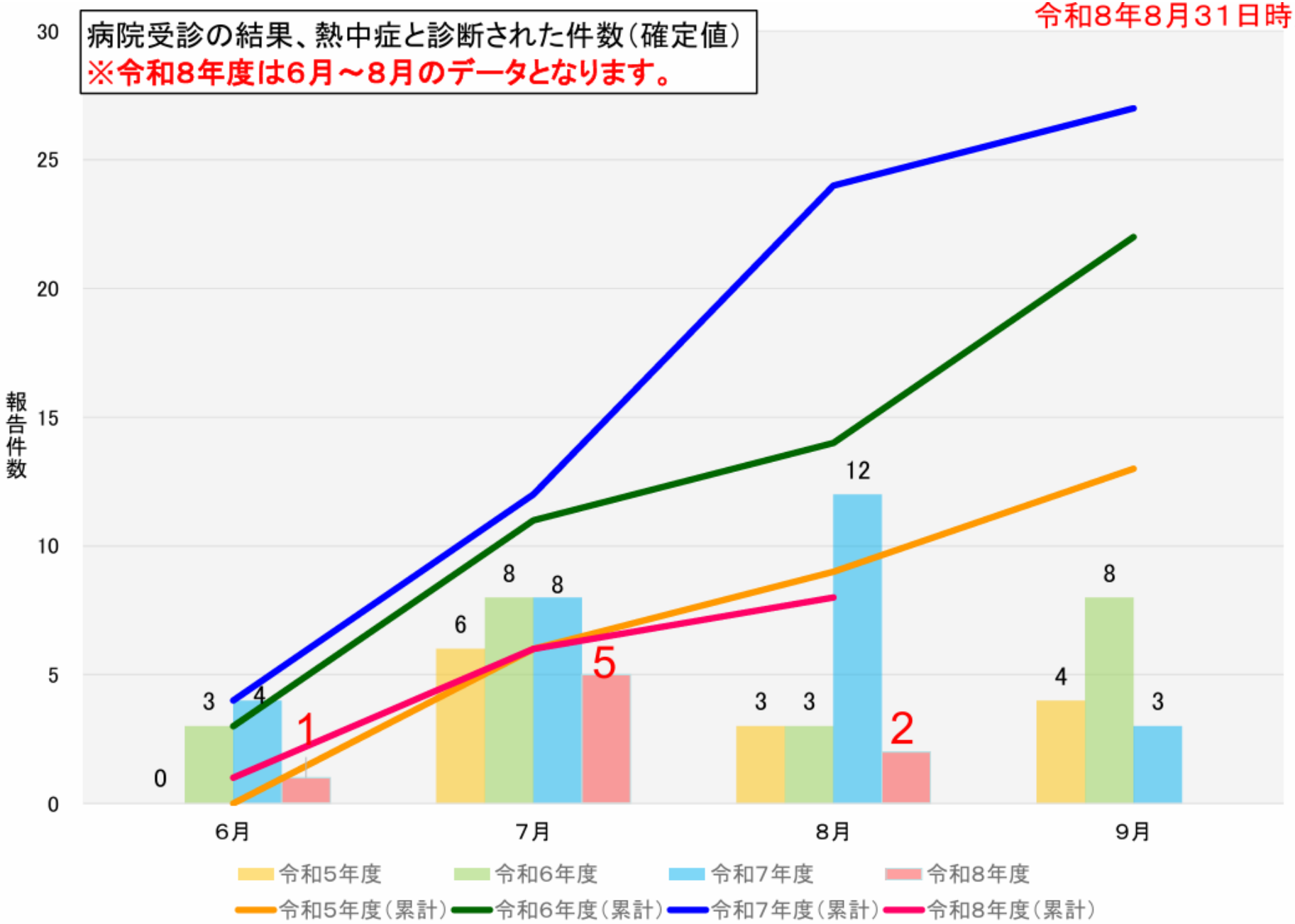
中長期的な課題への対応

- 日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- 1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

【参考】関東地方整備局管内 工事現場での熱中症 報告件数（6～9月）

令和8年8月31日時点

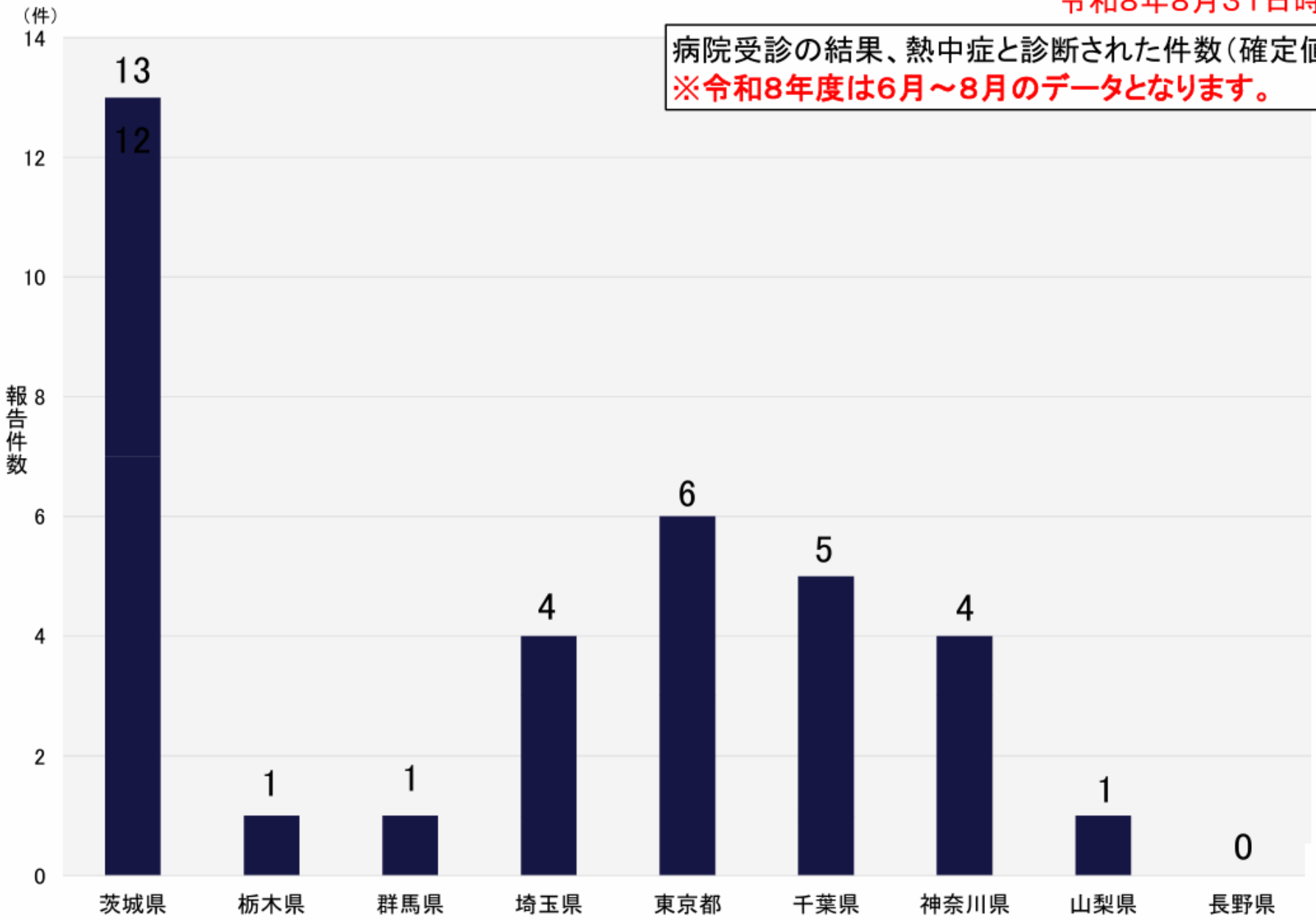
病院受診の結果、熱中症と診断された件数（確定値）
※令和8年度は6月～8月のデータとなります。



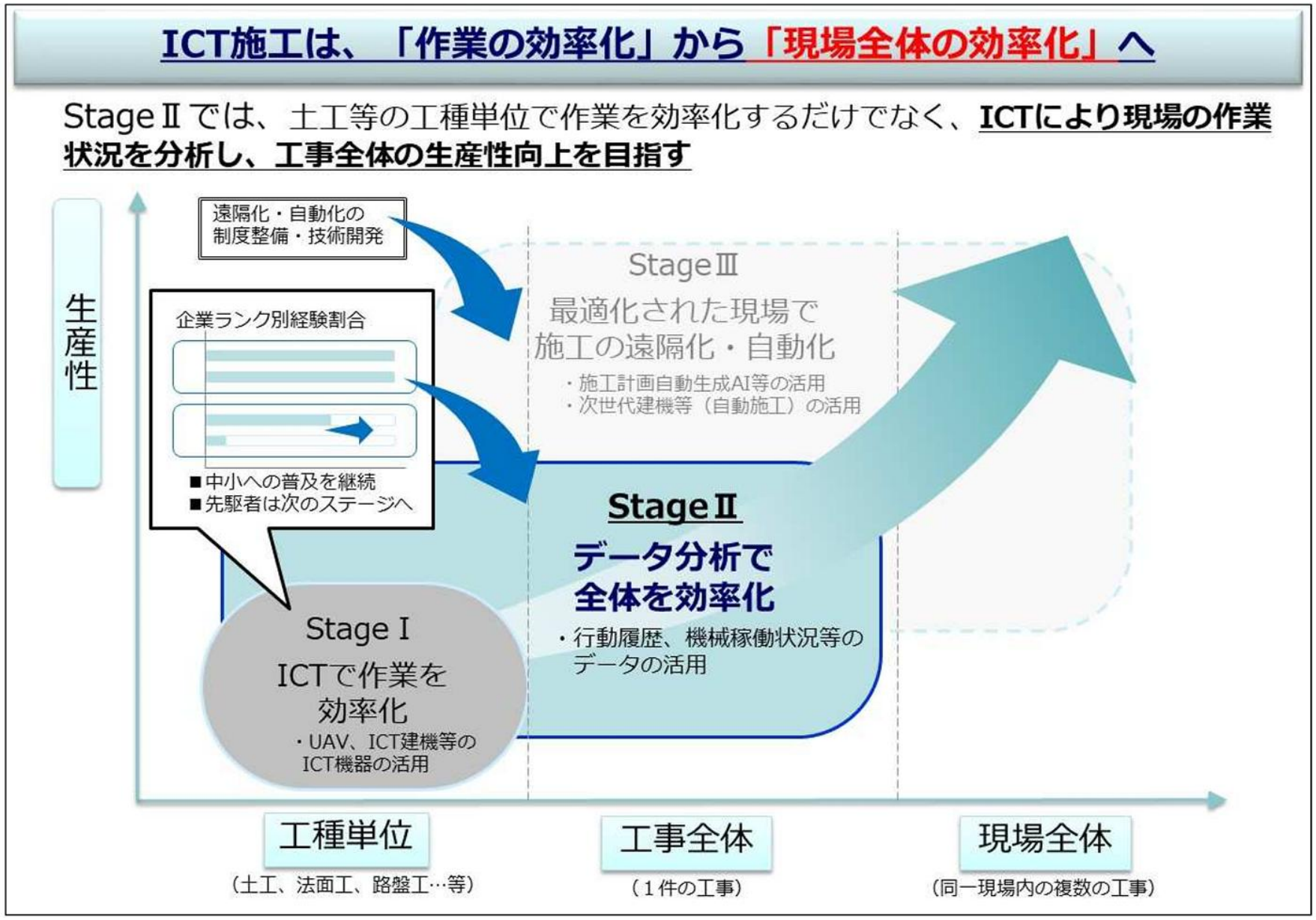
【参考】都県別 関東管内の工事等における熱中症発生状況（R7＆ R8）

令和8年8月31日時点

病院受診の結果、熱中症と診断された件数（確定値）
※令和8年度は6月～8月のデータとなります。



総合評価にICT施工StageⅡを追加



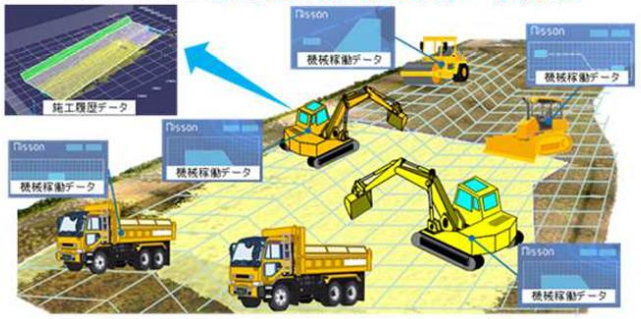
総合評価にICT施工StageⅡを追加

1. 施工のオートメーション化

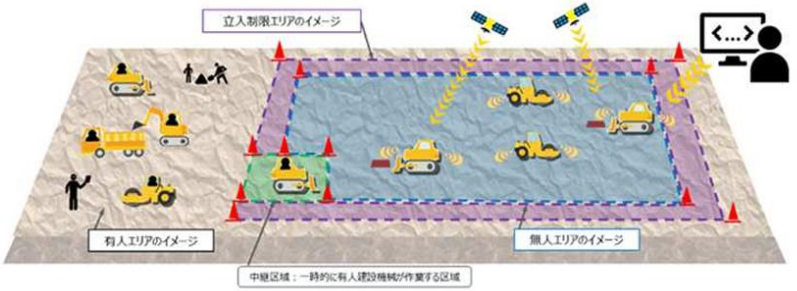
○ 建設現場をデジタル化・見える化し、建設現場の作業効率の向上を目指すとともに、現場取得データを建設機械にフィードバックするなど双方向のリアルタイムデータを活用し、施工の自動化に向けた取組を推進する。

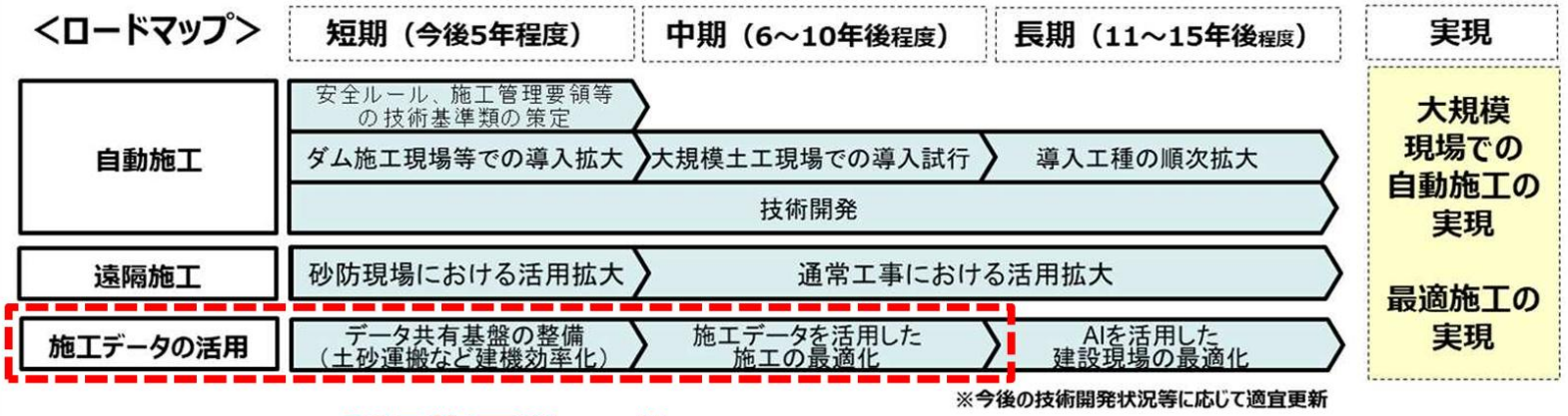
【短期目標】現場取得データをリアルタイムに活用する施工の実現
【中期目標】大規模土工等の一定の工種・条件下での自動施工の標準化
【長期目標】大規模現場での自動施工・最適施工の実現

現場↔建機の**双方向でリアルタイムデータ活用**



自動施工の導入拡大に向けた基準類の策定





ICT施工StageⅡ

03. ⑤ i-Construction2.0の推進

■小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージの充実

○ 小規模工事におけるICT施工活用促進については、これまでも講習会をはじめ、「小規模工事ICT施工現場体験会」等実務担当者へのICT知識向上のほか、経営者向けのセミナーを昨年度に引き続き関東地方整備局管内都県全域で開催。新たな取り組みとして講演者と聴講者の対話型形式での開催を試行的に実施。
○ 令和８年度も引き続きこれらの取組を継続し、ICT施工普及強化を推進。
令和８年度講習日程は、関東DX・i-Con人材育成センターHPにて公開。 https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000939404.pdf

取組内容

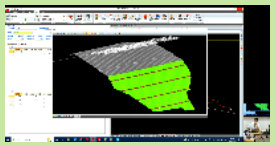
ICT施工 施工講習

R7.7/8,7/9 開催：受講者計：45名




ICT施工 3次元ﾃﾞｰﾀ作成講習

R7.7/23,8/1,8/5,8/8 開催：受講者計：101名

ICT施工 Webセミナー

R7.7/15～18
R7.9/29～10/2　開催：受講者計：7,448名
R8.1/20～23




小規模工事ICT施工現場体験会

R7.8/28,29：関東技術事務所にて開催　来場者：424名



ＩＣＴ施工経営者セミナー

関東地整管内全都県にて開催



※ 神奈川県にて対話型形式を試行

反映

フィードバック

強化施策

フィードバック

小規模工事ＩＣＴ施工 取組フォローアップ

小規模工事におけるICT施工の実施率向上に向け、実施率低迷の詳細調査や、導入の課題に対するヒアリングを行い、より具体的な対策を検討

○経営者セミナーを受けてからの取り組み状況把握
○簡易的３次元計測技術の紹介
○小規模工事へのＩＣＴ施工導入の課題ヒアリング



フィードバック

各取り組みの参加者へヒアリングを実施 ⇒ 今後の取組へ反映

04. ①発注者協議会でのマネジメント強化

○国、地方公共団体および特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図るために設立。
○協議会（本体）は、65機関からなる。
【構成機関：国（7省庁17機関）、地方公共団体（9都県5政令市、代表9区市）、特殊法人等（25機関）】

近年の主な取組内容【その１】　改正品確法および同法に基づく運用指針の周知

品確法の改正を踏まえ、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項等をまとめている「発注関係事務の運用に関する指針」も合わせて改定。

品確法および運用指針の改定を踏まえ、課題の解決に向けて自ら取り組むとともに、
発注者協議会を活用して幅広く情報共有を行い、公共工事の品質確保に向けた取り組みの推進を呼び掛けているところ。

近年の主な取組内容【その２】 指標による取組みの推進

「発注関係事務の運用に関する指針」で定めている各種の取り組み向上のために指標を設定。
全国的に定められた「全国統一指標」に加え、関東ブロックにおいて独自に定めた「関東ブロック独自指標」により、取り組みを進めている。

●全国統一指標（工事の例）
①地域平準化率（施工時期の平準化）
②週休２日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

●関東ブロック独自指標（工事の例）
④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（予定価格の適正な設定）
⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況（適切な設計変更）
⑥区市町村における週休２日制工事の取組

※運用指針の改定を踏まえ、新たに第三次・指標を策定。

近年の主な取組内容【その３】 好事例の共有

公共工事の品質確保や、建設業の働き方改革に向けた取り組みについて、各発注機関における好事例を協議会の場で情報共有いただき、取り組み推進の一助としている。

【令和６年度、埼玉県における取り組みの例】
週休２日制工事の導入等を推進するため、県内の市町村に対し、**各県土整備事務所長が首長（幹部職員）を直接訪問（20市21町1村）**し、導入に向けた働きかけを行うとともに、契約担当課には、担当職員が訪問（2市7町1村）し、意見交換を実施した。

●働きかけ内容
①週休２日制工事の要領策定
②工事の施工時期の平準化の取組み
③ダンピング対策（工事・委託）
④スライド運用基準の策定

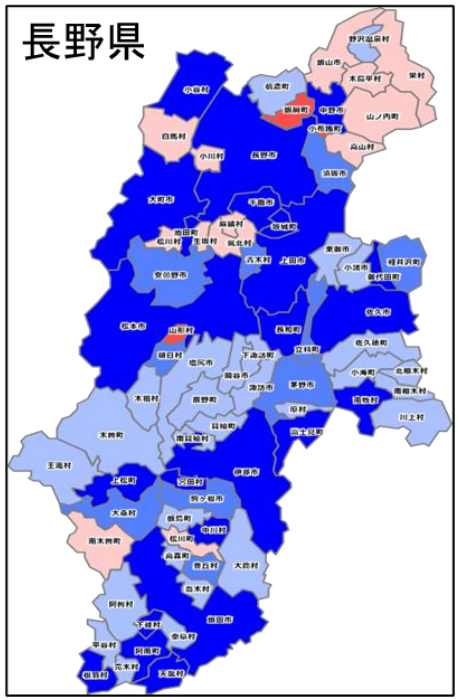


＜週休２日制度工事の導入状況の見える化＞
（R6年度）

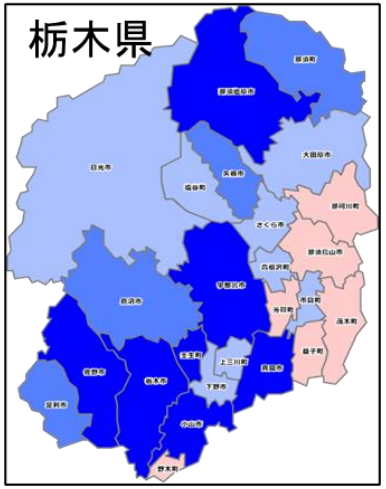
04. ①発注者協議会でのマネジメント強化

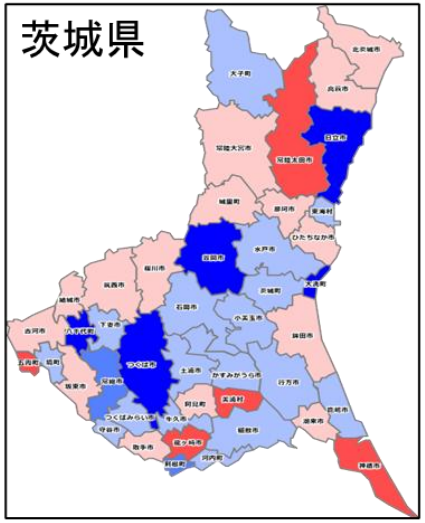
令和６年度調査結果　市区町村における週休2日制工事の取組状況の例

○ 指標の取組み状況がわかりやすいよう、「見える化」を実施。



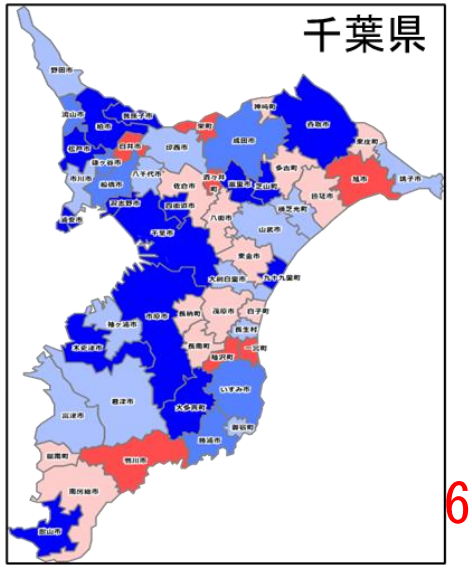


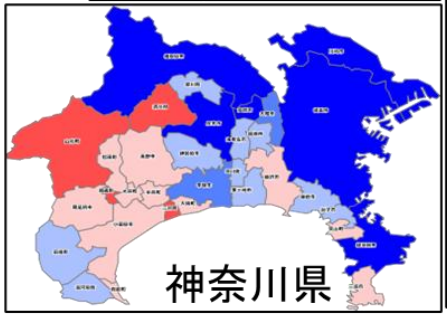














＜凡例＞

- a：全ての対象工事を、週休２日制対象工事として発注手続きを実施している
- b：対象工事の半数程度以上を、週休２日制対象工事として発注手続きを実施している
- c：対象工事の一部（半数未満）を、週休２日制対象工事として発注手続きを実施している
- d：週休２日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している（概ね１年以内に試行を実施する予定）
- e：週休２日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない

TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築
～大規模広域災害に備え、災害対応力を各段に引き上げ～

R7.6.6 国土交通省
記者発表（抜粋）

○TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
○能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
○国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、**TEC-FORCE**の増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



《TEC-FORCE予備隊員》

専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE隊員として非常勤雇用する制度の創設により、人員体制を強化。

《TEC-FORCEパートナー》

民間企業等との災害協定の拡充により、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的に活動できる体制を確保。

《TEC-FORCEアドバイザー》

学識者の方々から災害対応の技術的助言を得る枠組みの創設により、技術的判断が難しい事案に対応する体制を確保。

《都道府県等との連携》

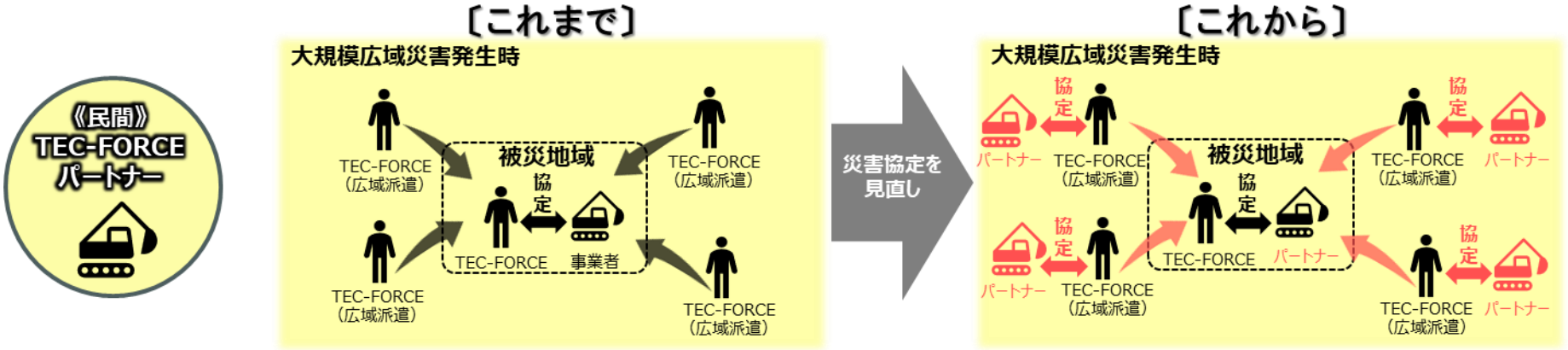
平時から、都道府県等の危機管理部局や土木部局等との合同研修等による連携を強化することにより、被災地における一体的な活動を促進。

TEC－FORCEパートナー（災害協定の拡充等）

国土交通省
関東地方整備局

○現行の災害協定は必ずしも管外派遣・自治体応援を想定していないため、大規模広域災害における円滑な自治体応援に向け、**災害協定を見直し、応援の範囲を支分部局管外・被災自治体応援まで拡大。**

○国土交通省の要請により活動する企業・団体等を**TEC-FORCEパートナーと位置付け、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的な活動を展開。**



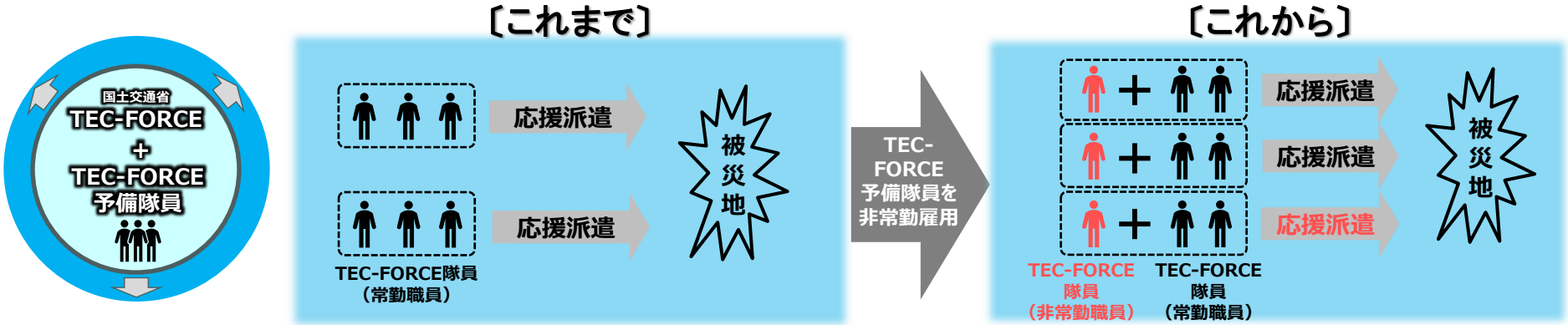
- ◆ 関東地方整備局管内では、118団体と災害協定締結済み。
- ◆ これまでに16団体（全建、日建連、建コン協、全測連、全地連、橋建協、PC建協、道建協外8団体）と、管外派遣、自治体応援等を記載した協定の見直しを実施。 R8.7.31現在

※災害協定に基づき活動する企業・団体等は協定の見直しの有無にかかわらずTEC-FORCEパートナーと呼称

TEC－FORCE予備隊員（災害協定の拡充等）

○大規模災害時における**被災地の応援ニーズに応えるため、TEC-FORCEのさらなる応援体制の強化が必要**。

○このため、**新たに創設する「TEC-FORCE予備隊員」制度により、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集・採用**し、**災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣**することにより、**TEC-FORCEとしての応援体制の強化を図る**。



- ◆ 関東地方整備局では、36名を予備隊員として登録。
- ◆ 令和8年8月千葉豪雨では、うち3名をTEC-FORCE隊員として派遣。

大規模災害発生時におけるTEC-FORCEパートナー活動フロー

- 大規模災害発生時、関東地方整備局が各都県の建設業協会へ派遣要請を実施
- 建設業協会は対応可能な協会員を5者程度選出
- 特定された建設業者は、TEC-FORCEパートナーとして応急対策を実施

災害発生

地方整備局から協会へ派遣要請

TEC-FORCE派遣が必要な大規模災害発生時には、関東地方整備局の技術管理課より建設業協会へ協力要請があります

協会から会員へ対応可否の照会

協会事務局は会員の使用可能な建設機械、建設資材の状況、作業可能人員、現場到着日時に関する情報等を収集

協会は5者程度を選出し地方整備局に報告

協会事務局は、対応可能会員（5者程度）の情報収集結果をとりまとめ、関東地方整備局へ報告

地方整備局は対応会員を特定し、出動要請 （対応可否・条件）

関東地方整備局は、事前に定めた基準に従い、出動を要請する会員（建設会社）を特定し、出動を要請する

対応会員として特定されたか？

対応なし・待機

出動指示・契約締結

現地出動 調査・応急復旧・工事

現地へ出動した会社は、関東地方整備局長もしくは事務所長の指示に従い、応急復旧・工事に従事する際はTEC-FORCEパートナーとして活動する（ビブス着用）



TEC－FORCEの新たなロゴマークデザインについて

国土交通省
関東地方整備局

○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の増強と多様な主体との更なる連携強化び取組の一環として、TEC-FORCEのロゴマークのデザインを刷新。今後、TEC-FORCE（予備隊員含む）・TEC-FORCEパートナー・TEC-FORCEアドバイザーと同一のロゴを用いて、TEC-FORCEに関連する様々な活動で使用する（本省にて令和8年1月9日プレスリリース）。

新ロゴマークのデザイン

【旧ロゴマーク】



（H20.4 月～）

【新ロゴマーク】



国土交通省
TEC-FORCE
Technical Emergency Control FORCE

【新ロゴマークのデザイン】
・「盾状構成」が「被災地（赤色）を守る」点を強調
・「縦線群」により、国土交通省に加え、関係する多様な主体が並び立ち、協働で対応する姿を表現

【新ロゴマークの使用場面】
・TEC-FORCE 隊員の衣服
・TEC-FORCE パートナー・アドバイザーのビブス
・広報・イベント（広報資料、WEB ページ） 等

総行行第１６１号
国不入企第３９号
令和８年３月３１日

各都道府県知事　殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長　殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長　殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長　殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局長
（公印省略）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇によって中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念されております。

各団体におかれましては、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保を図るため、下記の措置を適切に講じるよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入契法」という。）第２１条第２項に基づき要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますので、あわせてお知

らせいたします。

記

1．適正な請負代金・工期の設定について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。
- 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
- 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
- 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。

○資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

2．スライド条項の適切な運用等について

令和６年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされたことも踏まえ、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第２６条）の適切な運用のため、スライド条項の運用基準についてあらかじめ策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。

○今後契約する工事については、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

○入契法第１３条第２項に基づき、資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、公共発注者は誠実に協議に応じること。

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用ついて

3．最新の情勢の把握等について

情勢が極めて流動的であることから、資機材の調達にあたっての支障の有無や物価変動等の最新の状況の把握に努めるとともに、発注者として把握している情報に関し受注者に対し可能な限り情報の提供を行うことや、受注者からの相談に対して誠実に応ずるなどにより、受注者の不安の解消に努めること。

3

【参考資料】建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント（厚生労働省）

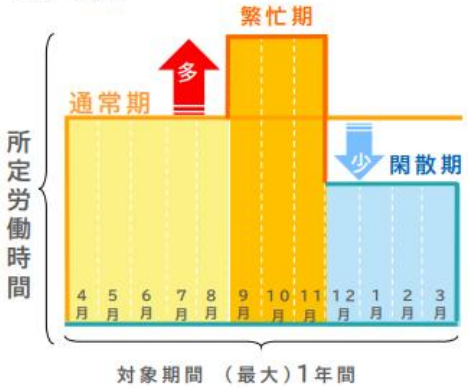
建設業の事業主の皆さまへ

建設業における 1年単位の変形労働時間制のポイント

1年単位の変形労働時間制とは、季節によって業務に繁閑が大きい場合に、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度です。

1 1年単位の変形労働時間制の概要

（イメージ図）



- 1年間を平均して、1週40時間となる範囲※で、シフト作成のルールに則って所定労働時間に凹凸をつけることができます。

  ※年間の所定労働時間を、2,085時間（法定労働時間の総枠）以内で設定する必要があります。

- 1週40時間、1日8時間を超える労働時間を設定した場合には、その設定した時間を超えた労働が時間外労働となります。

  ※変形労働時間制では、1週、1日の法定労働時間又は所定労働時間を超えた労働や、法定労働時間の総枠を超えた労働について、割増賃金を支払う必要があります。

- 積雪の度が著しく高い地域では、建設業の屋外作業者向けに、シフト作成のルールに特例（積雪特例）が設けられています。

積雪の度が著しく高い地域はこちらをご確認ください

2 シフト作成のルール

① 労働日数は年間280日まで
② 連続労働日数は原則6日まで（特に繁忙な場合は12日まで）
③ 労働時間は1日10時間、1週52時間まで

積雪特例でも同様です

④ 労働時間が48時間を超える週は連続3回まで
⑤ 対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は3回まで

積雪特例では適用されません

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 （R7. 6）

3 1年単位の変形労働時間制の導入方法

1年単位の変形労働時間制について労使協定を締結してください

1年単位の変形労働時間制を導入するためには、就業規則への規定に加え、労使協定を締結して届け出ることが必要です。

参考資料もご参照の上、次の5項目を定めた労使協定を締結してください。

- 対象労働者の範囲
- 対象期間（1か月を超え1年以内の期間）及び起算日
- 特定期間（対象期間中特に繁忙な期間）※1
- 労働日及び労働日ごとの労働時間（勤務カレンダー）
- 労使協定の有効期間

参考資料はこちら

様式はこちら

勤務カレンダーは、以下のいずれかの方法によって定めてください。

① 労使協定締結時にあらかじめ1年分の勤務カレンダーを定める。

② ①が難しい場合は、**労使協定締結時に最初の1か月分の勤務カレンダーを定め、2か月目以降の勤務カレンダーは、当該月の30日前までに定めることも可能です。**

例：対象期間の開始日（労使協定の起算日）を4月1日とすると、5月分の勤務シフトは4月1日まで、6月分の勤務シフトは5月2日までに定める

なお、②の方法による場合でも、月ごとの所定労働日数と所定労働時間数は、協定締結時に定める必要があります※2。

※1 特定期間を労使協定で定めることで、その期間中は、連続労働日数を12日までとすることができます。（特定期間の定めをしない場合は連続労働日数は6日まで。）

※2 時間外・休日労働を行う必要のある事由が生じた場合には、36協定の範囲内で労働者に時間外・休日労働をさせることができます。

1年単位の変形労働時間制について就業規則に規定してください

始業及び終業の時刻等は、就業規則に必ず記載しなければならない事項です。また、労働者を1年単位の変形労働時間制により働かせるには、労働契約上の根拠が必要です。

「モデル就業規則」を参考に、就業規則等に1年単位の変形労働時間制に関する規定を設けてください。

モデル就業規則

また、労使協定の内容については、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付ける、書面を交付する等の方法によって、労働者に周知することが必要です。

締結した労使協定と変更した就業規則とを所轄労働基準監督署に届け出てください

ご不明な点は、都道府県労働局・労働基準監督署、働き方改革推進支援センターまでお問い合わせください。

労働基準監督署

働き方改革推進支援センター

【参考資料】建設業における１年単位の変形労働時間制のポイント（厚生労働省）

勤務カレンダー例❶　夏に猛暑が続く地域の場合（その1）

猛暑の時期は1週の所定労働時間を30時間まで減らし、
秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を48時間とする場合



夏期（6、9月）
　週所定労働時間　35時間
猛暑（7、8月）
　週所定労働時間　30時間
繁忙期（10～3月）
　週所定労働時間　48時間
それ以外（4、5月）
　週所定労働時間　40時間

年間労働日数	276日
年間休日数	89日
年間総労働時間（所定）	2085時間
1週あたり平均	39時間59分

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

勤務カレンダー例❷　夏に猛暑が続く地域の場合（その2）

週休2日を確保しつつ、猛暑の時期は1週の所定労働時間を20時間まで減らし、秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を47.5時間とする場合



猛暑（7、8月）
　週所定労働時間　20時間
繁忙期（10～3月）
　週所定労働時間　47.5時間
それ以外（4～6、9月）
　週所定労働時間　40時間

年間労働日数	242日
年間休日数	122日
年間総労働時間（所定）	2038.5時間
1週あたり平均	39時間06分

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

【参考資料】建設業における１年単位の変形労働時間制のポイント（厚生労働省）

勤務カレンダー例❸　冬に多くの積雪が見られる地域の場合（その1）

積雪地域で降雪期の1週の所定労働時間を30時間まで減らし、
その他の月を繁忙期として1週の所定労働時間を50時間とする場合

休暇

4 April
繁忙期 1週50時間
1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：220時間

5 May
繁忙期 1週50時間
1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：220時間

6 June
繁忙期 1週50時間
1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：210時間

7 July
1週40時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：184時間

8 August
1週40時間
1日の所定労働時間：8時間
1月の所定労働時間：128時間

9 September
繁忙期 1週50時間
1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：220時間

10 October
繁忙期 1週50時間
1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：230時間

11 November
繁忙期 1週50時間
1日の所定労働時間：10時間
月の所定労働時間：200時間

12 December
降雪期 1週30時間
1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：108時間

1 January
降雪期 1週30時間
1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：102時間

2 February
降雪期 1週30時間
1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：120時間

3 March
降雪期 1週30時間
1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：132時間

降雪期（12月、1月～3月）
週所定労働時間　30時間
繁忙期（4～6月、9～11月）
週所定労働時間　50時間
それ以外（7、8月）
週所定労働時間　40時間

年間労働日数	246日
年間休日数	119日
年間総労働時間（所定）	2074時間
1週あたり平均	39時間46分

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

勤務カレンダー例❹　冬に多くの積雪が見られる地域の場合（その2）

積雪地域で降雪期の1週の所定労働時間を24時間まで減らし、
その他の月を繁忙期として1週の所定労働時間を50時間とする場合

休暇

4 April
繁忙期 1週50時間
1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：220時間

5 May
繁忙期 1週50時間
1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：220時間

6 June
繁忙期 1週50時間
1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：210時間

7 July
1週45時間
1日の所定労働時間：9時間
1月の所定労働時間：207時間

8 August
1週45時間
1日の所定労働時間：9時間
1月の所定労働時間：144時間

9 September
繁忙期 1週50時間
1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：220時間

10 October
繁忙期 1週50時間
1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：230時間

11 November
繁忙期 1週50時間
1日の所定労働時間：10時間
1月の所定労働時間：200時間

12 December
降雪期 1週30時間
1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：108時間

1 January
降雪期 1週24時間
1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：78時間

2 February
降雪期 1週24時間
1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：96時間

3 March
降雪期 1週24時間
1日の所定労働時間：6時間
1月の所定労働時間：108時間

降雪期（12月）
週所定労働時間　30時間
降雪期（1月～3月）
週所定労働時間　24時間
繁忙期（4～6月、9～11月）
週所定労働時間　50時間
それ以外（7、8月）
週所定労働時間　45時間

年間労働日数	234日
年間休日数	131日
年間総労働時間（所定）	2041時間
1週あたり平均	39時間08分

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

令和8年度　国土交通省
土木工事の積算基準等の改定

建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

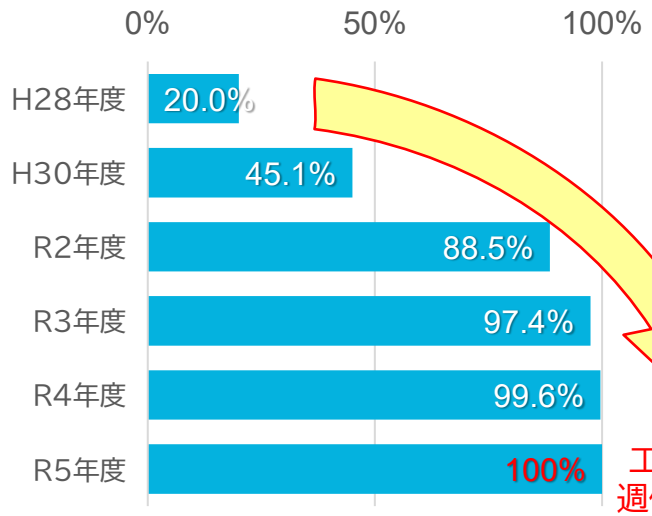
○ 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休２日を含む週休２日が可能な業界であることを確認。
○ 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。

※直轄土木工事は「工事における週休２日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了とし、多様な働き方の実現を支援してまいります。

これまでの週休２日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5
週休2日の取組の拡大

週休2日工事（工期全体）の実施率（直轄）



工期全体の
週休2日達成

R6～R7
週休2日の質の向上

R6～
月単位の週休2日制を推進

R7～
週単位の週休2日制を含む
多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が
達成できることを確認

R8～
多様な働き方の実現

- 週休2日としての働き方
- 気候（猛暑対策等）を踏まえた働き方
- 変形労働時間制を適用した柔軟な働き方
- ICT・DX等を活用した効率的な働き方
- 担い手の多様化に合わせた働き方

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

令和7年12月23日公表（再掲）

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注
- 猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
- 発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注
- 猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
- 宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- 特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避
- 現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- 早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－4とセット）
- 1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（1－6）適切な設計図書の作成

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

（2－1）i-Construction 2.0の推進
- 施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）作業環境の改善
- 個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
- 技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
- 技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費
- 現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- 実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費
- 維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- 施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
- 「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

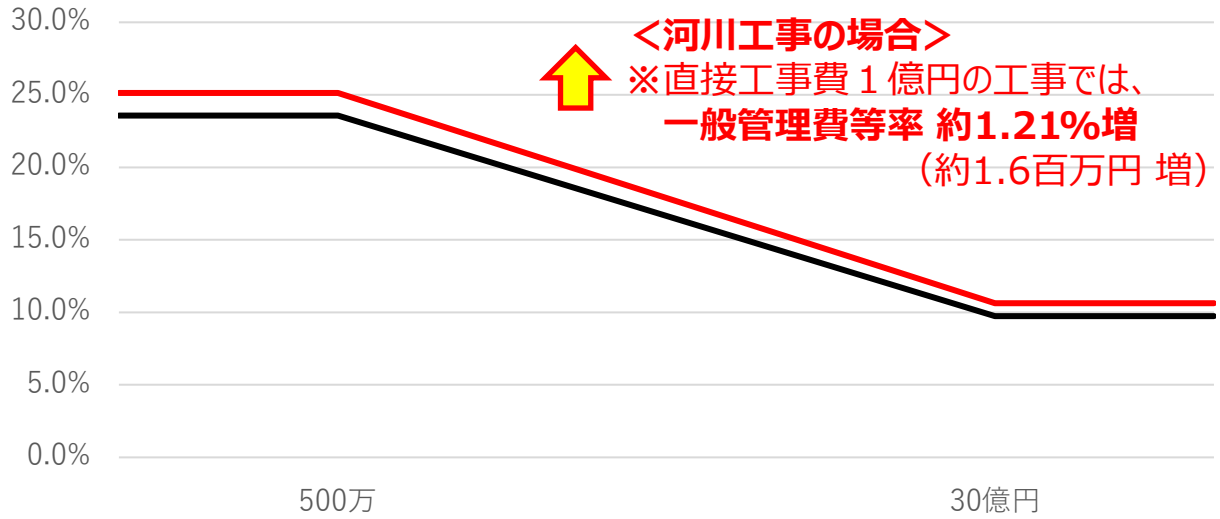
中長期的な課題への対応

- 日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- 1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

一般管理費等率の改定

○ 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
○ 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	-4.97802×LOG(Cp)+56.92101	9.74%

【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	-5.21826×LOG(Cp)+60.08343	10.63%

Cp：工事原価(円)
※前払金支出割合が３５%を超え４０%以下の場合

現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

○ 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
○ より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6\cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9\cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

＋

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの**合計4つ**の内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9\cdot Pi^{-0.175}$	$i=32.5\cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

＋

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の**100%**を上限とする。

快適トイレの費用計上の拡充

○ 平成28年度より、直轄工事において快適トイレの原則化を実施。
○ 最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。
（設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定）

快適トイレの標準仕様

1．快適トイレに求める機能

①洋式（洋風）便器
②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
③臭い逆流防止機能
④容易に開かない施錠機能
⑤照明設備
⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を５kg以上とする）

2．付属品として備えるもの

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
⑩鏡と手洗器
⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

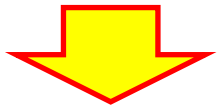
3．推奨する仕様、付属品

⑫便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
⑬擬音装置（機能を含む）
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R2年度
快適トイレ	円/基・月	51,000
ハウス型トイレ	円/基・月	102,000

※男女別で１台ずつ計２台まで計上可



	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	57,000

※設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定
※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円／基・月上限まで計上可能。

快適トイレの「質の向上」について

○ 担い手確保の観点から、更なる現場環境改善を図るため、快適トイレの「質の向上」に取り組む。
○ 快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率分）を充当する場合には、費用に応じて実施費目数の変更を協議することが可能。（別途、積上計上はしない。）

工事発注

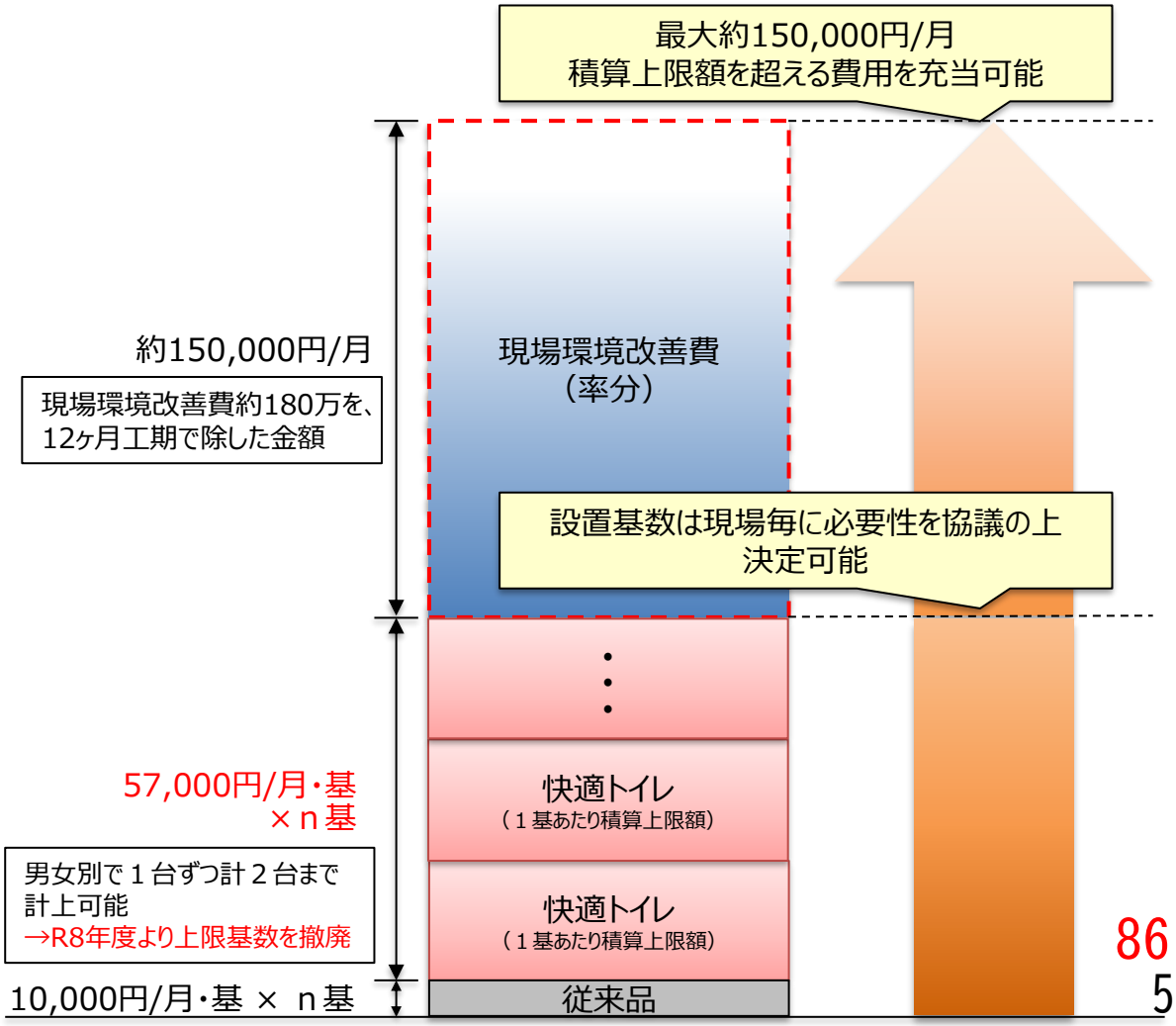
当初の現場環境改善費は、計上費目ごとに１つを選択（合計４つ）

契約後、受注者が快適トイレの質の向上について、実施の意向があれば、受注者において快適トイレの仕様を決定し、発注者へ協議。

現場環境改善費の選択費目を、営繕関係を「4.衛生設備・厚生施設の充実等」に変更するとともに、費用に応じて、実施費目数の変更を協議。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ＩＣＴ設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舎の充実 3.現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） **4.衛生設備・厚生施設の充実等**
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策等
地域連携	1.広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2.見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3.社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4.現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

（例）直接工事費１億（現場環境改善費約180万円）　12ヶ月の工期

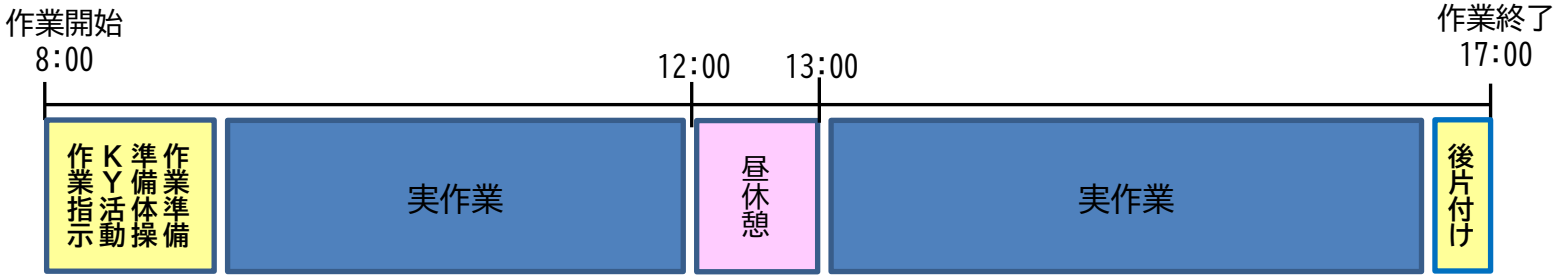


移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

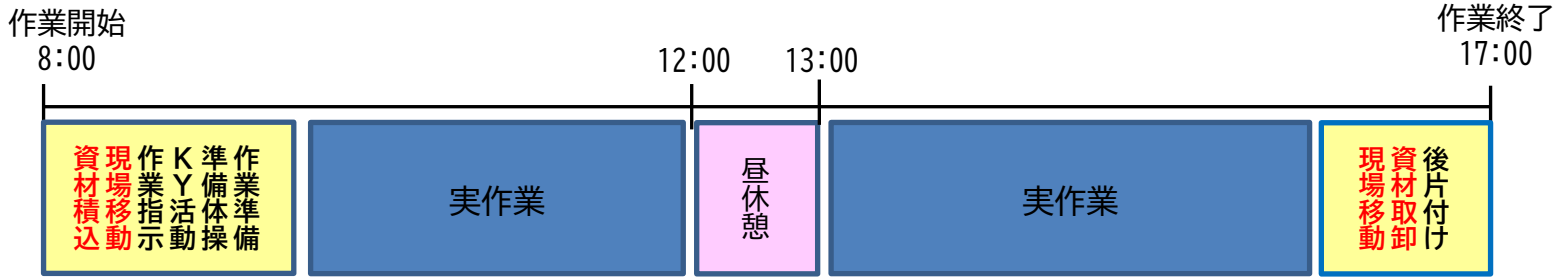
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

○　KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
○　路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和４年度に調査表の全面見直しを実施。
○ 令和７年度は、路上工事だけでなくトンネル工事や砂防工事等においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



路上路盤再生工など１１工種で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。　⇒**Ｒ８年度歩掛改正に反映**

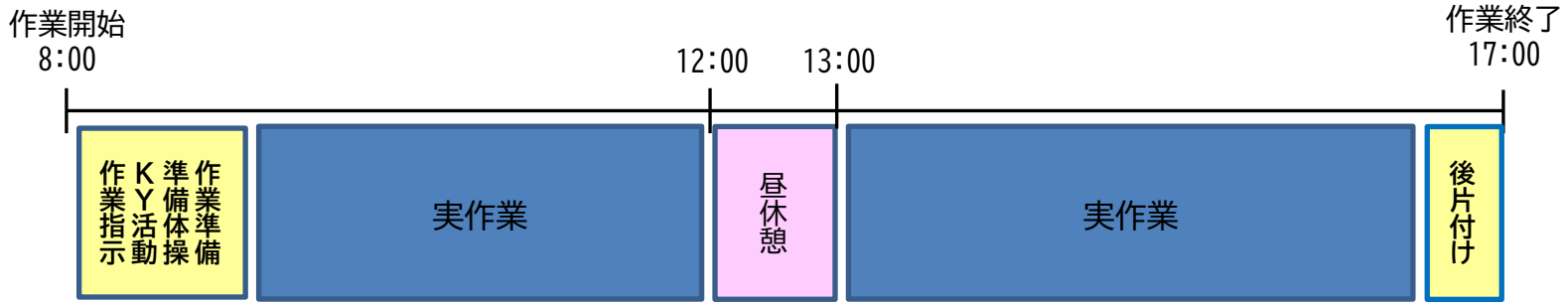
半たわみ性（コンポジット）舗装工、伸縮装置工（鋼製）、トンネル漏水対策工、濁水処理工（一般土木工事）、地すべり防止工（ふとんかご）、路上路盤再生工、トンネル濁水処理工、トンネル工（NATM）[発破工法]、トンネル補修補修工（ひび割れ補修工）低圧注入工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工、

移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

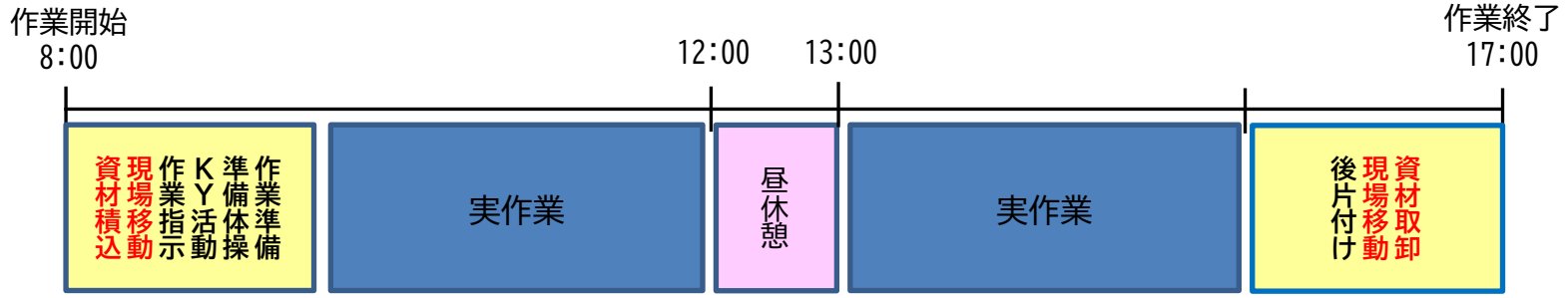
時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

○　令和６年度より、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ）　※日々回送する移動式クレーン



移動式クレーンを日々回送している３工種において、クレーンを用いた作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。　⇒**令和８年度歩掛改正に反映**

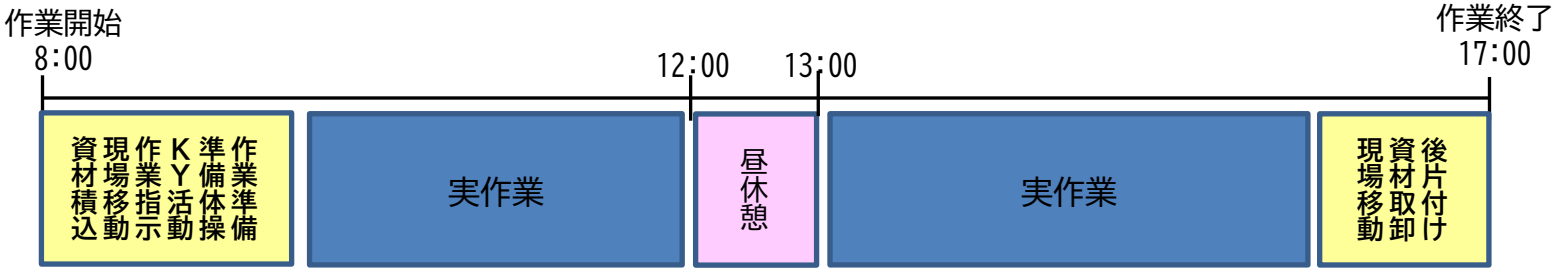
トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）、ＰＣ橋架設工（架設機械据付・解体）、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）

移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

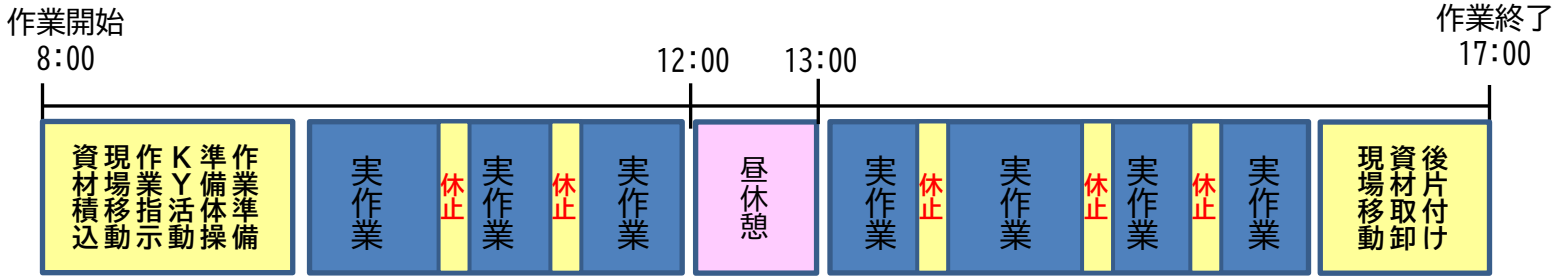
作業休止時間を考慮した歩掛の改定

○　建設現場の作業管理として行われている**作業休止時間（振動作業対策、腰痛予防対策や熱中症予防対策など）が増えた**ことにより、実作業時間に減少している傾向が見られたため、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■作業休止時間・手待ち時間を踏まえた作業時間（イメージ）



鉄筋工や仮囲い設置撤去工など６工種で、作業休止時間等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。　**⇒Ｒ８年度歩掛改正に反映**

鉄筋工、仮囲い設置撤去工、土のう工、路上路盤再生工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工

施工規模に応じた標準歩掛（小規模歩掛等）の設定

○ 土木工事標準歩掛の使用にあたって、積算者が適用可否の判断をしやすいように適用範囲及び施工方法などを詳細化。

土木工事標準歩掛　『13章 道路維持修繕』　④ 道路打換え工　の例

1．適　用　範　囲

本資料は，維持修繕アスファルト舗装工のうち，舗装版とりこわしから舗装までを急速施工する現道打換え工事に適用する。ただし，交差点内の施工を含みかつ従道路側の交通規制を伴う交差点部の施工に際し，交差点部を小規模に分割し施工する場合は，当該交差点部分のみ別途考慮する。

舗装版とは，コンクリート層及びアスファルト層を総称していう。

小規模施工の場合で、標準歩掛を適用せず、別途考慮すべき現場条件を記載

１－１　適用出来る範囲

（１）日当り平均作業量が50m2以上420m2以下の場合

標準歩掛が適用出来る施工規模を記載

１－２　適用出来ない範囲

（１）急速施工（舗装版とりこわしから舗装までを1日で完了する施工）ではない場合

（２）舗装版破砕工（舗装版のとりこわし及び掘削積込）のみを施工する場合

（３）排水性舗装，シックリフト工法，ＱＲＰ工法等を施工する場合

標準歩掛が適用出来ない範囲を記載

施工規模に応じた標準歩掛（小規模歩掛等）の設定

○ 維持修繕に関係する工種（トンネル補修工）等で小規模施工を考慮した歩掛の制定、改定。

○トンネル補修工 断面修復工（左官工法）

新規

【工法概要】
　トンネル覆工コンクリートの劣化により欠落した部分や、欠落はしていないが劣化因子を含むかぶりコンクリートをはつり取った後、金コテ等で断面修復材料を塗り付け、仕上げる工法。

【課題】
・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。

【小規模対応】
・1トンネル当りの施工規模（修復延べ体積）により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
①延べ体積が0.1m³以下の場合：一律の歩掛
②延べ体積が0.1m³を超えの場合：0.1m³当り歩掛×修復延べ体積

【施工状況】


コンクリートはつり作業


断面修復（左官）作業

○トンネル補修工 ひび割れ補修工（低圧注入工法）

改定

【工法概要】
　コンクリート構造物の劣化により、ひび割れした部分に圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを利用して加圧できる専用器具を用いて、樹脂系あるいはセメント系の材料を注入して補修する工法。

【課題】
・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。

【小規模対応】
・1トンネル当りの施工規模（補修延べ延長）により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
①延べ延長が25m以下の場合：一律の歩掛
②延べ延長が25mを超える場合：10m当り歩掛×補修延べ延長

【施工状況】



注入器具取付作業


注入材注入作業

令和8年度　土木工事標準歩掛の改定

1．土木工事標準歩掛　【２４工種】

（１）新規制定：７工種

①鉄筋工　②土のう工　③防塵処理工

④橋梁補修工（塗装塗替足場工）　⑤橋梁補修工（高力ボルト当て板鋼桁補強工）

⑥トンネル補修工　断面修復工（左官工法）　⑦トンネル補修工　剥落防止対策工（可視繊維シート接着工）



鉄筋工



土のう工



防塵処理工



橋梁補修工
(塗装塗替足場工)



橋梁補修工
（高力ボルト当て板鋼桁補強工）



トンネル補修工　断面修復工
（左官工法）



トンネル補修工　剥落防止対策工
（可視繊維シート接着工法）

道路維持修繕工事に関する歩掛を新たに４工種制定

※⑤⑥⑦は、小規模施工の歩掛区分を設定

土木工事標準歩掛の改定

１．土木工事標準歩掛　【２４工種】

（２）使用機械、労務等の変動による改定：８工種

⑧鋼管・既製コンクリート杭打工（鋼管ソイルセメント杭工）　⑨場所打杭工（ダウンザホールハンマ工）
⑩ニューマチックケーソン工　⑪仮橋・仮桟橋工　⑫仮囲い設置・撤去工　⑮切削オーバーレイ工（ICT）
⑱道路除雪工　㉓架設支保工


鋼管ソイルセメント杭工


ニューマチックケーソン工


道路除雪工

（３）移動時間を考慮した改定：６工種

⑬濁水処理工（一般土木工事）
⑭地すべり防止工（ふとんかご）　⑰トンネル補修工　ひび割れ補修工（低圧注入工）
⑲トンネル工（NATM）〔発破工法〕　⑳トンネル濁水処理工　㉔伸縮装置工（鋼製）

（４）建設機械の回送時間を考慮した改定：１工種

㉑トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）


トンネル工（NATM）〔発破工法〕


ＰＣ橋架設工

（５）作業休止時間を考慮した歩掛の改定：１工種

⑯路上路盤再生工

（６）資材の搬入制約を考慮した歩掛の改定：１工種

㉒ＰＣ橋架設工

令和8年度　施工パッケージ型積算関係の改定

２．施工パッケージ関係歩掛　【８工種】

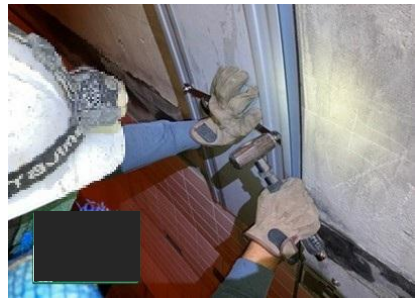
（１）使用機械、労務等の変動による改定：４工種

①機械土工（土砂）[ブルドーザ掘削]　②機械土工（岩石）掘削

③機械土工（土砂）[床掘]（ICT）　⑤捨石工



捨石工



トンネル漏水対策工

（２）移動時間を考慮した改定：４工種

④排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）

⑥笠コンクリートブロック据付工

⑦半たわみ性（コンポジット）舗装工

⑧トンネル漏水対策工【面導水、線導水、導水樋】



排水構造物工
（鉄筋コンクリート台付管）



笠コンクリートブロック据付工

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機労材規格のうち、代表機械規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等）を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、国土技術政策総合研究所ＨＰに掲載（令和８年３月公表）。
（https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm）

市場単価の一部廃止について

○ 以下に示す市場単価３工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止します。

○ 鉄筋工、ガス圧接工は「土木工事標準歩掛」に移行します。

市場単価方式とは・・・
工事を構成する一部、または全部の工種について、歩掛を用いず、材料費、労務費、及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格を把握し、これを直接、積算に用いる方法

市場単価の廃止【３工種】

①鉄筋工　②ガス圧接工　③軟弱地盤処理工



鉄筋工



ガス圧接工



軟弱地盤処理工

鋼橋製作工

○鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

● 材料費（溶接材料費及び副資材費）

副資材費（円／t）

	現行	改定
副資材費は、工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で、加工鋼重当たり溶接材料込みの単価	18,200	19,700

● 鋼橋製作費（本体製作工数）

トラス　仮組立て工数（人／個）

種　別	現行	改定
c	0.79	0.93

● 輸送費

		輸送回帰式 X：輸送距離（km） Y：輸送単価（円/t）
鈑桁（鋼床版鈑桁のみ）	現行	Y＝33.11X＋14,686
	改定	Y＝51.35X＋10,138



トラス仮組立状況



鋼床板鈑桁輸送状況

新技術関係積算基準類の整備

- 令和６年度より**有用な新技術の現場実装**を目的に、受注者及び発注者の工事費積算の手間が省けるよう、推奨技術及び準推奨技術の**基準類（積算基準等）を整備**。
- 令和７年度は、新たに**１０技術**の基準類を整備。（過年度に整備し、適用継続する技術は**5技術**）
- 今後、活用実績等を考慮して追加の予定。
- 整備した基準類は、NETIS（https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS）にて公表予定。

整備年度	登録番号	技術名称
R7	KT-230174-VE	建設用３Ｄプリンティング
R7	QS-180038-VE	パワーブレンダー工法（横行施工）
R7	SK-200003-A	トモロボ
R7	TH-160010-VE	吸水性泥土改質材　「ワトル」
R7	SK-180020-VE	法面設置点検用階段・非常階段
R7	KT-200133-VE	砕石メッシュかご「かご楽」
R7	CG-130006-VE	ハレーサルト張り出し歩道
R7	QS-170005-VE	クマンツメ
R7	KT-160124-VE	ロードライン マーキュリー ドライサポート工法
R7	HK-140002-VE	橋梁用埋設型排水桝

整備年度	登録番号	技術名称
R6	CB-180013-VE	ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）
R6	HK-200001-VE	高機能床版排水パイプ設置工
R6	KT-210028-VE	油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法
R6	HR-220004-A	消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリーニング」
R6	CB-160026-VE	ＳＡＶＥコンポーザーＨＡ

■　適用時期　　令和８年４月１日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用。

維持・修繕工事の積算等における留意事項

○ 維持・修繕工事では小規模で点在する作業や同一地区内で施工時期が異なる作業が発生する場合が多く、小規模な作業では積算額と実際に発生する費用の乖離が大きく、工事受注者の負担が増加する恐れがあり、また、緊急対応を含む維持工事においては、24時間365日連絡体制を確保することとなり、監理（主任）技術者を始め工事受注者への負担が大きいとの声が確認されておりました。

○ これを踏まえ、維持修繕工事における積算等の改善方策として、受発注者アンケート及びヒアリングを踏まえ、「維持・修繕工事の適切な積算の実施等に向けた留意事項」をとりまとめました。

1. 1日未満の小規模作業に対する積算

- 監督職員は、作業場所等を考慮して日当たり標準作業量単位で作業量を指示するよう留意
- 施工パッケージ単価の作業の変更積算においては、「1日未満で完了する作業の積算」の適用を検討
- 応急処理等の1日未満の作業における実績精算では、拘束時間や支払い実態を踏まえた積算数量を採用
- 受注者は、当該作業の日報等を監督職員へ提出

2. 小規模・点在作業を伴う工事の諸経費

- 通年維持工事で機械の回送費や通規費等が著しく増加する場合には、間接費にて個別の積上げを検討
- 施工箇所が点在する工事を発注する際には、下記項目に留意して発注ロットを決定
  ①1箇所当りの工事規模（工事内容）
  ②1工事の施工箇所（点在箇所）数
  ③施工箇所間の距離
  ④工事全体の規模、工期設定

3. 監理（主任）技術者の負担軽減

- 以下は監理（主任）技術者の現場立会（臨場）を必須とせず、事前・事後確認により作業時の臨場を省略可能
  ①目的物の品質管理等が不要である作業
  ②緊急であり迅速な対応が必須である作業
  ③その他受発注者で協議し、立会不要と認める作業
- 工事受注者が緊急作業に対する発注者からの連絡体制を構築する上では、以下の運用も可能
  ①緊急連絡先の電話番号を固定し、監理技術者を含めた受注者の職員が輪番で担当
  ②現場代理人と監理（主任）技術者が兼務の場合等は、本社（本店）の社員を連絡受報者に登録

4. 連絡体制確保に対する経費の取扱い

- 緊急作業のために待機等が必要になる場合は、監督職員は受注者に対して明確に指示を発出することを前提とし、待機開始時点から後片付けまでの時間を対象に実績で精算
- 最終的に作業（出動）しなかった場合でも、待機指示を出した場合には、同様に実績で精算
- 受注者に対して連絡体制の確保（自宅待機）を指示した際、連絡体制の第一受報者を拘束したと判断される場合には、費用の計上を検討

公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害協定に基づき要請する災害応急対策工事時の労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映

（**発注者等の責務**）

第七条　発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一　公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、**第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。**

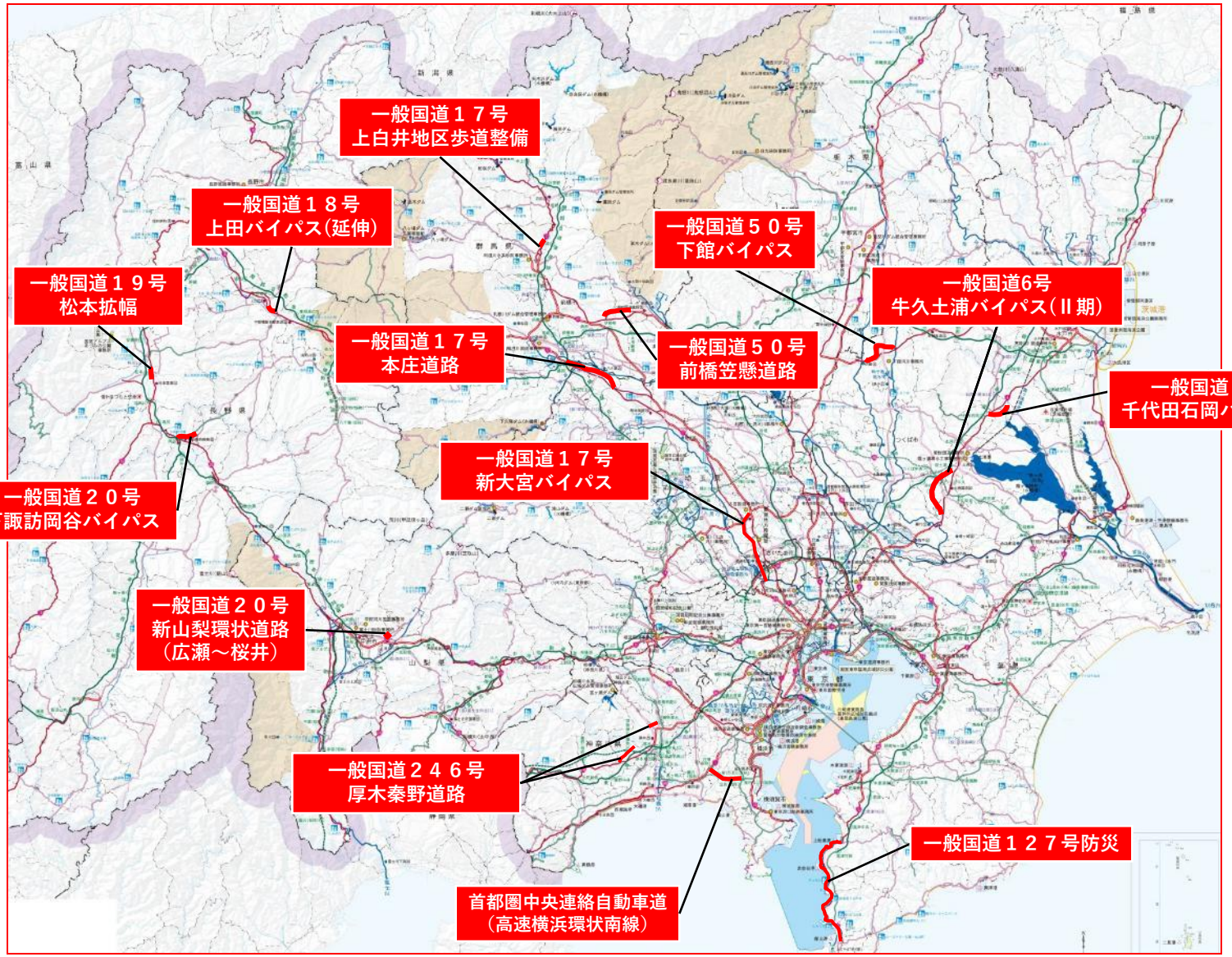
（**受注者等の責務**）

第八条　受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

5　**前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。**

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

整備局資料－２



※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料は、主な事業箇所を示したものであり、小規模な発注予定箇所の事業は示しておりません。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道6号　牛久土浦バイパス（Ⅱ期）



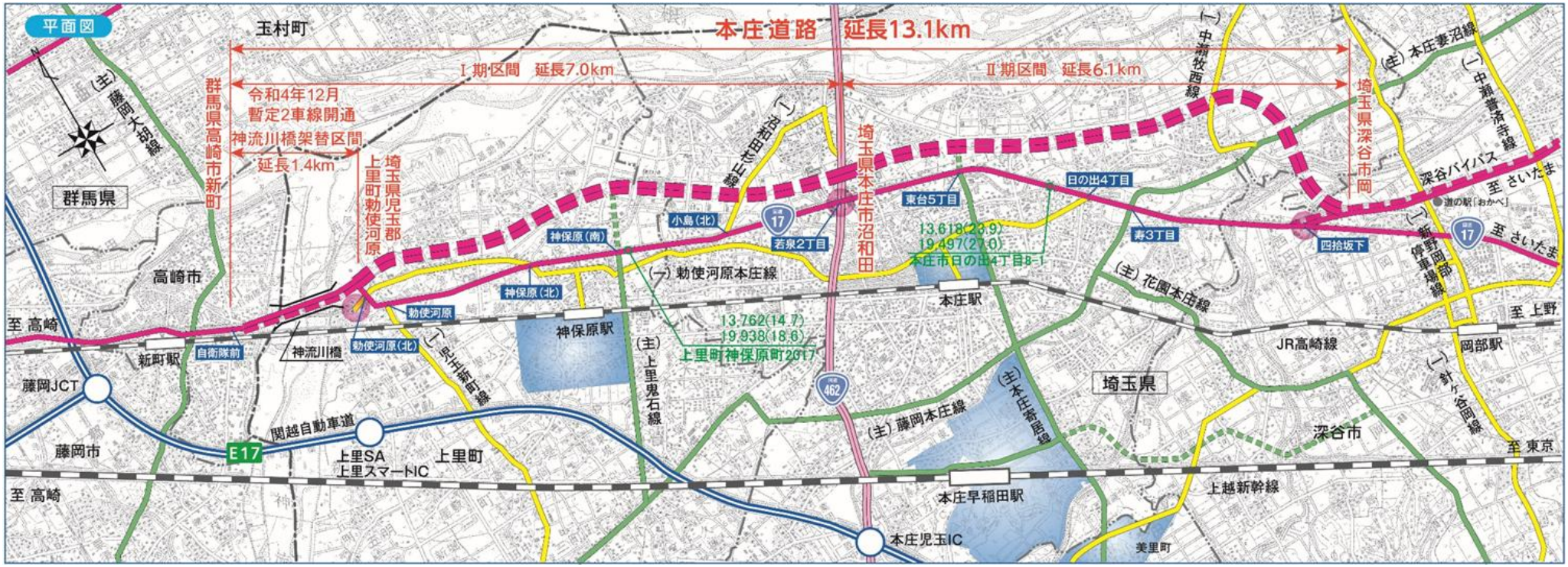
橋梁名	橋長
中高架橋（市道Ⅰ-29号線）上り線	約　45　m
中高架橋（市道Ⅰ-29号線）下り線	約　45　m

凡　例
- 開通済
- 事業中

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道17号　本庄道路（ほんじょう）

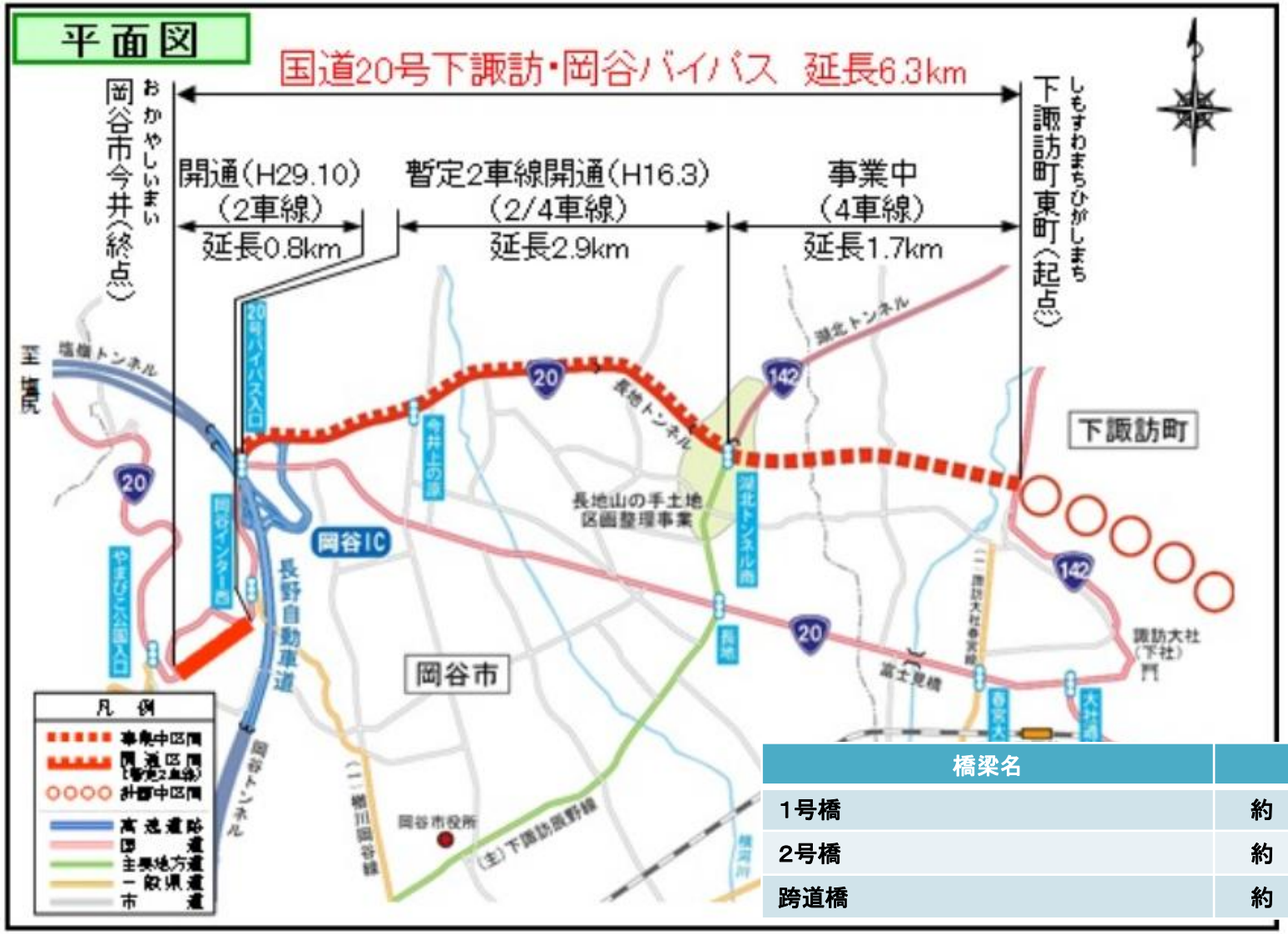


橋梁名	橋長
忍保川第4橋	約　40　m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道20号　下諏訪岡谷バイパス（しもすわ　おかや）



橋梁名	橋長
1号橋	約　200　m
2号橋	約　30　m
跨道橋	約　30　m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道50号　下館（しもだて）バイパス



橋梁名	橋長
江連用水路橋	約　10 m
飯島跨道橋	約　25 m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■首都圏中央連絡自動車道（高速横浜環状南線）

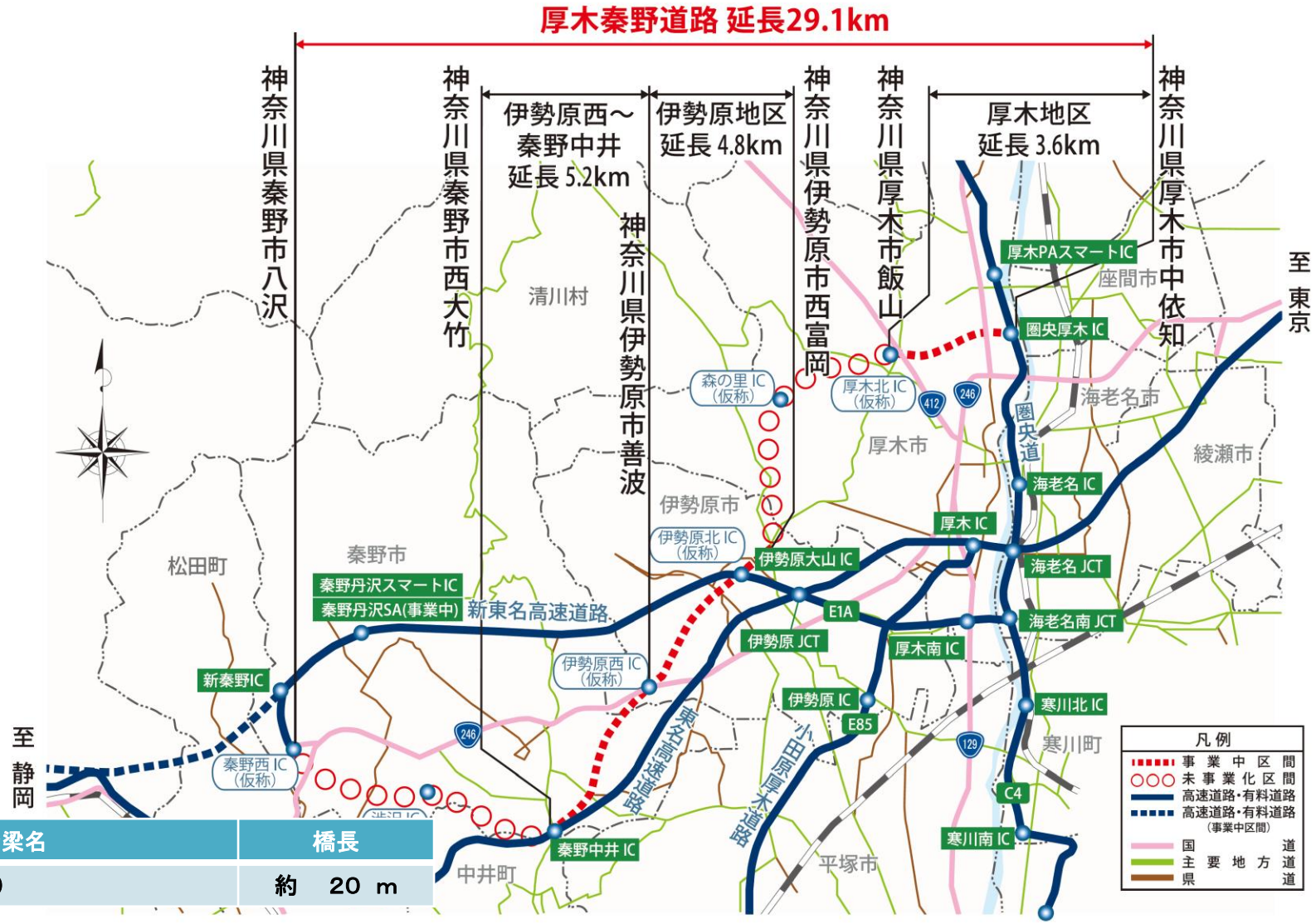


橋梁名	橋長
戸塚IC Eランプ歩道橋	約　20　m
戸塚IC Gランプ歩道橋	約　15　m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道246号　厚木秦野道路（あつぎ　はだの）



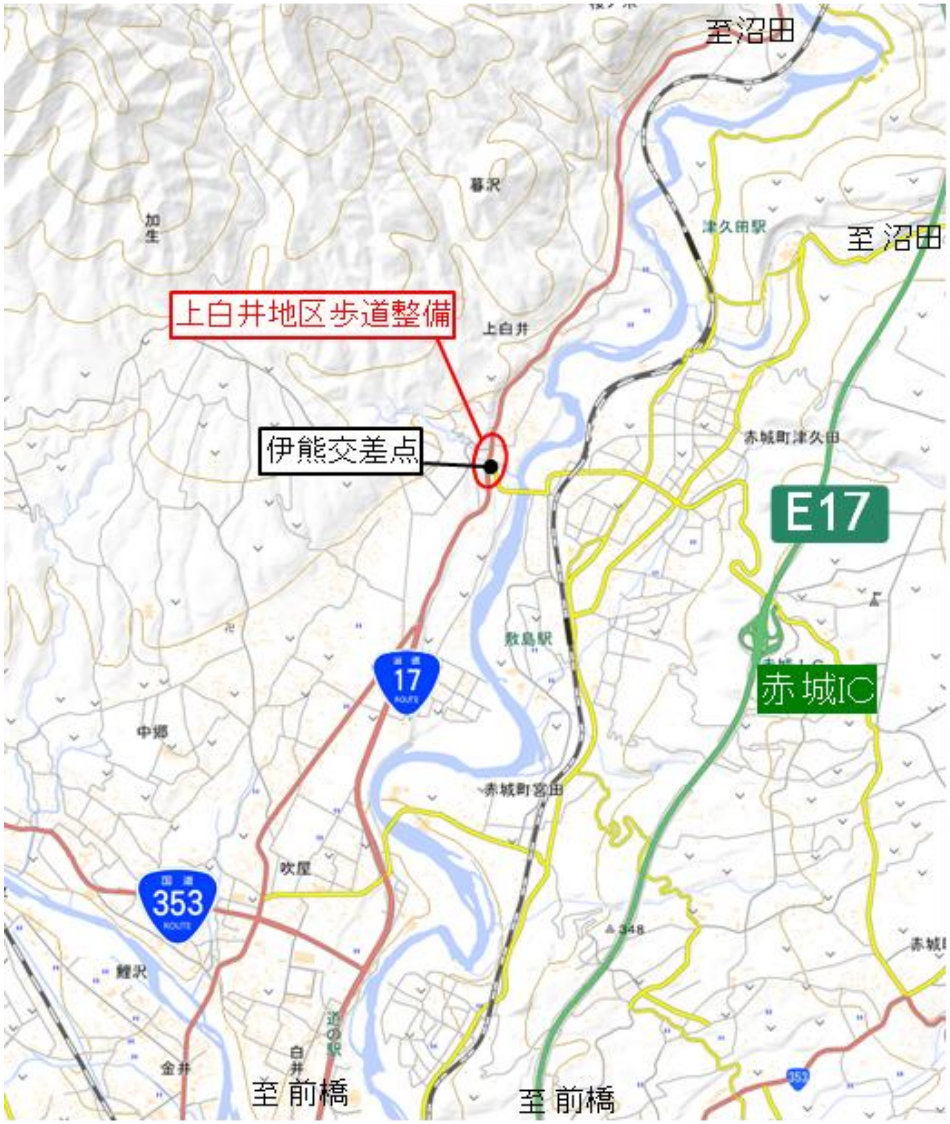
橋梁名	橋長
本線橋（厚木2工区）	約　20 m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道17号　上白井（かみしろい）地区歩道整備



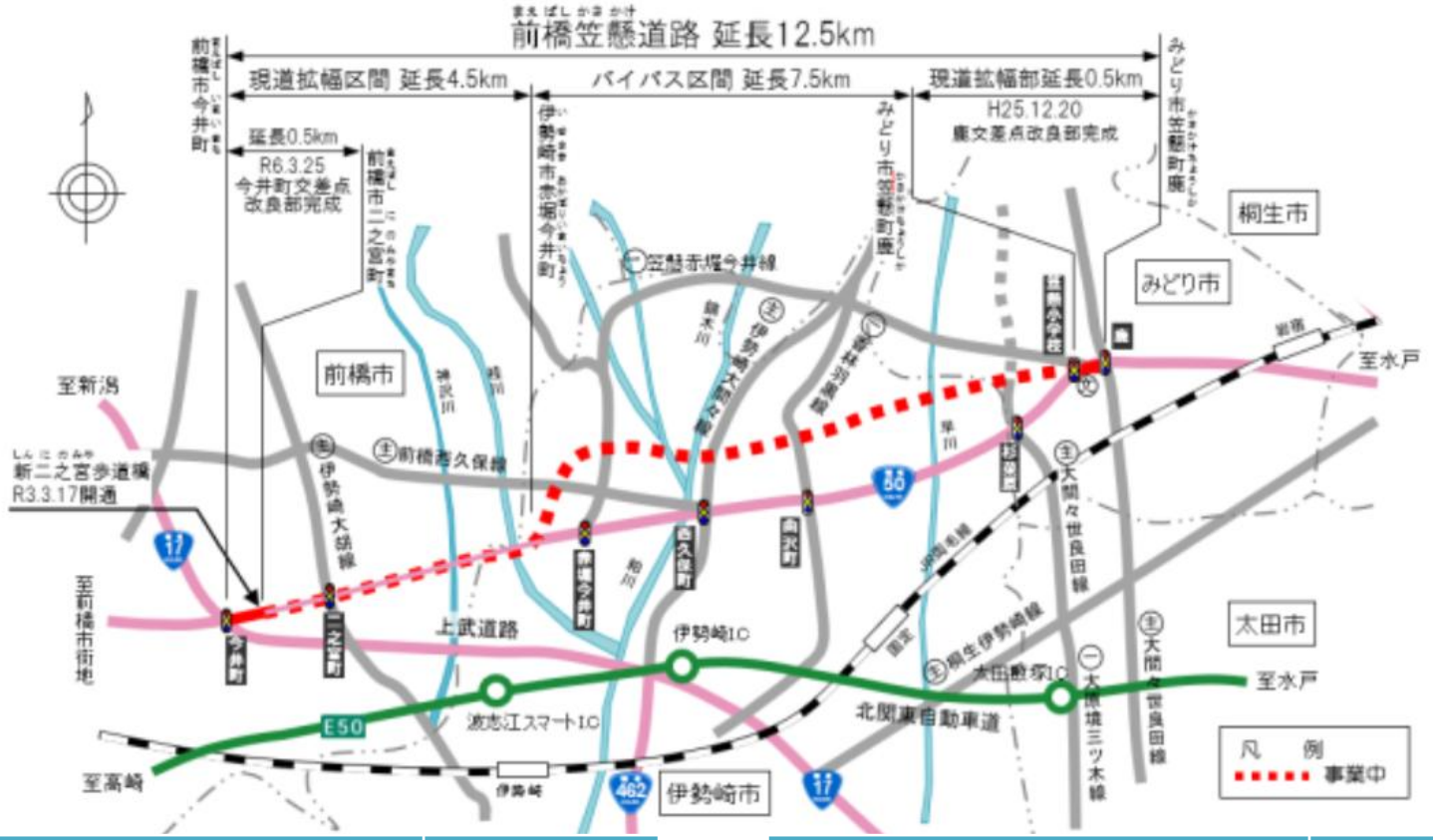


橋梁名	橋長
唐沢橋	約　20 m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道50号　前橋笠懸道路（まえばしかさかけ）



橋梁名	橋長
早川橋（上り線）	約　20　m
早川橋（下り線）	約　20　m
香林陸橋（上り線）	約　30　m
香林陸橋（下り線）	約　30　m

橋梁名	橋長
笠懸陸橋（上り線）	約　30　m
笠懸陸橋（下り線）	約　30　m
鏑木川橋	約　25　m
粕川橋	約　30　m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道127号防災

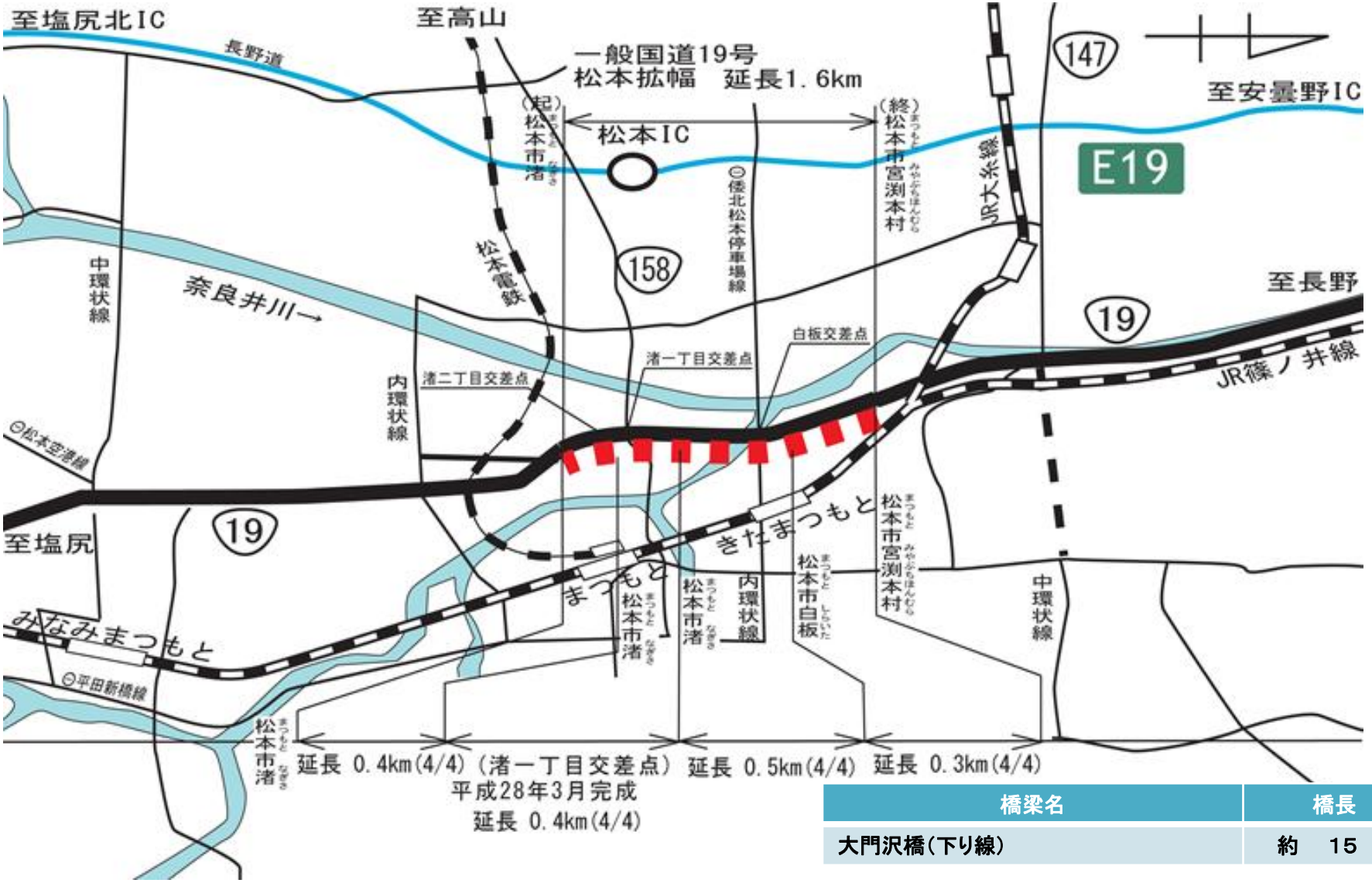


橋梁名	橋長
金尾橋（上り線）	約　30 m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道19号　松本（まつもと）拡幅



橋梁名	橋長
大門沢橋（下り線）	約　15 m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道6号　千代田石岡（ちよだ　いしおか）バイパス

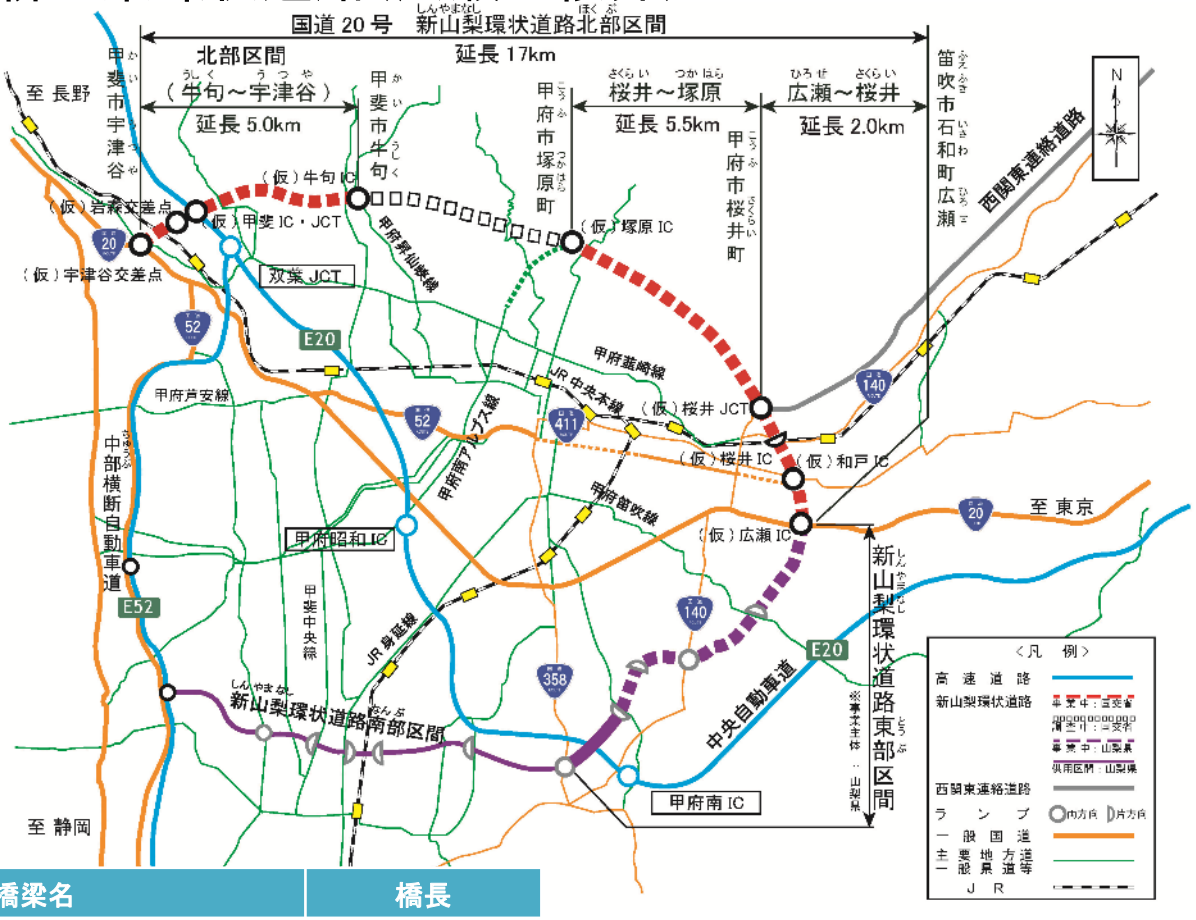


橋梁名	橋長
幸町・田島下線跨道橋（上り線）	約　40 m
No553跨道橋	約　50 m
No559跨道橋	約　55 m
新田山高浜線跨道橋	約　30 m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道20号　新山梨環状道路（広瀬～桜井）



橋梁名	橋長
（仮称）広瀬高架橋オフランプ橋	約　80　m
（仮称）広瀬高架橋オンランプ橋	約　85　m
（仮称）桜井高架橋オフランプ橋	約　80　m
（仮称）桜井高架橋オンランプ橋	約　65　m

橋梁名	橋長
（仮称）和戸高架橋オンランプ橋	約　80　m
（仮称）和戸高架橋オフランプ橋	約　60　m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道18号　上田（うえだ）バイパス（延伸）

平　面　図

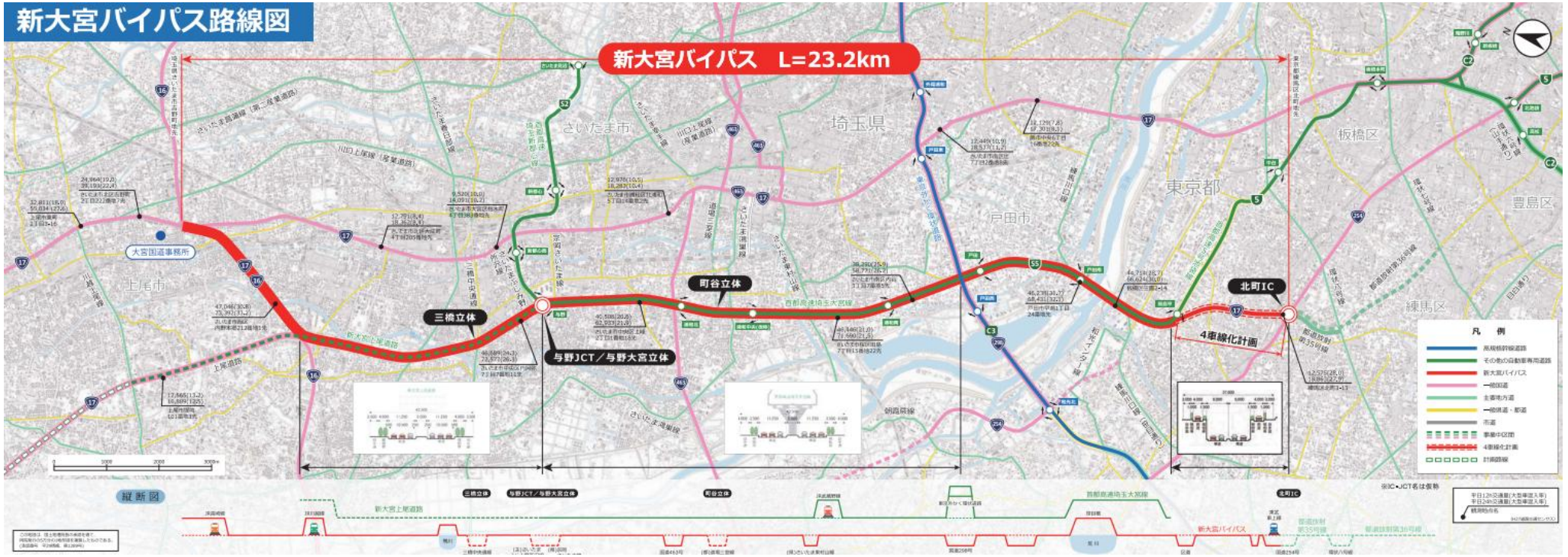


橋梁名	橋長
4号橋	約　150　m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

関東地整における主なPC上部発注予定箇所

■一般国道17号　新大宮（しんおおみや）バイパス



橋梁名	橋長
下赤塚高架橋	約　110　m

※本資料は、今後５カ年程度の発注予定を示したものであり、変更の可能性があります。
　また、発注予定は、公共事業関係予算が安定的に確保された場合を想定したものです。
※本資料における事業中箇所に係る橋梁やIC、JCT等の名称はすべて仮のものです。

整備局資料－３

令和８年度（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答
１．年度工事量の安定的な確保	（１）年度工事量の安定的・持続的な確保 ●各地域の年度工事量の安定的・持続的な確保のためPC工事量の増加をお願いします。 首都圏中央連絡自動車道4車線化（久喜白岡～大栄）や東関東自動車道水戸線（潮来～鉾田）の繁忙期に相当程度のPC上部工事（主に跨道橋工事）を発注し、部分的には不調不落となるような事態も発生しておりました。現在は、当該二路線が概成したことから、PC上部の工事量が減少している状況にあります。 今後は、直轄事業においてプレキャストPC桁の特性を踏まえた橋梁選定の推進や、下部工に早期着手することで上部工発注に備える等、少しでもPC橋梁の安定的・持続的な確保に向けた工夫を行ってまいりたいと考えております。 （２）次世代に夢をつなげる新規プロジェクトの創生 ●歴史をつないできたＰＣ技術の継承と次世代を担う若手技術者がものづくりに魅了されるようなＰＣ新設の新規プロジェクトの創生をお願いします。 令和3年7月15日、関東地方整備局では、地域の将来像等を踏まえ、広域的な道路交通の今後の方向性を定める関東ブロックの「新広域道路交通ビジョン」を策定し、さらに、このビジョンを踏まえ、概ね20～30年間の中長期的な視点で検討を進めた「新広域道路交通計画」を策定し、公表しております。

令和８年度（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答
２．働き方改革の推進	（１）柔軟な完全週休二日の推進 ●十分な休日の確保を実現するため、土日の現場閉所を軸とし、祝日相当分をその月内の任意のタイミングで取得できる発注者指定型の「柔軟な完全週休二日」工事の発注推進をお願いします。また、地方自治体やNEXCO等の発注機関についても、各管内のブロック発注者会議などの場において、「柔軟な完全週休二日」工事の発注への取組みの周知をお願いします。 ●また、令和６年度の土木工事共通仕様書より、週休二日について「週休二日は土日を休日とする４週８休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で４週８休以上を確保する」と条文化して頂いています。土木工事共通仕様書での条文化は、地方自治体を含めた効果が大きいため、更に進めて昨年度提案しました「週休二日は土日＋祝日を休日とする４週８休以上の現場閉所」の条文化に加え柔軟な祝日相当分の休日取得を希望します。 直轄工事においては、おおむね週休2日が定着し、今後は、多様な働き方の実現に向けて、週休2日としての働き方の他、気候(猛暑対策等)を踏まえた働き方、変形労働時間制を適用した柔軟な働き方、担い手のニーズに応じた働き方など、多様な働き方の実現に向けた支援を行っていくことが重要と考えています。 また、他の発注機関に対しては、引き続き、関東ブロック発注者協議会等の場を通じて取り組みの周知に努めてまいります。 他方、他産業並みに土日祝を閉所とすることは、担い手確保の観点から有効と考えられ、多様な働き方に向けた取り組みを進めるなかで、地域特性や工事内容等を踏まえつつ、試行工事の可能性について検討を進めてまいります。 （２）総労働時間の削減 ●発注者作成の総労働時間削減策（スリム化ガイド等）の取り組み状況について調査した結果、令和６年度と比較して改善が遅れている項目の促進を要望します。 スリム化ガイドについては、継続してフォローアップを行っており、今年度も受注者向けアンケート調査を実施し、頂いたご意見を踏まえ、更新について、検討してまいります。 また、改善が遅れている項目など、頂いたご意見について、受発注者向け説明会にて周知してまいります。 ●発注者作成の総労働時間削減策（スリム化ガイド等）の取り組み状況について調査した結果、発注者が担当する書類を受注者が作成した際に設計変更の対象とするケースもありますが、受注者の総労働時間削減のために、引き続き発注者が担当する書類は発注者側で作成して頂くことを要望します。 設計変更書類作成に係る受発注者の役割分担については、「土木工事電子書類スリム化ガイド」に基づき適切に対応するように、事務所に改めて徹底してまいります。 スリム化ガイド等に反する指摘等を受け、スリム化ガイドを発注者等へ提示しても、共通認識を得られない場合は、関東地方整備局　企画部　技術調査課までご報告をお願いいたします。 また、「請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み」の相談に応じる「建設現場悩み相談窓口」を設置しておりますので、必要に応じて、ご活用下さい。

令和８年度（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答
	（３）暑中における作業条件の改善 ●暑中における作業環境が以前に増して厳しくなっていることもあり、作業効率の低下が無視できないレベルになっています。令和７年１２月に事務連絡がありました「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」が確実に施行されれば基本的な課題が解決されていくと考えられるため、PC建協としても全面的に協力してまいります。また、コンクリート打設やPCグラウトなどPC工事に不可欠かつ連続作業が必要な工種について、品質確保のために特別な対策を実施した場合は、設計変更の対象として頂くことを要望いたします。 国土交通省で作成している土木工事標準歩掛は、予定価格のうち直接工事費を積算するためのもので、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の職種・規格や所要量等を工種毎に、実際の現場実態を調査した結果より設定しております。 また、令和8年度の標準歩掛の改定より、積算者が土木工事標準歩掛の適用可否の判断をしやすいように、適用範囲及び施工方法を詳細に記載するなどの見直しを実施しています。 さらに、土木工事標準歩掛の適用範囲外となる場合には、特別調査又は見積徴取により、当該工事に適用する歩掛を決定しています。 ご指摘の暑中施工に伴う品質確保対策については、その必要性や施工実態の把握に努めるとともに、現場条件等により標準的な施工が想定できない場合には、特別調査や見積徴取の活用を含め、適切な積算手法について検討してまいります。 （４）技能労働者の処遇改善 ●国土交通省直轄におけるＰＣ工事について、ＣＣＵＳ義務化モデル工事やＣＣＵＳ活用推進モデル工事の発注推進の強化をお願いします。モデル工事では、積算にカードリーダー設置費用、現場利用料が計上されていますが、モデル工事による労働者に対した直接的なメリットになっていません。労働者に金銭的なメリットを提供し更なるCCUSの普及のため、評価基準（レベル1～4）に応じた労務単価設定の実現を希望します。 関東地方整備局では、全ての一般土木工事(WTO対象)でCCUS義務化モデル工事の活用に取り組んでまいりました。PC工事へのCCUS義務化モデル工事やCCUS活用推奨モデル工事の適用については、普及状況、地域の要望や実情を十分勘案し、丁寧に検討してまいります。 なお、積算に使用する公共工事設計労務単価については、公共工事に従事する建設労働者の賃金の支払い実態を職種ごとに労働基準法に基づく「賃金台帳」等から調べる「公共事業労務費調査」の結果に基づいて決定しております。

令和８年度（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答
３．生産性向上の推進	（１）プレキャスト化の推進 ●プレキャスト桁の採用率は全国平均で58%の結果でした。プレキャスト桁が不採用となった理由には経済性が挙げられたものも有りました。建設現場の省人化・省力化・働き方改革にはプレキャスト桁の活用が有効となりますので、「労働災害リスク、省人化・省力化、現場での工期」の評価値を重視したVFMの概念を適用していただき、さらなるプレキャスト化の推進をお願いします。 橋の形式選定にあたっては、安全性、省人化・省力化、工期短縮についても適切に評価することとしており、コンクリート橋の形式については、プレキャスト部材及び現場打ちコンクリート部材を用いた場合の比較検討や「コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン」の活用について、各事務所に周知しています。 なお、プレキャスト桁の採用にあたっては、省人化・省力化による生産性の向上等のメリットを確認していることから、引き続きプレキャスト桁の推進について検討してまいります。 更に、第三次改正公共工事品確法においてVFMの考え方に基づいた資材等の採用に努めることが記載されました。プレキャストの優位性を含めた総合的な評価（VFM）についても取り組んでまいりたいと考えております。 （２）ICT活用の推進（BIM/CIM活用） ●設計段階から引き継いだ３次元データからBIM/CIMを活用して施工の効率化を目指しております。また、施工段階で作成したデータを維持管理業務への引き渡しについても有効なデータが提供できるように取り組んでまいります。発注者様におかれましては、各段階で使用するデータの内容が BIM/CIM活用において有効であったかの検証をお願いします。その結果を基に発注者様との意見交換や協議により有効活用を目指してまいります。 設計段階から引き継いだ3次元モデル等について、施工及び維持管理段階での活用を推進してまいります。また、使用したデータ等の有効性については、関東地方整備局BIM/CIM事例集やインフラDX大賞の取組事例を通じて、活用効果や課題を検証しており、引き続き、より有効なデータ活用に取り組んでまいります。 ●PC橋におけるBIM/CIM活用促進を図るため、今年度より『設計情報属性ファイル（DIA）の標準化』の検討を開始しました。３年程度を目標に標準化を進めて行く考えです。発注・設計・施工段階でメリットを出すためには、どのような属性データを標準化対象とするかも重要となります。設計から施工へ受け渡される属性データについて、どのような課題が有るかを確認するためには、具体的な属性データの受渡が必要となります。そのため、設計段階から積極的に属性付与を実施していただく検討をお願い致します。 PC橋における設計情報属性ファイル（DIA）の標準化は、設計・施工間の情報連携に有効と考えています。国土交通省BIM/CIM推進委員会では、鋼橋の鈑桁を対象とした取組に続き、令和8年度中に箱桁を対象としたデータ連携の取組を開始する予定ですが、PC構造への展開は現時点では未定です。いただいたご要望については、本省へ伝えてまいります。

令和８年度（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答
	（３）ICT活用の推進（新技術促進） ●PC建協では　i-Bridgeでの成果を基にインフラDXを目指してまいります。会員各社が取り組んでいるICT技術について、活用できるフィールドの提供を引き続きお願いします。技術提案評価型のＳＩ型等でICT技術をテーマとして発注いただき、さらなる技術開発の支援となるようお願いします。 会員企業各位の既契約工事において、監督職員と協議の上、積極的に新技術の活用を進めていただければと思います。また、工事の発注にあたっては、現場条件や対象構造物の特徴等を考慮の上で、適切な発注方法の選定に努めてまいります。 建設現場の生産性向上は国土交通省としても重要課題と考えており、ICTやBIM/CIM分野の技術については経費負担に関する取り決めを行い普及を図っているところです。令和7年度には、導入コストにより普及が進みにくい新技術・新工法について、一定の範囲内で費用を計上する前提で技術向上提案を求める「技術提案評価型（SI型）」が制度化され、関東地整でもこれまでに「一般土木工事」において適用してきたところです。 「技術提案評価型（SI型）」については、試行実施要領（本省通知）に基づき実施しているところであり、総合評価ガイドラインにおいて「技術提案評価型S型」を採用することが想定される直轄工事のうち、競争参加者の技術向上提案に基づいた比較的軽微な設計図書の変更により、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上が期待される場合や、新技術・工法等の活用が期待できるものをＳＩ型の対象工事として選定することとされております。引き続き、工事毎に総合評価落札方式のタイプ、テーマ設定などを検討してまいります。 なお、コンクリート橋上部工事については、「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」の各段階でICT施工技術を活用する「ICT構造物工（橋梁上部）」を施工者希望Ⅱ型として適用しています。契約後の協議において受注者からの提案によりICT施工技術の活用を実施する場合は、各段階を設計変更の対象とし、契約変更を行うこととしています。

令和８年度（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答
４．ＰＣ橋の長期保全の推進	（１）詳細調査・施工計画付工事の推進 ●ＰＣ橋は、外観目視だけでは劣化の原因や程度が把握できない場合があり、補修工事には専門的な技術が必要となります。 ＰＣ橋の維持・保全分野における品質向上、円滑な事業遂行を目的に、設計者と施工者の連携した詳細調査・施工計画付工事の推進をお願いします。 PC橋については、損傷状況によって詳細な調査・診断や専門的な技術的検討が必要となる場合があり、設計者と施工者の連携は重要なものと認識しています。PC橋の補修工事にあたっては、現地条件や補修内容を踏まえて検討していくとともに、設計・施工一体発注の効果についても検討が必要と考えております。 （２）地方自治体への支援要請 ●地方自治体の管理する高度な専門知識や施工ノウハウを必要とするPC橋梁の維持保全事業において、地方自治体への支援をお願いします。 関東地方整備局では、定期的に開催している各都県道路メンテナンス会議にて、地方公共団体への支援として、地方公共団体職員を対象とした研修や講習会等を通じた人材育成、損傷が著しいなど高度な技術力を要する社会的に重要な道路施設に対して技術的助言を行う「直轄診断」、さらに地方公共団体からの要請に基づき、高度な技術力を要する修繕工事等を当該地方公共団体に代わって国が実施する「修繕代行」制度について積極的に紹介しています。今後とも、地方公共団体が適切な維持管理を実施できるよう、技術的支援を実施してまいります。

令和８年度（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会との意見交換会　回答

項　　目	回　答
５．優れた機能性と構造デザイン性を有するプレキャストＰＣ建築の推進	（１）官庁営繕・土木営繕にプレキャストＰＣ造を推進 ●官庁営繕部は、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」（令和3年7月）を策定されており、自然災害が増える中、国土交通省が管轄する防災拠点となりうる合同庁舎等、補助金を必要とする地方自治体の庁舎等の計画に際し、優れた耐震性能を有するプレキャストＰＣ造を構造比較の対象に加えることを提案します。 　プレキャストＰＣ造は、官庁営繕部が官庁施設に求める基本的性能を示された「官庁施設の基本的性能基準」（令和6年3月改訂）に合致しています。例えば、ロングスパンを用いた無柱空間を創り出すことで、機能性を有するフレキシブルな作業空間や利用スペースを生み出し、専門工場で製造されるプレキャスト部材は、高品質かつ耐久性にも優れています。また、土木営繕の庁舎・施設等においてもプレキャストＰＣ造を比較対象に加えることを提案します。 関東地方整備局が行う官庁営繕事業では、建物の構造形式について、PC材やプレキャストPC部材の活用を含め、建物の特性、規模、工期、コスト等を踏まえて総合的に検討しております。 引き続き、建物の特性に応じて、プレキャストPC部材の品質、耐久性などを踏まえ、活用を検討してまいります。 また、関東甲信地区営繕主管課長会議等を通じて各地方公共団体や土木営繕とPC部材やプレキャストPC部材の活用について情報の共有を図ってまいります。 （２）プレキャストＰＣ造の採用を加速させる選定フローの採用 ●国土交通省が所管する「コンクリート生産性向上協議会」の報告では、規格の標準化、要素技術の一般化および全体最適の検討において、プレキャスト製品の適用検討（大型構造物への適用に向けたＶＦＭの検討）が議論され、プレキャスト製品の更なる活用に向けて、省人化や働き方改革、環境負荷低減など、プレキャストの優位性を含めた総合的な評価（ＶＦＭ）を取り入れた「プレキャスト導入促進の検討」を行っていくとの方針が示されています。 　提案（１）で示した基本的性能に合致する「プレストレスト・コンクリート造の評価手法を加えたＶＦＭ」の整備を行い、官庁施設の構造選定フローへの採用を提案します。 生産性向上の観点において、プレキャスト化の有効性を認識しており、建物の構造形式については、建物の特性、規模、工期、コストに加えて、プレキャストPC造の優位性を踏まえて総合的に検討してまいります。